

唐代地域史研究

愛宕 元

序言

一 〽 四八頁

華北篇

第一章 両京郷里村考

四九 〽 三四四頁

はじめに

第一節 西京長安

第二節 東京洛陽

第三節 郷里制と自然村落の關係

第二章 京兆府の戸口推移

三四四 〽 四八八頁

第一節 京兆府の戸口動態

第二節 戸口増減の顕著な県

結語

第三章 五代・宋初における長安とその周辺
― 広慈禪院莊地碑の分析を通して ―

四八九 〽 五六二頁

第一節 広慈禪院莊地碑の概要

第二節 東莊の分析

第三節 西莊の分析

第四節 広慈禪院について

第五節 安氏父子と広慈禪院の關係

結語

第四章 唐代関内道の城郭規模と構造

五六三 〽 六五〇頁

―畿内の辺境化との関連を中心に―

はじめに

第一節 京兆府下の県城郭

第二節 関内道の州県城郭

結語

第五章 唐代太原城の規模と構造

はじめに

第一節 文献資料から復元した唐太原城

第二節 城郭構造上の特徴

六五一―七二八頁

第六章 唐代の蒲州河中府城と河陽三城

―浮梁と中潭城を伴った城郭―

はじめに

第一節 唐代の主要橋梁と巨大洲

第二節 蒲津橋と蒲州河中府城

第三節 河陽橋と河陽三城

七二九―八九〇頁

おわりに

第七章 唐代前半期の華北村落の一類型

―河南修武県周村の場合―

第一節 碑文に見えた「周村」

第二節 「周村」の村落規模と官僚化人口

第三節 「周村」の地理的立地

第四節 「周村」と大陸・吳沢・上林府の位置関係

八九一―九九六頁

結語

華中篇

第一章

唐代江南における宗教的関係を媒介とした士人と地域社会 九九七 ～ 一〇七四頁

第一節

潤州仁静観魏法師碑を手掛りに

第二節

本碑序の内容
施捨檀越者の分析

第三節

魏隆法師と魏姓人名との関係

第二章

唐代の揚州城とその郊区

第一節

揚州管下の戸口推移

第二節

唐揚州城の規模と形状

第三節

城内の復元

(1) 官衙

(2) 橋

(3) 城門

(4) 寺院

(5) 道観

(6) 坊市

第四節 郊区の郷・里・村

(1) 江都県

(2) 江陽県

(3) 揚子県

第五節 江岸線南移動と新運河

第三章

唐末五代における江南の城郭大規模化

華中・華南の場合

一〇七五～一二七八頁

一二七九～一四〇八頁

第一節 唐代州縣城郭の規模
 第二節 華中・華南の州縣城

(1)	荊州江陵府城	(2)	廬州城	(3)	潤州城
(4)	潤州上元縣城 (金陵江寧府城)			(5)	常州城
(6)	潤州江陰縣城	(7)	蘇州城	(8)	杭州城
(9)	杭州東安鎮城	(10)	湖州城	(11)	睦州城
(12)	越州城	(13)	越州諸暨縣城	(14)	越州新昌縣城
(15)	衢州城	(16)	温州城	(17)	台州城
(18)	明州城	(19)	明州定海縣城	(20)	虔州城
(21)	袁州城	(22)	撫州城	(23)	撫州南城縣城
(24)	宣州城	(25)	歙州城	(26)	歙州婺源縣城
(27)	池州城	(28)	福州城	(29)	建州城
(30)	桂州城				

結語

付表 唐代州縣城郭一覽

序

言

ok

文獻資料に據る中國史の實證的研究を行う
 際、唐代以前と宋代以後とでは利用するこ
 とが出来る文獻資料は質量ともに大きく異なる
 ことは敢て言うまでもないところである
 唐代史を主たる研究分野とする者にとって
 資料上の制約は少なくない。しかも、主要
 な文獻資料は先學によつてほぼ完璧に利用し
 盡されていると言つてよい。このような唐代
 史研究の現状にあつて我々がとるべき研究
 方法は従來とは異つた新たな視点からの文

獻解釋であろう。新たな視点から限らぬ文獻資料を再検討することによって、これまで見過されてきたような歴史事象、あるいは異なつた側面が立ち表れはてくるのはなほある。これが本稿の第一の視点である。

唐代史研究における資料上の制約を補完する有力な手立てとして、我々は既に敦煌文書や吐魯番文書といった新たに見いだした貴重な第一次資料をもつてあり、それらを利用した様々な成果を唐代史の各分野で得ている。

さらに文獻資料を補うものとして、唐代の内地中國における各種石刻資料や、近年の考古學的成果、とりわけ墓誌銘に代表される新出の文字資料があり、こゝらをより積極的に活用することによって、唐代史の諸相がさらに明確になるのではなからうか。本稿の第二の視點は、墓誌銘をはじめとする新出の文字資料、そして既存の各種石刻資料を出來得る限り活用して、唐代史の諸相を説明しようとするものである。言うまでもなく、こゝら

石刻資料は、個々の墓誌銘乃至碑刻だけでは、
 そこに刻せられてゐる内容はきつめて限ら
 ない。また、十分に資料的価値をもつ
 とはい言ひ難い。既存の文獻資料と併せ用いた
 實證的手続きを経ることによつて、はじめ
 歴史學研究の資料として、はかるべき價值が
 生じてくるものである。石刻資料はあくまで
 文獻資料を補完する役割をもつものという
 認識を忘はてはならない。しかしながら、從
 來に限らぬ文獻資料からだけは見えてこ

なかつた唐代史の諸相が、こゝら石刻資料類
を併せ活用することによつて新たに姿を現わ
すはあである。

本稿の第三の視點は、唐宋變革といふ中國
史上の大きな時代の變化を地域史の立場から
検討を試みようとするものである。廣大な歴
史空間をもち、それであらば、そ各地域……と
に多様な歴史展開を示しつつ一つの中國を形
作つてきた中國史を解明するには、まず地域
的な様々の差違を見落すべきではない。地域

的な歴史環境、風土や地理的立地を常に念頭
 に置いてこそ、中國史の實像が見えてくると
 思われるからである。地域史の視點をより具
 體的に言之べ、特定の都市や村落、あるいは
 やや廣がりともつ地域社會をとり上げて、唐
 代前半期、後半期、そして唐末五代期にまで
 至る歴史的時間の流いのなかで、その地域
 社會の變貌をまぶミク口的に跡附け、そのを
 基礎にして、唐代社會全體の時代的變化をマ
 ク口的に展望することを試みた。

以下に各章で展開した論旨を要約しつつ、
本稿の全體的な概要を示しておきたい。

華北篇は、唐代の關中道・河南道・河東道
の諸地域の都市と農村を扱ったものから成る。

第一章「兩京郷里村考」は、唐代の兩京

つまり長安と洛陽の郊區における郷里制の實

態、そして郷里制という制度に編成される實

際の生活の場である自然村落の姿を、主とし

て新出の墓誌銘に記された墓葬地の地名から

具體的に解明しようとして試みたものである。本章では、墓誌銘に墓葬地として記された具體的地名、つまり郷名・里名・村名を博搜し、網羅的に集めた郷・里・村名を整理して歸納的に個々の郷・里及び自然村落の所在を求めるという方法をとった。但し、このような方法は、墓誌銘類が比較的集中して出土している兩京近郊の地であらばこそ可能となつたのであり、他地域を対象とした場合には必ずしも有効な方法ではなからう。またこのような

方法では、今後に出土する墓誌銘類によつて、不斷に補正なし、増補する必要があるであらう。しかし、兩京郊區の郷名とその具體的な所在地については、本章でその過半は解明することが出来たと言ふよう。百戸を里、五里を郷とする郷里制は、少なくとも制度上では、全ゆる農村地域を見事なまでに組織化してゐること、一方でこの人為的な農村地區の組織化によつて、自然村落が制度上では二郷あるいは三郷にすら分割されることもあつたことな

どが兩京郊區にあつて明らかになつた。この事實は、唐代の他地域にあつてもほぼ共通するものと見なしてよい。墓誌銘の活用方法は少なくないが、具體的な地名が記されてゐること、そして新出のものほ出土地が明確であることから、その利用の方法次第で歴史地理的な研究には今後とも有力な補完資料となるはずである。

第二章「京兆府の戸口推移」では、敦煌を發見した「地志殘卷」が既存の文獻資料を

補う上で大きな助けとなった。本文書は一部
部残缺はあるものの、唐代最盛期である天寶
初年におけるほぼ全国各縣下の郷數を記して
いる。既存の文獻資料に見ざるその前後の全
國各縣の郷數と比較検討することをも可能にす
る貴重な示し方と云うことが出来、多様な利
用價值のあるものである。本章では長安を
中心とする唐代首都圏である京兆府管下二十
數縣に限って、その郷數の時代の變化を本文
書を利用することによって跡付け、それに基

づいて各縣の戸口數の動態を明らかにした。
 いくつかの縣が示す唐代を通じての顯著な
 戸口動態は、それらの縣に個有の政治的、
 經濟的、そして農業立地環境の差違など、
 小さな
 リミクロ的ではあるが、同時に具體的な戸口
 動態の因を明らかにすることが出来た。戸口
 數とハウ數量的データが新たに得られること
 によつて、唐代の通時的變化をより確度高く
 検討することが可能となつたことは、この種
 の數量的データの缺落部分を補完する「地志

殘卷上の資料としての價值の高さを示すもの
 である。郷數ひいては戸口數の増加の背景
 として、帝陵が密度高く存在する縣、行宮的
 性格の強い縣、減少の背景として、商業利潤
 を追求する長安在住の王公貴人による不法な
 水碓設置が集中する縣などを指摘した。こゝ
 らはともに京畿という特別な政治的環境下に
 立地することに因るもので、その意味では京
 畿個有の地域的事象と言へる。しかし、
 水部式に等に細かく規定された州縣による水

利管理が十分に機能しなくなると、富商豪強
 等による私的水礎の設置が増え、あるいは大
 土地所有者による不法な私的取水が一般農田
 の水利灌漑に及ぼす悪影響は京畿以外の地域
 においても少なからず生じたであろうことは
 容易に推測されるのであり、京畿諸縣におけ
 る戸口數増減、とくに減少の事例は、本来雨
 水の少ない華北の乾地農業地帯に共通するも
 のと言ふことが出来るであらう。

第三章 五代、宋初に於ける長安とその周

邊しは第二章で論じた唐代京畿管下の地の
時代的變貌を五代・宋初の時期において具體
的に検討したものである。五代の有力節度使
の所領である莊園が、宋初に常住田として佛
寺に寄進されたことを刻した石刻資料の分析
を通じて、唐代の舊都長安及びその近邊の地
の新たな利用状況の一端を明らかにした。唐
末の激しい戦亂によって廢墟と化した舊長安
城は、この時期に大幅に縮小された形で再建
された。そのもの、舊城内外のほとんどは城外

郊區となつて農田化さへてしまつた。かつて
 下南内と呼ばれた興慶宮の地ですら農田と化
 してゐることが本碑によつて具體的に知るこ
 とが出来る。舊城東壁や興慶宮の宮墻が依然
 として殘存する地に、それらと一定の地割と
 して所有地の四至に利用さへてゐることなど
 都城舊址内のその後の土地利用のあり方が
 このように具體的に判明する例は珍らしいと
 言えよう。唐の都城長安のこのような農田と
 しての再利用の姿は、唐の滅亡と新たな時代

の展開を象徴するものと言ふ、これ以後、
 の地が再び都城の地とさへることがなかつた
 という歴史事實、すなわち、この地の歴史地
 理的な環境の變化の最も早い時期の深をもあ
 る。また本碑に見ゆる莊園という大土地所有
 のあり方が、細分化された地段の集積という
 形態をとっていることも明らかになつた。一
 圓的所存形態を主とする中世の大土地所有の
 あり方から、近世的な形態への移行を明確に
 認めることが出来る好例でもある。かつ、細

分化された地段でありながら、渠水からの取水口である斗門をほぼ独占して水利権を確保し、生産性の高い地段が意圖的に集積さへてゐる。第二章で論じた一般の零細な土地經營に立脚する鄉村人口の動態にまさき直接的な影響を及ぼすであろう有力者による水利権の独占という具體例がここに見られるのである。

第四章 唐代關内道の城郭規模と構造について

は、やはり長安を中心とした唐代關内道地域の

州縣城郭について、その城周等といった城郭
 規模や重郭・複郭といった構造、そして築年
 や再築・重修年などについて考察したもので
 ある。唐代の州縣城に関するこゝらデータは
 文獻資料によつて知ることが出来るも、いは
 必ずしも多くはない。首都圏である京兆府を
 はじめとして、その周辺地区である關内道に
 關しては、他の地區に比してあくまでも相對
 的ではあるが、州縣城郭についての諸デー
 タはある程度拾ひ出すことが出来、かついくつ

かの近年における考古學的成果をも利用することが出来る。こゝら關内道の州縣城郭に關して得らぬ諸データと、各州縣城の地理的立地と詳細に比較検討してみると、きわめて興味深い事實が浮び上つてくる。すなわち、主として長安の西面及び西北面に位置する州城や縣城において、もっぱら唐後半期以降に城郭の修築や重修が顯著に認められるのである。こゝは吐蕃や回鶻といった西北及び北方に新たに興起した民族による攻勢が強まり、

唐側が都城長安の防衛體制を再編せねばなら
 なくなつたことに因るものには他ならない。秦
 漢以來、關中の地として外部からの攻撃に對
 して天然の要害の地と見なされ、都城の立地
 として最適の地であつたのは亦の唐代關内道地
 區が、唐後半以降の新たな國際關係の生起に
 よつて、天然の要害の地という地理的な利點
 を喪失し始めたのである。第三章で論じた長
 安城の荒廢と縮小再建も、本章で見た關内道
 の西北邊境化と同じ歴史的文脈のなかに理解

すべきものである。五代以降の都城が財政的
見地を第一義として大運河の據點に遷さる
ことは周知のところであるが、同時に唐後半
以降における直接的支配圏の縮小と關中の地
の西北邊境化という新たな歴史展開を見落す
ことは出来ない。唐代關内道の州縣城郭に焦
點を當てることによつて、この地域の環境の
變化を示し、さらには唐から宋へといつ大き
な時代の變化をも一定の視野に入めて考察を
試みたのが本章である。

第五章 唐代太原城の規模と構造は、唐
 代において華北地域の長安、洛陽に次ぐ重要
 都市と見なされた太原府城の城郭構造の復元
 を試みたものである。城郭の規模は、都城を
 筆頭にして、以下、府州縣という各地方行政
 レベルによって自ずから大小の差違があるこ
 とは言うまでもない。少なくとも唐代までは
 農本主義に立脚した比較的静的な社会であ
 ったから、地方行政の據点となる州縣城の規
 模は、限られた都市人口を收容し得るもので

あいほぼ事足りたのであり、府・州・縣と
 いった各地方行政上の面としての廣がり相
 應したものであったはずである。とは言つて
 も、縣域クラスをきめて大規模なものがま
 ま存在する。しかしながら、それら平均的な
 規模をよるかに上まわる縣域の場合、そのほ
 とんどが前代以來の城郭城基に依りつつ、そ
 れを重修再利用しているのである。實際に
 都市空間として利用されているのは、かゝる
 内城區であつたり、あるいは舊城内の限らぬ

た一部分であるに過ぎず、舊城内の過半が農
 田であることすらあった。唐代の府州城クラ
 スで最大規模のものには城周四七里の蘇州城、
 之に次ぐものとして城周四〇里の揚州城、
 三二里の幽州城、三〇里の陳州城などがある。
 城周三三里乃至四二里の成都府城、七〇里
 の杭州城、四〇里の福州城などの大規模城郭
 は、ともに唐末五代期に大擴張されたもので
 あって、唐代の府州城一般の事例とは歴史的
 背景を異にしたものであることは後章を詳述

する通りである。このまうに見てくると、唐

朝創業の地であること、から北京として、兩京に

準ずる扱ひをうけた、并州太原府城が從來から

城周二七里と信じられてきたことに、少なから

らぶ奇異の念をもたざるを得ないのである。

本章では、こゝまで全く注意を引かなかつた

口永樂大典口所引の古地志等に基づいて、太

原府城の城周規模が四〇里乃至四二里という

大規模なものであつたことを明らかにした。

すなわち、唐代の北京太原府城の主郭である

西城は揚州城をしのぎ、蘇州城に次ぐ大規模な城郭であったのである。太原府城は城郭構造の上からも顕著な特徴が認められる。また主郭西城は城内北部に東魏以来の三内城をもつ變形の重郭構造で、その内城區が北京に昇格されると長安・洛陽に準じて宮城、皇城區とされた。そして中期以降には河東節度使の使府がこの内城區に置かれた。ついで五代北漢期には再び宮城とされたのである。また唐初には西城と汾水をはさんで東側に東城

が、ついで東西兩城を接續した中城が汾水を
 跨いで築かれ、全體で三城複郭構造という特
 異な形態をとることになった。これは唐初以
 來の漠北突厥の南侵に對處するため、城郭
 防禦の強化策として順次に増築されたもので
 ある。つまり、太原府城の特異な三城構造は、
 地理的立地に基づく主として軍事的要請に
 よって生み出されたものであり、中期以降に
 は河東節度使の使府州として、唐末には李克
 用の本據、五代政權下においても最有力節度

使の本據、そして北漢の都城として唐代城郭
 がほぼそのまゝ踏襲される。宋が北漢を併合
 して全國統一を達成すると、北漢の據った太
 原府城は完全に破壊され、居民は全て他地に
 強制移住せしめられる。宋による人為的な城
 郭撤去により、唐城はほとんど地表から姿を
 消し去ったが、羅城あるいは東城角等といっ
 た地名として城址のごく一部は後世まで傳え
 られ、それらの地點が城周四〇里の城郭復元
 線とさしめられてうまく合致する。唐太原府城に

關する考古學的成果は今後においてもあまり
 大きな期待は出來ないであらう。文獻と各種
 地圖を驅使することによつて、かなり精度の
 高い復元が可能であることを示すことが出來
 た。

第六章 唐代の蒲州河中府城と河陽三城

は、やはり特異な構造をもつ城郭について論

じたものである。蒲州河中府城、河陽縣城(

のち孟州城に昇格)は、ともに三城から成る

構造である點では、第五章に述べた太原府城

と類似するが、巨大な中洲上の中渾城と黄河兩岸の東西乃至南北兩城の三城という構造で、ある點において、太原府城とは大きく異なるものである。しかも、中洲を媒介に架せられた二浮梁を伴い、交通運輸及び軍事上の要衝であるこの黄河浮梁の防衛、そして兩京に至る主要驛道上の關津機能を兼ね備えたものであるが、ために、三城一體の堅固な城郭構造とされたのである。蒲州及び河陽縣附近での黄河河流のあり方、つまり巨大洲が形成され、易

いという地理的特質が浮梁の架橋を可能とし
 かつ巨大洲上にも中渾城と呼ばれる城郭が
 築かれて、浮梁の両端及び中間の三城によつ
 て固めたのが蒲州城と河陽縣城であった。大
 河川の渡し場の両側に小規模な城郭を築き渡
 河の檢問を行う例は他にもあるが、府州城あ
 るいは縣城ウラスで、かつ中渾城を伴う例は
 唐代では蒲州城と河陽縣城のみである。
 第七章 唐代前半期の華北村落の一類型に
 は、複數の石刻資料を材料にして、特定の一

村落を唐代前半期の數十年間の姿を跡附けた
ものである。石刻碑陰に刻せられた多數の供
養者名の分析を通して、同族的村落の存在を
示し、その村落規模を明らかにした。この村
落からは、ごく少數ながら地方下級官僚と折
衝府の衛官を出していることなどから、ごく
平均的な村落より上位にある、經濟的にかな
りめぐまいた村落であると推定した。これは
地理的立地を詳細に検討することによって、
とくに農業水利の面で有利な環境にあること

から得られた結論である。また複數の折衝府に現任の衛官を送り出してゐることは、府兵制がなお有効に機能してゐる唐前半期におけることは、この村落が在地に於いてかなりの影響力を行使し得たことを示すものである。現地において一般農民を輪番で徴募し訓練を施すのが折衝府の衛官の職掌であり、近鄰する折衝府の衛官であることから、この村落の周邊村落を含む地域社會での優位を指摘することが出来る。社會の最末端にある農民の目

常的生活の場である自然村落の實體が具體的に判明する數少ない例であり、唐代華北の農村を考察する上で、一つのモデル・ケースとなり得るであろう。

華中篇は、淮南道と江南道の諸地域の都市と農村を扱った論考から成っている。

第一章「唐代江南における宗教的關係を媒介とした士人と地域社會」は、潤州の道觀再建碑を手掛りとして、唐前半期における複數の村落にまたがる江南の地域社會について論

じたものである。『潤州仁靜觀魏法師碑』は
 初唐の書風をもつ碑として著名なものである。

現在は鎮江市の焦山碑林に保存されている。

しかしながら従来から注目されてきたのは

もっぱら本碑の碑陽部分のみであって、數百

人に及ぶ道觀再建事業の關係者を刻した碑陰

については全くと言ってよい程無視されてき

た。碑陰に刻せられた數百人の分析を通して

南北朝期に北方からこの地に僑居した北朝

下級貴族の子孫を中心とした僑居士人の村落

の存在を示し、唐初においとも寒門とは言
 貴族としての身分を保持し続け、かなり廣域
 な地域社會に對して指導的役割を果してゐる
 ことを明らかにした。ここで注目されるのが
 この地の南至近にある道教の一大據點茅山
 との密接な關係である。再建された道觀、再
 建の中心となつた道士が明らかに茅山派道教
 に屬する存在であり、茅山派道教という宗教
 的要素が地域社會を結びつける一つの重要な
 靱帶として認められるのである。この點に

やはり地域社會の個別的特質が如實に現われ
 ていると言へるだろう。

第二章 「唐代の揚州城とその郊區」は、唐
 代を代表する大規模城郭揚州城の復元と、城
 外郊區のあり様を解明したものである。本章
 でも近年の考古學上の成果や新出の墓誌銘類
 を活用して、文獻の缺を補うよう努めた。揚
 州城については、華北の一般的な城郭のあり
 様とはやや異なり、城内外をめぐる運河の存
 在を無視してはその復元作業は不可能と言っ

てよい。運河のみならず、自然の水系が護城
 河として利用されることの多い華中以南での
 城郭については、こゝら水系を十分に考慮に
 入れることなくしてはその形状復元は難かし
 い。揚州城はその一典型と言つてよい。華中
 という地理上の特性が城郭の立地を規制する
 とともに、複雑な自然の水系を城郭の防禦手
 段として巧みに利用し、かつ交通運輸上の地
 域中心として有効に機能する側面をあげても
 つまのが少なくない。揚州の場合には、とり

わけ運河沿線の江北における最も重要な中継
 点としての機能によつて大きな発展をとげる
 が、換言すれば、運河に都市の繁栄を大きく
 依存してゐることでもある。城内外の人口稠
 密化は、膨大な生活廢棄物等の投棄を生み、
 ついには運河が淤塞する事態となつた。また
 長江中の巨大洲の發達、ついで江北岸と巨大
 洲の接續によつて、揚州城から江岸までの距
 離が大幅に延伸した結果として新たな運河の
 開鑿の必要が生じ、次第に江北運河での渡江

後の第一中継基地としての利点を喪失して、
 くことになる。このように、揚州の場合には
 とくに江岸線の南移が都市としての繁栄に
 及ぼした影響が大きなものであった。地理的
 な環境変化が都市の繁栄を左右する代表的な
 事例が揚州である。唐代で最大級の規模をも
 つ府州城郭が蘇州城と太原府城、そして揚州
 城である。蘇州城は著名な石刻平江府圖の存
 在などによつて、つとにその規模や形状につ
 いては明らかになさへていゝる。太原府城につい

へは前篇第五章で從來の城周二七里説を否定
 して四〇里乃至四二里であることを明らかに
 した。本章では揚州城の復元を試み、こゝに
 唐代における最大級の城郭都市の具體像がほ
 ぼ出揃つたことになる。

第三章「唐末五代における江南の城郭大規
 模化」は、いわば本稿全體の總括部分に相當
 する。本稿では、唐代を通じての都市と村落
 について地域史の視點に重心を置いて検討を
 加えてきた。本章では、唐代、さらには五代

期にまで時代を降って、州縣城郭の規模や構
 造が判明するものを整理し、主として城郭史
 の視點から唐宋變革期の時代變化を解明しよ
 うと試みたものである。既述のよゝに、地方
 行政上の據點である府州縣城は、いくつかの
 例外は存するものの、府州城、縣城と言つた
 各レベルでほぼ共通した規模をもつ。すなわ
 ち、府州城クラスで城周一〇里前後、縣城ク
 ラスでそれ以下と、いうのがおおよその目安で
 ある。ところが、唐末から五代期にかけて、

華中、華南の地の州縣城で城周二〇里前後、
あるいは二〇里以上といった大規模なものに
擴張重修さし、かつ強固な防城施設を設けた。
城郭が續々と登場してくるのである。これら
の城郭を逐一詳細に検討してみると、そのほ
とんどが唐末期における中小群雄勢力の本據
として彼等の手によつてなされたもの、それ
てこれら中小群雄が次第に淘汰さしめて十國へ
と收斂していく過程で十國領内の戰略要衝と
して改めて重修が加えられていくものばかり

であることが判明する。華北の五代政權下で
 のこのような例はほとんど見出し出せず、もっ
 ぱら華中・華南において城郭の大規模化が顯
 著に認められることは、まさしく分裂の時代
 という時代相の如實な反映であることはい言
 うまでもないが、同時に江南の地理的環境を考
 慮に入らなければ十分な説明の出來ない事象
 である。すなわち地域史の視點が要請され
 るのである。のち、宋が十國を順次併合して
 いく過程で、こゝから大規模化した城郭のほと

んごは人為的に破壊さるゝ
し規模のものに縮小再建さるゝ
ことになり。適正

華北篇

第一章

兩京鄉里村考

はじめに

「諸戸は百戸を以て里と爲し、五里を

郷と爲し、(中略)里毎に正一人を置く。戸口

を按比し、農桑を課植し、非違を檢察し、賦

役を催驅するを掌る。(中略)田野に在る春を

村と爲し、別に村正一人を置く(1)と戸令に規

定さぬるごとく、唐代の郷里制は、造籍や勸

農さらには治安維持や徴税といった地方

行政上の末端として種々の機能を果すべく組

織された人爲的行政單位であつた。五百戸を
 一郷、百戸を一里とする。この郷里の下に、さ
 らに複數の村が含まれる。村は農耕經濟に主
 として依存する限り、土質や水利環境、地勢
 あるいは氣候など、さまざまなる農業立地の上の
 諸條件によつて、その戸數規模に一定の制約
 を受けざるを得ない。自然村落である。主要な
 生産構造が農耕である當該時代にあつて、最
 も普遍的な自然村落とは、農村である。こは
 言うまでもない。もち論、村落構成員の在地

鄉村に於ける政治的、經濟的、社會的影響力、
 言ひ換へれば、公權力との關連の仕方、土
 地所有の規模、傳統的門地などによつて、こ
 ゝら自然村落は、その自己發展の歴史を有
 し、將來に於ける變貌があり得るであらう。
 そのほかともかく、一般論として言へば、村
 即ち自然村落は、血縁的あるいは地縁的の關
 係で結合された農民にとつての現實生活の最
 小單位であり、かつ世界であつた。

唐代鄉村研究に於いて、人為的な郷里制と

自然村落たる村の両面からの考察が必要で
 あることは言うまでもない。是以故に制度と
 實體の具體的な關係の解明が求めらるゝので
 ある。制度上の郷里制がその規定戸數をほぼ
 満しつつ末端機能とある程度果したと考之ら
 るる前半期に對し、後半以降において本
 來の制度的戸數單位を大幅に縮小して再編せ
 るべからなくなると(2)徹底して農本主義的理會
 に立脚して律令支配體制が弛緩し、土戸の減
 少、撰言す以下、客戸が大幅に増加する情勢

に對して、唐朝權力はあらためて農民を把握し直すために郷里制の再編を行なふを得なかつたのである。

前半期の比較的靜的な同族村落のあり様、そして後半期の注目すべき變化の認めらるる同族村落の具體像については後章で考察を加ふることにして、まず制度としての郷里制について検討を加ふることにしたい。ここでは長安と洛陽という兩京管下の郷・里及び村の復元と位置比定を試み、兩京郊外地區にお

ける郷里制の實體を明らかにするとともに併せて自然村落と郷里制との關係についても検討を加えることにする。次に隋代と五代・宋代をも一定の視野に入れ、唐代兩京郊區の歴史地理學的な視點からの姿を浮き上がらせ、時代の流れの中での連続性と非連続性についてとも言及できればと考へる。

さて以下に擧げる唐代兩京管下の郷・里及び村は、墓誌銘を主とし、その他に佛教信者の供養塔銘や經幢銘などの石刻編纂史料と

活用するとともに、近年の發掘報告類に散見
 する新出墓誌銘を出来る限り参照して検索し
 たものが大半を占める。したがって、これら
 郷・里、及び村は、一部に居住空間を含むも
 のの、多くが葬地なれば、それに準ずるような
 地であって、當時の生きた人間の生活空間と
 は微妙に乖はれるところがあることと一應は念
 頭にに入れておかなければならぬであろう。この
 ような史料上の制約から、なお検索し得ない
 郷・里、とりわけ村が多数存在すること

は言うまでもない。未検索のものは今後も續
 續と發掘されるであろう新出墓誌銘類によ
 てかなりの部分は補い得るが、墓誌銘に刻せ
 られた葬地からの復元には上記のような制約
 のために完璧さを求めることは出来ないのであ
 る⁽³⁾。

ところで、清の徐松撰・張穆校補の唐兩京
 城坊致邑をはじめとして、平岡武夫編の唐代
 の長安と洛陽の唐代研究のしおりに所収の
 など、唐代兩京の城内に關してはすでにかな

リ詳細な考證研究があり、また最近の妹尾達
 考氏による都市機能面からの一連の研究⁽⁴⁾と合
 めて、とくに長安城内については文献學的に
 かなり具體像が明らかになりつつある。また
 中國での現今の活發な歴史考古學的調査やそ
 れに基づく諸研究も、唐代兩京に關しては、
 その主たる關心は舊城域や城内の復元にある
 ように思われる。そのなかで、武伯綸氏の「
 唐長安郊區的研究」と「唐萬年・長安縣鄉里
 考」⁽⁵⁾は、我々がその存在を之を知り得なかつた

多数の新出墓誌銘を利用し、萬年縣四十郷（
 うち一郷は北周郷名であり、本章では除外）
 長安縣三十郷の郷名を明らかにした。本
 章での長安の郷名部分で重複する所が少なく
 ないが、本章ではさらに數郷名を加えること
 もに、武氏の論考にいくつかの點で補正や終
 正を加えたので、重複のせしりはまぬがれる
 ものと思う。以下に兩京郊區の郷・里及び
 村を復元し、郷の地圖上への比定作業を行な
 うが、比定の根據となる地名考證等は全て註

を参照したい。

第一節 西京長安

a 萬年縣所管(6)

鄉里村名

所載墓誌等

時期

出典・出土地

① 雍州大興縣 孟顯達碑

開皇 20

續陝西通志稿卷

澹川鄉長樂里

一四一、武伯綸「唐長安郊區

的研究」

京北郡大興縣 姬威墓誌

大業 6

文物一九五九「陝西鄜城

澹川鄉

灘隋姬威墓清理簡報」

京北郡大興縣 劉世恭墓

大業 11

考古學報一九五六「三西安

東白鹿原漚川誌

鄉

雍州萬年縣漚李思貞墓

神龍元

武氏前揭論文⁽⁹⁾

川鄉務政里長誌

樂原

京城東長樂村

開元 22

太平廣記卷一。長樂村

聖僧條

萬年縣漚川鄉任夫人墓

神龍 3

考古通訊一九五六、六「西安

之白鹿原誌

郭家灘唐墓清理簡報

萬年縣漚川鄉

史思禮墓

天寶 3

武氏前揭論文⁽¹⁰⁾

白鹿原墓群發掘報告⁽⁸⁾

白鹿原

誌

萬年縣澆川鄉

王訓墓誌

大曆 2

金石萃編卷九四 (11)

澆川原

萬年縣澆川鄉

曹景林墓

建中 3

西安郊區隋唐墓

鄭墟 (2)

誌

京兆府萬年縣

李文正墓

大和 4

同前

澆川鄉鄭村 (3)

誌

長安東澆川鄉

張榮思墓

大和 9

武氏前揭論文 (14)

崇義里鄭村

誌

京兆府萬年縣

劉士環墓

會昌 元

同前 (15)

澹川鄉再接再鄭誌

村里之原野

萬年縣澹川鄉

劉氏經幢

咸通 2

金石萃編卷六七

(66)

鄭村之里

銘

萬年縣澹川鄉

李素墓誌

元和 14

考古與文物一九八二西安東

尚傅村觀臺里

郊三座唐墓清理記

一九八〇年出土

萬年縣澹川鄉

李素夫人

長慶 3

同前

上傅村觀臺里

卑史氏墓誌

萬年縣澹川鄉

上傳村(17) 觀臺里

梁元翰墓

會昌 4

武氏前揭論文

誌

京北府萬年縣

李從證墓

大中 5

古誌石華續編卷二

漣川鄉上傳村誌

唐文拾遺卷三一

(萬年縣漣川

田文雅墓

咸通 2

武氏前揭論文

鄉)管臺里(18)

誌

萬年縣漣川鄉

敕收莊宅

大中 5

金石萃編卷二四(19)

陳村

便牒

京北府萬年縣

吳承泌墓

乾寧 2

同前卷二八

漣川鄉北姚村誌

古誌石華卷三四(20)

② 萬年縣高平 趙郡李氏 貞元 17 匱齋藏石記卷二八

鄉 西魚村 彌甘墓石 八瓊室金石補正卷六七

記 武氏前揭論文⁽²¹⁾

萬年縣高平鄉 韋君神道 元和元 呂和叔文集卷六

少陵原 碑 文苑英華卷九一

萬年縣高平鄉 楊迥墓誌 大和 8 關中金石文字存逸考卷二

高望里⁽²²⁾ 匱齋卷三三 八瓊室卷七三

武氏前揭論文

③ 大興縣寧安 呂武墓誌 開皇 13 西安郊區隋唐墓 韓森

鄉 案出土

萬年縣寧安鄉

蕭勝墓誌

永徽 2

續語堂碑錄乙

鳳栖之原

唐文拾遺卷六四

萬年縣寧安鄉

鄭氏嫡長

元和 11

千唐誌齋藏石記一〇七

義善寺

彌墓記

京城東南萬年

顏勤禮神顯慶 6

顏魯公文集卷八

縣寧安鄉之鳳

道碑

栖原

萬年縣寧安里

玉真公主至德元

金石彙目分編卷三之一

鳳棲原

墓誌

京北府萬年縣

崔蕃墓誌

大和 7

八瓊室卷七二

寧安鄉曲江坊

萬年縣寧安鄉

杜光里

萬年縣寧安鄉

杜光里

萬年縣寧安鄉

鳳樓原杜季村

芙蓉園南寧安

鄉三趙村

萬年縣寧安鄉

李琮墓誌

裴澣夫人

杜氏墓誌

仇士良神

道碑

盧峻墓誌

趙虔章墓

大和 8

大和 9

會昌 3

會昌 2

乾符 3

關中金石文字存逸考卷五

八瓊室卷七三

八瓊室卷七二

文苑英華卷九三二

考古與文物一九八二

金石續編卷二一

古誌石

三趙村⁽²³⁾

誌

華卷三八瓊室七七

京北府萬年縣

楊崇夫人

乾符 3

武氏前揭論文

寧安鄉曲池坊

甘氏墓誌

同前

京北府萬年縣

楊弘夫人

乾符 4

同前

寧安鄉通安里

李雅墓誌

千唐誌齋二八九⁽²⁴⁾

萬年縣寧安鄉

賈洸墓誌

咸通 14

千唐誌齋二八九⁽²⁴⁾

姜尹村

④雍州萬年縣

段元哲墓

貞觀 13

西安郊區隋唐墓 韓

長樂鄉純化里⁽²⁵⁾

誌

森林業出土

長樂鄉長樂里

李紹墓誌

貞觀 16

武氏前揭論文 五五六年

萬年縣長樂鄉

段伯陽墓誌

龍朔元

同前

一九五六年出土

界南窰村

誌

城東龍首原長

張君夫人

天授3

八瓊室卷四。

樂鄉王柴村

田氏墓誌

續語堂碑錄癸

京城東長樂鄉

李崇望夫

天冊萬

武氏前揭論文

春明里

人王氏墓誌

歲元

一九五五年出土

萬年縣長樂鄉

張景墓誌

神龍元

續陝西通志稿卷一四四

古城之陽

萬年縣長樂鄉

薛莫及夫人史

開元16

考古通訊一九五六、六、西安

界龍首之原

氏合村墓誌

東郊唐墓清理記 (26)

ok

西原	長樂鄉宋侯之道碑	京兆府萬年縣史用誠神大和4	王柴村人墓誌	萬年縣長樂鄉隴西李夫元和14	王柴村子墓誌	(萬年縣長樂鄉)張十八娘元和13			萬年縣長樂鄉董楹墓誌元和元
		文苑英華卷九一〇 (27)		續陝西通志稿卷五〇		同前		韓森寨出土	西安郊區隋唐墓

⑤ 京城南洪固王善相夫人 永隆元 關中金石文字存逸考卷一

鄉界韋曲⁽²⁸⁾ 祿氏墓誌 文苑英華卷九⁽²⁹⁾ 武氏前揭論文

京兆府萬年縣 韓滉行狀 貞元 2 文苑英華卷九七三

洪固鄉胄貴里 渾仇神道 咸通 3 同前卷九一六⁽³⁰⁾

萬年縣洪固鄉 碑 馬實墓誌 貞元 14 歐陽行周文集卷四

胄貴里 杜詮墓誌 沒年不 樊川文集卷九

萬年縣洪固鄉⁽³⁰⁾ 延信里司馬邨⁽³⁰⁾ 文苑英華卷九四九

長安城南少陵 詳 文苑英華卷九五八

原司馬村

少陵司馬村
杜牧自撰
大中 7
同前卷 同前卷九四六

墓誌

萬年縣澁固鄉
尼韋契義
元和 13
金石續編卷一。

之畢原
墓誌

萬年縣澁固鄉
韋端玄堂
元和 14
金石續編卷一。

畢原
誌
八瓊室卷七。

萬年縣澁固鄉
吳達墓誌
大和 4
金石萃編卷一八

北韋村
會昌 4
匄齋卷三一⁽³²⁾

萬年縣澁固鄉
魏邈夫人
會昌 4
金石續編卷二一⁽³³⁾

北韋村
趙氏墓誌

萬年縣洪固鄉

裴君夫人

大中 8

考古與文物一九八三上三

李永村

時氏墓誌

西安南郊三义村出土

⑤ 京北府萬年

廣德 2

不空三藏口表制集卷一

縣洪洞鄉福潤

降誕日請度七僧祠部敕牒

里

T 52
832 2

④ 萬年縣神禾

唐左街僧錄編

游城南記 (35)

鄉孫村

覺大師智慧塔銘

⑦ 京北府萬年

廣德 2

表制集卷一「降誕日請度七

縣崇德鄉文圓

僧祠部敕牒 (36) T 52 831 2

里

京南大什村	大什村鳳棲原	萬年縣義善鄉	鄉 ⁽³⁷⁾	⑩萬年縣義善	里	縣安寧鄉永安	⑨京北府萬年	積福鄉積德里	京北府萬年縣 ⁽⁸⁾
王同人墓	誌	李推賢墓	墓誌	女子唐端					
開元 16		乾符 3		開元 12			大曆 3		大曆 3
續陝西通志稿卷二四六		武氏前揭論文 ⁽³⁸⁾	唐文拾遺卷六六	古誌石華卷一〇		僧制 _上 52. 837 2	同前卷二「降誕日請度三	龍門塔所僧制 _上 52. 836 2	同前卷二「請度掃灑先師

誌

⑪ 雍州萬年縣

樂遊鄉⁽³⁹⁾

⑫ 雍州萬年縣

安福鄉

⑬ 萬年縣崇義鄉

鄉⁽⁴⁰⁾南姚里

萬年縣崇義鄉

白鹿原

鄉曰崇義

村

張佺墓誌

魚君夫人

鄭氏墓誌

王守琦墓

武德 2

武德 2

大和 3

大中 2

大中 3

冊府元龜卷三帝嘉旌表二

唐高祖旌表孝友詔

同前同條

關中金石文字存逸考卷五

唐文續拾卷五

西安郊區隋唐墓

郭家灘出土

八瓊室卷七五

白南姚

誌

萬年縣崇義鄉

何溢墓誌

大中 4

西安郊區隋唐墓

懷信里南姚村

韓森寒出土

萬年縣崇義鄉

劉遵禮墓 咸通 9

金石萃編卷一一七

澹川西原

誌

⑭ 萬年縣龜川

李冲寂墓 永淳 元

楊盈川集卷九

鄉

誌

文苑英華卷九五。

萬年縣龜川鄉

李儼墓誌 永泰 元

常衮制詔集卷一七

細柳原⁽⁴¹⁾

文苑英華卷九三五

⑮ 萬年縣加川

韋端夫人 大曆 13

關中金石文字存逸考卷二

鄉

⑬ 銅人鄉銅人

里

銅人鄉

萬年縣銅仁鄉

京兆府會昌縣⁽⁴⁵⁾

銅人原

信義里之銅人

王氏墓誌

郭榮神道

碑

司馬睿墓誌

獨孤思敬及

夫人元氏合祔

墓誌

吳巽墓誌

吳賈夫人

吳賈夫人

金石續編卷九武氏前揭論文⁽⁴²⁾

武氏前揭論文

貞觀

考古與文物一九八一—⁽⁴³⁾

考古通訊一九八一—西安

郊區三箇唐墓的發掘

簡報⁽⁴⁴⁾

武氏前揭論文⁽⁴⁶⁾

天寶

西安郊區隋唐墓

貞觀

貞觀

景龍

貞觀

景龍

天寶

廣德

天寶

廣德

廣德

原⁽⁴⁷⁾

萬年縣同仁鄉

之

韓氏墓誌

洪慶村出土

仇白村

李氏墓誌

大順 2

匄齋卷三六

⑴國東門之外

李觀墓誌

沒年不

朱文公校昌黎先生集卷三四

七里鄉曰慶

詳

文苑英華卷九四六

義原曰嵩原

八瓊室金石祛偽⁽⁴⁸⁾

⑴雍州明堂縣

濟度寺比丘尼

永隆 2

關中金石文字存逸考卷五

義川鄉

法澄法師墓誌

唐文拾遺卷六四

雍州明堂縣義

濟度寺比丘尼

永隆 2

關中金石文字存逸考卷一

川鄉

法樂法師墓誌⁽⁵⁰⁾

八瓊室卷三九

原	鄉齊禮里白鹿	②京北府崇道	鄉	萬年縣界黃臺	鄉	②0咸寧縣黃臺	嘴有靈泉鄉	有坡名獨嘉	①9京城外東南
	誌	高木廬墓				劉感墓誌			
		開元 18		大曆 12		天寶 12			永徽 5
	五五五年郭家灘出土	武氏前揭論文		舊唐書卷二八元載傳		金石萃編卷八九		篇下 53. 721 b	法苑珠林卷五七債負

萬年縣崇道鄉

李纁墓誌

元和5

白氏長慶集卷三五

西趙原

文苑英華卷九三五

萬年縣崇道鄉

文安公主

大和2

考古與文物一九八二四

洛廿原

墓誌

霸橋鄉草灘碑廠取土場出土

京北府萬年縣郊

大和8

武氏前揭論文一九五三年霸

崇道鄉夏里

墓誌

橋東南下家村出土

京北萬年縣崇

馮宿神道

開成元

金石萃編卷一三

道鄉白鹿原

碑

京北府萬年縣

安王墓誌

開成5

武氏前揭論文

崇道鄉之原

霸橋新輿堡出土

萬年縣崇道鄉

南安郡王夫人

大中 5

續陝西通志稿卷二五二

只道里⁽⁵³⁾

仇氏墓誌

萬年縣崇道鄉

路全交墓

大中 8

武氏前揭論文 一九五四年

白鹿原

誌

郭家灘出土

萬年縣崇道鄉

楚國夫人

咸通 8

續陝西通志稿卷一五三

夏侯村

楊氏墓誌

萬年縣崇道鄉

郭克全墓

咸通 14

武氏前揭論文 一九五五年

蛇村里

誌

郭家灘出土

② 萬年縣霸城

贈隴西郡夫人

開成 2

西安郊區隋唐墓

鄉南窰村⁽⁵⁴⁾

董氏墓誌

韓森寨出土

京北府萬年縣

王公素墓

大中 13

續陝西通志稿卷一五二

霸城鄉招賢里

誌

武氏前揭論文⁽⁵⁵⁾

②3 霸橋東有大

長安志卷十一萬年縣條⁽⁵⁶⁾

陵鄉

②4 京北咸寧縣

皇第五孫

天寶 13

續陝西通志稿卷一四七

義豐鄉⁽⁵⁷⁾之銅人

廿墓誌

原

萬年縣義豐鄉

和政公主

廣德 2

顏魯公文集(三)長

之銅人原

神道碑

物齋叢書本(卷)八

萬年縣義豐鄉

宜都公主

貞元 19

武氏前揭論文 一九五五年

銅人原

墓誌

霸橋東南惠家村出土 (58)

義豐鄉銅人原

李瞻夫人

元和 7

目前 一九五六年霸橋

蕭氏墓誌

東南路家灣出土

義豐鄉銅人原

李稷墓誌

大和 7

目前 一九五六年霸橋東

南紅(洪)慶村出土

(25) 咸寧縣洪原

清源縣主

至德 2

文物參考資料九五(一)一〇

鄉少陵原

墓誌

西安南郊龍(龐)留村的唐

墓 武氏前揭論文 (59)

萬年縣洪源鄉

杜濟神道

大曆 11

顏魯公文集(四部叢刊本)

之少陵原

碑及墓誌

卷八及一〇續陝通志稿卷二四

里	縣青蓋鄉交原	②7 京兆府萬年	里	縣芙蓉鄉 <small>(62)</small> 龍游	②6 京兆府萬年	下洪原鄉	萬年縣少陵原	少陵原 <small>(60)</small>	萬年縣洪原鄉
		徐申行狀			韓洵行狀	墓誌	杜公長女		辛祕碑
		元和元			貞元13		開成5		元和15
	文苑英華卷九七六	李文公集卷一一		文苑英華卷九七三	權載之文集卷二〇	長安縣大非公社司馬村出土 <small>(61)</small>	考古與文物九六一四		文苑英華卷九一五

②8 京兆府大興 劉世恭墓 大業 12 考古學報五五六三「西安白

縣進賢鄉 誌 儀鳳 3 武氏前揭論文 五五六年 鹿原墓葬發掘報告

雍州明堂縣進賢鄉 吳氏女奈 儀鳳 3 武氏前揭論文 五五六年

賢鄉 波羅碑墓誌 韓森寨出土

②9 萬年縣龍首鄉 穎川太夫人陳氏 開元 9 張說之文集卷二一

鄉神鹿里⁽⁶³⁾ 神道碑 文苑英華卷九三四

萬年縣龍首鄉 楊思勳墓 開元 28 武氏前揭論文⁽⁶⁴⁾

之神鹿里 誌

萬年縣龍首鄉 鄭紹墓誌⁽⁶⁵⁾ 元和 4 考古五八六五「河南偃師

之孟村 杏園村的六座紀年唐墓

萬年縣龍首鄉

王公夫人

大和 6

八瓊室卷七二

成義里鳳栖原

李氏墓誌

萬年縣龍首鄉

杜行方墓

大和 7

金石續編卷一〇 古誌石

龍首原

誌

華卷八 八瓊室卷七二 (66)

萬年縣龍首鄉

何少直墓

大中 9

考古與文物五九。一三

袁藺村

誌

五六 年澆河西岸騰空村出土 (67)

③〇 京兆郡大興

王摩侯舍

大業 5

金石續編卷三

縣御肅鄉便子

利塔記

谷

萬年縣御宿川

韋公夫人

景龍 3

續陝西通志稿卷二四五

大(韋)曲

裴氏墓誌

武氏前揭論文 (68)

萬年縣禦宿鄉

真空寺尼

沒年不

古誌石華卷三五

韋提墓誌 詳

武氏前揭論文

③1 京兆郡山北

梁羅墓誌

大業 4

嘉慶咸寧縣志卷二 (69)

鄉樊川之岡

武氏前揭論文

③2 萬年縣白鹿

騫紹業墓

長安 3

武氏前揭論文 一九五四年

鄉⁽⁷⁰⁾

誌

郭家灘出土

③3 大興縣永寧

安邑里民尹家

大業 11

同前 (67) 郭家灘出土

鄉

故婦女王銘記

③4 萬年縣雲門

劉奇秀夫

元和 3

同前

鄉 人駱氏墓誌

③⑤ 大輿縣大明呂曇殘碑

大業3 同前 一九五五年韓森

鄉 墓記

寨出土

③⑥ 雍州大輿縣李文都碑

大業元 同前一九五四年郭家灘國綿

安盛鄉 銘

四廠附近出土

③⑦ 萬年縣上好白眉易撰永穆公

沒年不長安志卷二萬年縣條

鄉 洪平原 主墓誌(?)

詳 畢沅注

萬年縣上好里 德宗賢妃章

元和4 白氏長慶集卷二五

洪平原 氏墓誌 (72)

③⑧ 京東渭陰(鄉)

釋玄覽傳

貞觀18

續高僧傳卷三七下50 683b

④③ 滋川鄉	縣東北二十里	④② 苑東鄉 ⁽⁷⁸⁾ 在	縣東三十里	④④ 東陵鄉 ⁽⁷⁷⁾ 在	縣東三十五里	④⑤ 薄陵鄉 ⁽⁷⁶⁾ 在	(萬年)縣南三十里	③⑨ 少陵鄉 ⁽⁷⁴⁾ 在	洪陂坊側
法律墓誌									
大曆 9									
考古類文物叢刊三		同前		同前		同前		長安志卷二萬年縣條 ⁽⁷⁵⁾	武氏前揭論文 ⁽⁷³⁾

b 長安縣所管 (79)

①京兆郡長安尉富娘墓 大業 11 漢魏南北朝墓誌集釋卷

縣龍首鄉(80)興臺(81)誌 九 圖版四九八

里

雍州長安縣龍劉世通墓永徽元 武氏前揭論文 五五五年

首鄉興臺里

誌

西安西郊小土門村出土

長安縣龍首鄉

佛頂尊勝陀

會昌 3

金石萃編卷六七

興臺里  村

羅尼經幢

金光坊(81)龍首

折君夫人曹氏

開元 11

金石續編卷六

原

墓誌

長安縣龍首鄉

夫人袁氏

聖曆 2

同前卷六

龍首原

墓誌

京兆府長安縣

朱庭玘墓

元和 3

武氏前揭論文

一九五五年

龍首鄉龍首原

誌

西安西郊土門村附近出土

鳳城西之龍首

劉瑛撰

大和 4

八瓊室卷七六

鄉龍首原

楊氏墓誌

長安縣西龍首

劉繼墓誌

大中 2

匄齋卷三三

鄉未央里祁村

白帝壇⁽⁸²⁾

長安縣龍首鄉

劉仕備墓

咸通 2

金石續編卷一一

城 承平鄉	原 西距阿誌	③長安縣龍首 西門珍墓 元和12	小梁村 玄暢傳 丁50 818 b	長安邑高陽鄉 京兆福壽寺釋 乾符2	原積德里 銘 杜鎮長里村出土	②長安縣高陽 郭元誠塔 開元18	祁村 誌 元五年西寧西郊小南村出土	長安縣龍首鄉 師弘禮墓 廣明元 考古與文物九三二	祁村 誌 八瓊室卷七六 ⁽⁸³⁾
----------	-----------	------------------------	-------------------------------	-------------------------	----------------------	------------------------	-------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

長安縣承平鄉

邵才志墓

元和 14

八瓊室卷七。

史蜀村

誌

續語堂碑錄成

長安縣承平鄉

朱存君夫

大和 8

八瓊室卷七二

大巖村

人趙氏墓誌

長安縣承平鄉

陳士棟墓

開成 5

古誌石華續編卷二

大巖村

誌

長安縣承平鄉

李柳夫人字

咸通 8

八瓊室卷七八

龍首原南劉村

文氏墓誌

甸齋卷三四

長安縣承平鄉

荆從昇墓

咸通 11

武氏前揭論文 一九五五年

小劉村

誌

西關外飛機場附近出土 (86)

④京北府長安

茹義忠神

天寶 7

文苑英華卷九〇九 (87)

縣永平鄉阿房

道碑

殿之墟

長安縣永平鄉

賀從章墓

開成 9

武氏前揭論文 一九五五年

靈安里

誌

阿房宮遺址東南賀家村出土

⑤長安縣永壽鄉

韋瓊墓誌

天寶 14

關中金石文字存逸考卷一

鄉畢原

八瓊室卷五八 旬齋卷三五

長安縣永壽鄉

潁川陳氏

大中 4

八瓊室卷七五

高陽原

墓記

永壽鄉善村 (88)

陳鴻造佛頂

大中 9

關中金石文字存逸考卷四

6.

	義陽鄉鄧村		長安義陽鄉		長安縣義楊鄉	鄉義陽原	⑥長安縣義陽		
誌	陳伯康墓		釋善靜傳	勝羅尼經幢	李朝成造佛尊	獨孤白墓誌	崔君夫人	尼經幢	尊勝陀羅
詳	沒年不	祐3	後漢乾		大中2		天寶2		
一九八二年出土 ⁽⁹⁰⁾	未公表	T50-787C	宋高僧傳卷二三		金石萃編卷六七		旬齋卷三四		嘉慶咸寧縣志卷二

長安縣龍門鄉	懷道里	龍首原龍門鄉	國城門西七里	京兆府長安縣		⑧京兆龍門鄉	昆明池北白村 ⁽⁹²⁾	鄉魏村 ⁽⁹¹⁾	⑦長安縣昆明
朱君及夫		誌	人合祔墓	劉智及夫	誌	索思禮墓	釋普安傳	趙氏墓誌	楊君夫人
元和7				天寶15		天寶3			元和14
八瓊室卷七二			武氏前揭論文 ⁽⁹³⁾	關中金石文字彙考卷四		匄齋卷二四	續高僧傳卷三七		匄齋卷三〇
							T 50 681 C		

鄉	⑫ 長安縣孝悌	鄉	⑪ 長安縣渭陰	谷鄉福水南史村 ⁽⁹⁵⁾	⑩ 京城西南豐	鄉龍首原 ⁽⁹⁴⁾	⑨ 長安縣居德	石井村
道碑 ⁽⁹⁶⁾	安附國神				釋遺俗傳	史那氏墓誌	沙陀公夫人阿	人趙氏合
	永隆 2				貞觀中		開元 8	
	文苑英華卷九二〇		長安志卷二長安縣條	法苑珠林卷八五丁53·911 a	續高僧傳卷六丁50·690 b	唐文拾遺卷六五	關中金石文字存逸考卷三	

孝悌鄉程劉村

唐任安造佛頂尊

開成 4

續陝西通志稿卷五二

勝陀羅尼經幢

武氏前揭論文

京北存長安縣

焦福昌等造像

年月不

金石彙目分編卷二之一

孝悌里九子村

尊勝羅尼經幢

詳

⑬乾封縣萬春

王緒太夫人

神功之

武氏前揭論文

鄉杜永村

郭氏墓誌

長安縣萬春鄉

裴禎墓誌

開元 28

金石萃編卷八四 (98)

神和原

⑭長安縣醴泉

瑯琊王氏

乾符元

同前卷六七

(本)鄉

墓銘經幢

⑮長安縣豐邑

郭景墓誌

聖曆元

西安郊區隋唐墓

鄉⁽⁹⁹⁾

張家坡出土⁽¹⁰⁰⁾

豐邑鄉馬鄔原

郭恆墓誌

景龍 2

同前 同地出土

⑯雍州長安縣

戚慕夫人

貞觀 6

八瓊室卷三。

清化鄉

趙氏墓版

⑰青槐鄉阿城

王祥墓誌

上元 2

續陝西通志稿卷一六五

原

武氏前揭論文⁽¹⁰¹⁾

⑱其鄉曰豐樂

種樹郭橐

註釋音辯唐柳先生集卷一七

鄉、在長安西

駝傳

武氏前揭論文

⑲京南遠郊禮福二水

釋道宣開壤

乾封 2

全唐文卷九二

之陰，都曰清官，里稱遵善，創築戒場壇文。

武氏前揭論文

⑳長安西北界

漢書卷六地理志下顏師古注

靈臺鄉豐水上

武氏前揭論文 (102)

㉑京兆長安縣

李鎬墓誌 乾元元

同前 一九五五年西安西郊

龍泉鄉馬祖原

小土門村出土

㉒京兆府長安

李府君夫 開元二

續陝西通志稿卷一四五

縣居安鄉高陽

人王氏墓

武氏前揭論文

之原

誌

城南長安縣居

于申墓誌 貞元九

續陝西通志稿卷一五〇

安鄉高陽原

長安縣居安鄉嚴震墓誌貞元16權載之文集卷三一

武氏前揭論文⁽¹⁰³⁾

②3 長安縣禮成楊士貴碑仁壽元同前一九五五年西安西郊

鄉洽恩里銘記叔楊村出土

②4 長安縣修仁趙長述碑開皇17同前同年同地出土⁽¹⁰⁴⁾

鄉銘

②5 京師弘政鄉扈志碑開皇14關中金石文字存逸考卷五

敬仁里武氏前揭論文

②6 大興城西南扈志碑開皇14同前

合郊鄉修福里⁽¹⁰⁵⁾

②7 長安縣大統	鄉昆明池南居賢邨	②8 梁升鄉蘭陵	里	②9 雍州長安縣	懷陰鄉	③0 長安縣布政	鄉大郭村龍首誌	原	③1 長安縣弘安董君夫人
				景雲云 2		何文哲墓長慶 4			顯慶 4
	長安志卷五鄠縣條所引 李順興先生古記 (106)	游城南記 (107)		敦煌文書 Pelliot 3417 (108)		西北史地一九八四一三	考古一九八六一九	五六年西安西郊出土	民國咸寧長安兩縣續志

OK

鄉嘉會坊

戴氏墓誌

卷一三

②善政鄉(109) 在

長安志卷二長安縣條

(長安)縣西二十五里

管守化里

③同洛鄉 在

同前

縣西南四十里管安

寧里(110)

④苑西鄉 在

同前

縣北三里管崇徵里

⑤華林鄉 在

同前

縣南十五里管居安里⁽¹¹⁾

C 所管鄉未詳の里・村

少陵原黃渠里 姚南仲神貞元19 權載之文集卷二四

道碑

雍州萬年縣閣 永徽末 法苑珠林卷九四酒肉篇

村即灞渭之間也 (出冥報拾遺) 下53・980 ↓

國門之南費村 陸元方墓 大足元 文苑英華卷九三六

誌

光泰門外米倉 李晟傳 興元元 舊唐書卷三三

村⁽¹²⁾

苑牆神慶村 (113)

李晟傳

興元元

同前

樊村

釋窺基傳

永淳元

宋高僧傳卷四 (114) 下 50. 726 b

長安南下杜樊

牛僧孺墓

大中 2

文苑英華卷九三五

鄉

誌

樊川文集卷七

京師之南小趙

梁肅墓誌

貞元 10

文苑英華卷九四四

村

萬年楊村

任佶墓誌

元和 14

李文公集卷二四

萬年縣李姓村

梁守謙墓

大和元

續陝西通志稿卷一五一

白鹿原

誌

杜城村 (115)

柳氏孀女

會昌 5

八瓊室卷七四

龍首原隆安里	苟家嘴小王村	王祁村	小陽村	京兆府萬年縣		萬年裔村庫谷 ⁽¹¹⁶⁾	姜尹村	京兆府萬年縣	
皇甫弘敬			楊氏墓誌	李君夫人	王氏墓誌	楊籌女母	誌	程修己墓	老師墓誌
顯慶4	同右	龍翔2 永昌元		咸通14		咸通5		咸通4	
匄齋卷一七	同右 ⁽¹¹⁷⁾	吐魯番文書第五冊寶庫帳歷		古誌石華卷三	八瓊室卷七六	古誌石華卷三一	八瓊室卷七六	金石續編卷二	

ok

村 ⁽¹²⁰⁾	金光門外小巖	原小巖村 ⁽¹¹⁹⁾	京城西布政之		長安縣巖村	(長安縣)尚冠里	胡趙村	長安縣德義里	
趙氏墓誌	楊君夫人	誌	韓寶才墓	傷氏墓誌	湯君夫人			曾謙墓誌	墓誌
	元和14		咸亨4		永徽2			大中11	
	匄齋卷三〇		金石續編卷五		八瓊室卷三五	郡國縣道記 ⁽¹¹⁸⁾		續陝西通志稿卷六五	

終南山魏村	終南山程郭村	終南山大萬村 ⁽¹²³⁾	允村 ⁽¹²²⁾	長安縣南原姜		長安縣第五村 ⁽¹²¹⁾	小巖村	京兆府長安縣	城西小巖村
同前	同前	釋普安傳	書墓誌	楊發女子	廿墓誌	劉德章室	張氏墓誌	趙君夫人	石忠政墓誌
				乾符5		乾符2		會昌3	長慶2
同前 681b	同前 681c	續高僧傳卷二十七下50 681c		同前卷七七		八瓊室卷七七	卷七三 匱齋卷三三	古誌石華卷五 八瓊室	古誌石華續編卷三

荆 任 邨	中 橋 邨	黃 邨	江 留 邨	宮 張 邨	皇 甫 邨	社 角 邨	孝 義 坊 里	京 城 東 南 五 十 里 曰	(終 南 山) 暉 村
									同 前
								開 元 29	
同 前	同 前	同 前	同 前	同 前	同 前	長 安 志 卷 三 長 安 縣 條	(出 記 聞)	太 平 廣 記 卷 三 六一 朱 成 條	同 前 681 b

張恭邨

同前

第二節 東京洛陽

2 河南縣管下 (24)

鄉里村名

所載墓誌等

時期

出典・出土地

① 河南郡河南麻君夫人

大業 8

漢魏南北朝墓誌集釋卷九

縣千金鄉華邑 (15) 龐氏墓誌

圖版四五六之二

里

城西北八里河 崔正師夫人封

大業 10

同前卷九 圖版四七七

南縣千金鄉

依德墓誌

九

玄明里	河南縣千金鄉	水之曲	里邛山之陽渥	里千金鄉守善誌	東都故城北十	川里	城北千金鄉守	靈泉里	雒陽縣千金鄉
墓誌	蔣國夫人			誌	崔後已墓	買德墓誌	那盧夫人元		□德墓誌
	貞觀				武德	節武德元	王世充開明元		大業
	千金唐誌齋藏誌			六	遠東學院藏拓片圖錄		同卷卷九		同前卷九
							圖版五五之二		圖版五〇一

洛州合宮縣 <small>(20)</small> 千金鄉	城七里千金鄉	邙山之陽去州	金鄉	之陰十五里千金誌	洛城之北邙嶺	北邙山之原	河南縣千金鄉	千金里	河南縣千金鄉
陳宇素妻		李智墓誌			張行滿墓	楊氏墓誌	毗沙夫人	柳氏墓誌	唐遜夫人
景龍		永徽			貞觀		貞觀		貞觀
4		4			22		16		12
同前二六〇	遠東四三	同前卷二			同前卷二		芒洛四編卷二 <small>(126)</small>	卷二	芒洛冢墓遺文四編

金鄉麟德里

李氏墓誌

② 河南縣平樂

房寶墓誌

顯慶 5

芒洛四編卷三

鄉王村

河南縣平樂鄉

房寶之男龍朔元

芒洛續編卷中

王村

墓誌

平樂鄉杜郭村

夫人王淑

麟德 2

千唐二二

平樂鄉杜郭村

王師墓誌

乾封 3

同前三四二

河南縣平樂鄉

蕭瑤及夫

永隆 2

芒洛四編卷三

安善里杜郭村

人杜氏合

河南縣平樂鄉	杜郭村	平樂鄉安善里	郭村	樂鄉北邙山杜	洛州合宮縣平		平樂鄉安善里	平樂鄉安善里	
周著墓誌	誌	程思慶墓			楊君墓誌	柳氏墓誌	袁君夫人	安靜墓誌	耐墓誌
大和8		天寶7			大足元		上元3	顯慶2	
芒洛四編卷六		千唐八三七			遠東二四六		千唐二九九	曲石精廬藏唐墓誌五	

杜郭村

河南縣平樂鄉

杜郭里

河南縣杜郭村

河南縣平樂鄉

杜郭村善聖里

河南縣平樂鄉

杜郭村

平樂鄉翟村

河南平樂鄉芒

崔恕墓誌

孫宮墓誌

孫嗣初墓誌

誌

魏涿墓誌

張義墓誌

索玄墓誌

長慶 4

大中 14

咸通 7

咸通 9

永徽 6

龍朔 2

芒洛卷中

同前卷中

芒洛四編卷六

同前卷九

千唐一八

芒洛三編

	山之陽翟村								
	芒山之陽翟村								
	北邙之阜翟村								
	東南平樂里								
	河南縣平樂鄉								
	杜翟村								
	東都芒山之陰								
	杜翟村								
	邙原杜翟里								
誌	崔夫人墓								
	開成 2								
	芒洛四編卷六								
誌	裴復墓								
	元和 3								
	古誌石華卷五								
誌	趙庭秀墓								
	開元 27								
	昌黎先生集卷三四								
	賈氏墓								
	證聖元								
	芒洛續編卷中								
	王立墓								
	顯慶 2								
	芒洛四編卷二								

河南縣杜翬村韋夫人墓
大中 13
芒洛卷中

平樂鄉誌

河南縣平樂鄉
會昌 6
芒洛田編卷六

杜翬村
溫氏墓誌

河南縣平樂鄉
大中 6
同前卷六

杜翬村
人盧氏墓誌

河南縣杜翬村
大中 13
芒洛卷中

平樂鄉誌

合宮縣平樂鄉
長安 3
芒洛續補

王晏村誌

河 □ 縣 平 樂 鄉	朱 陽 村	河 南 縣 平 樂 鄉	朱 陽 村	河 南 縣 平 樂 鄉		平 樂 鄉 朱 陽 原	晏 村 西 平 樂 鄉	洛 陽 城 北 七 里	邙 山 北 王 晏 村
吳 君 夫 人		韓 綬 墓 誌	誌	衛 景 初 墓	樊 氏 墓 誌	張 訖 夫 人		康 續 墓 誌	裴 坦 墓 誌
後 唐 同		乾 符 5		開 成 元		貞 元 10		調 露 元	開 元 28
芒 洛 四 編 卷 六		千 唐 三 〇 二	芒 洛 卷 中	甸 齋 卷 三 二	芒 洛 補 遺	金 石 萃 編 〇 五		遠 東 一 九 六	芒 洛 四 編 卷 五

朱陽村

曹氏墓誌

光 2

河南縣平樂鄉

西方鄴墓

後唐天

千唐三三一

朱陽里

誌

成 4

河南縣平樂鄉

張君夫人

後唐清

芒洛續補

朱楊村

高氏墓誌

泰 3

河南縣平樂鄉

夫人關氏

後晉期

千唐三三五

朱陽村

墓誌

河南縣平樂鄉

令圖墓

後漢乾

同前三三六

朱陽里

誌

祐元

合宮縣平樂鄉

楊令一碑

聖曆元

文苑英華卷九一〇

六

河南縣平樂鄉	張陽村	河南縣平樂鄉	張陽里	河南縣平樂鄉	鄉	里北邙山平樂	洛州城北十二	里邙山西岡	之北阜郭門十
沈師黃墓		嚴氏墓誌		王怡墓誌		誌	崔孝昌墓		
大中 8		大和 8		開元 20			景雲 2		
同前一二五		十唐一〇五五		同前卷五 遠東二九三			芒洛四編卷五		張說之文集卷一七

纏 佐里 王 昇村	河南縣 平樂鄉		河南縣 張陽村	河南縣 張陽村	村 ⁽³⁰⁾	河南縣 界張陽	張楊村	河南縣 平樂鄉	張楊里
	程 雄墓誌	蔣 氏墓誌	源 公夫人	源 溥墓誌		張 本墓誌		孫 拙墓誌	誌
	顯 慶元		貞 元 10	建 中 4		天 寶元	成 元	後 唐 天	
	同 前二八		同 前九五九	同 前九四四		千 唐 七九六		遠 東 三七二	

尚 店 村 灑 澗 里	河 南 縣 平 樂 鄉	伯 樂 村	河 南 縣 平 樂 鄉	灑 澗 里 □ 翟 村	河 南 縣 平 樂 鄉		平 樂 鄉 灑 左 里	河 東 村	平 樂 鄉 灑 左 里
彭 氏 墓 誌	裴 公 夫 人	合 村 墓 誌	丁 君 夫 人 于 氏		鄭 憬 墓 誌	墓 誌	夫 人 高 氏		王 延 墓 誌
	咸 通 2		大 中 13		元 和 15		總 章 元		乾 封 元
	同 前 一 五 0		同 前 一 四 六		同 前 一 〇 六		同 前 一 四 四		同 前 一 三 九

〆

芒山之陰陶村	河南縣平樂鄉	王祓村	河南縣平樂鄉	徐叢村	河南縣平樂鄉	景業村 <small>(30)</small>	河南縣平樂鄉	平樂鄉郝村	李村
	黃素墓誌	誌	田少直墓		程俊墓誌	誌	杜府君墓	傅交益墓誌	誌
	咸亨 5		大和 8		貞元 6		天寶 4	龍朔 3	
	遠東一七四		同前〇五八		同前九五三		同前八二六	同前五七	

北狼谷

河南縣平樂鄉

張君夫人

景雲 2

同前二六一

界楊寶村

趙氏墓誌

(洛陽)楊寶村

魏叔元墓

大和 9

千唐一〇六二

洛陽縣平樂鄉

鄭堡墓誌

大中 14

遠東三六三

成村

邙山平樂鄉尚

曹德墓誌

貞觀 23

唐代墓誌銘彙編附考

書谷

第七冊六七五

河南縣平樂鄉

張岳夫人

芒洛四編卷五 (132)

南王村	河南縣龍門鄉		午橋村	河南縣龍門鄉	之午橋村	河南縣龍門鄉	鄉午橋村 ⁽¹³⁾	③河南縣龍門	崔村
盧氏墓誌	蘇恩夫人	經幢記	尊勝陀羅尼	黃順儀造佛頂	氏墓誌	韋珮母段	墓誌	張氏女瑤	魏氏墓誌
	會昌元			咸通7		元和4		貞元17	
	十唐一七八			八瓊室卷四八		元氏長慶集卷五八		芒者卷中	

④ 河南縣伊洛李昊墓誌 至德 2 芒洛卷中、芒洛補遺

鄉⁽³⁴⁾

河南縣伊洛鄉

胡泰墓誌

會昌 4 千唐一八

司馬里

河南府河南縣盧君夫人

大中 10

金石續編卷二

伊洛鄉解賈村

崔氏墓誌

⑤ 河南縣伊洛李方父墓

元和 9

芒洛卷中

鄉

誌

龍門天闕之南

臧協夫人

元和 10

匱齋卷三〇、芒洛補遺

伊洛鄉

向氏墓誌

(35)

六

河南縣伊琳鄉

李君夫人

大中 10

芒洛卷中

中梁村

鄭秀實墓誌

永徽元

同前卷上

⑥ 河南縣邠鄉

呂買墓誌

永徽元

同前卷上

鄉

洛州河南縣邠鄉

王普賢等

永徽 6

中原文物五八三洛陽徐村發

邠鄉宜春里

造像銘

現一批唐代石刻造像

(138)

河南縣邠鄉

樂運墓誌

咸亨元

芒洛卷上

⑦ 合宮縣王城

劉君夫人

萬歲登

芒洛續補

鄉敦信里

郭氏墓誌

封元

⑧ 河南縣長樂

王述墓誌

大和 4

匄齋卷三一 芒洛卷中

鄉平原里 (138)

鄉邙山之陽 (139)

河南府灤澗鄉

思城里

⑩洛州河南縣

永泰鄉行脩里 (140)

河南縣永泰鄉

⑪河南縣委粟

鄉 (141)

張貞墓誌

顯慶 4

芒洛續編卷三

梁方墓誌

總章 元

千唐二四六

房仁孫墓

麟德 2

同石二〇九

誌

趙師墓誌

總章 元

芒洛四編卷三

李司徒亡

開成 4

芒洛續編卷下

廿墓誌

	陽	金谷鄉	泉源里	河南縣	谷鄉	洛州	里之北邙山	⑫ 雒陽縣
		石城里	邙山之	金谷鄉	琳里	河南縣	山	金谷
九娘墓誌	碑	樊氏六娘七娘	崔漪神道	劉義弘墓	誌	元仁師墓		釋智脫傳
		垂拱	垂拱元	上元		調露元		大業
		千唐三六三	文苑英華卷九三	千唐三〇〇		遠東一九五	T 50 499 b	續高僧傳卷九

河南縣芒山之樊浮丘夫垂拱3遠東二一七

陽金谷鄉石城人李氏墓誌

里誌

洛州合宮縣金崔玄籍夫人聖曆2

千唐四五四

谷鄉昭覺原李氏墓誌

河南縣金谷鄉崔公夫人開元3

同前五八二

金谷里李氏墓誌

金谷鄉石城里信安縣主及開元5

同前五九四

元思忠人墓誌

金谷鄉景業(楊令暉墓天寶3

同前八一五

ノ

焦古原	河南縣金谷鄉	金谷鄉焦古村	金谷鄉焦古村	缺	灤水之(以下)	河南縣金谷鄉	金谷鄉泉原店	河南縣鄆城北	村 (143)
	元襄墓誌	元貞墓誌	元真墓誌					裴琨墓誌	記
	貞元 17	大曆 4	大曆 4			至德 2		天寶 4	
	同前九七七	同前九二一	千唐九二〇	理簡報 (44)	陽二六區七六號唐墓清	文物參考資料九五六一五洛		同前八二八	

ok

魚古村	河南縣金谷鄉	魚古村	河南縣金谷鄉	尹村	河南縣金谷鄉	泉原里	河南縣金谷鄉	魚古里	河南縣金谷鄉
	盧昂墓誌		盧初墓誌		楊寧墓誌		李翹墓誌		元濬墓誌
	大和3		大和3		元和12		元和9		貞元21
	遠東三四七		同前一〇三九		同前一〇一一		同前一〇〇三		同前九八八

河南縣金谷鄉	馬古原	河南縣金谷鄉	泉源里	尹村貫古里村	河南縣金谷鄉	泉源里	河南縣金谷鄉	張村	河南縣金谷鄉
胡君夫人	誌	盧伯卿墓	衲墓誌	人李氏合	張儁及夫		王翼墓誌		李蟾墓誌
會昌4		開成5			開成3		大和8		大和7
同前一〇八九		同前一〇七三			同前一〇六八		同前一〇五三		同前一〇五二

OK

洛陽金谷里有	焦谷村 ⁽⁴⁵⁾	河南縣金谷鄉	焦穀村	河南縣金谷鄉	張全原里	河南縣金谷鄉	金谷鄉伊村	所居之北廿里	張村
	墓誌	夫人崔氏		蕭符墓誌		陳諭墓誌	李氏墓誌	竇君夫人	楊氏墓誌
貞元元	福6	後晉天	德3	後梁龍		大中11		會昌6	
沈下賢文集卷五		同前一 一二二四		同前一 一一一八		同前一 一一三八		同前一 〇九四	

〃

立行里	河南縣穀陽鄉	金谷里	河南縣谷陽鄉	里	⑭穀陽鄉 <small>(147)</small> 金谷	鄉	⑬永昌縣 <small>(146)</small> 伊水	於柳恭	女子葉 學歌
	周墀墓誌		楊基墓誌	誌	楊仁方墓	李氏墓誌	劉君夫人		
	大中5		永徽2		永徽2	天2	萬歲通		
文苑英華卷九三八	樊川文集卷七		同前六九		千唐六八		芒洛四編卷四		歌葉記

⑮ 河南縣靈臺
淳于知道
年代不
八瓊室卷三三龍

鄉⁽⁴⁸⁾
題記
詳
門山造像八四段之一

⑯ 東都西北十
張受及夫人
大業9
漢魏南北朝卷九

里零淵鄉⁽⁴⁹⁾
李氏合村墓誌
圖版四六九

河南縣靈淵鄉
蕭瑾墓誌
大業9
同前卷九
圖版

安川里⁽⁵⁰⁾
高嗣及夫人孟
大業10
同前卷九
圖版
四三之二
芒洛續補

靈淵鄉安川里
氏慕母氏合村墓誌
四八〇之二
同前卷九
圖版

零淵鄉翟村⁽⁵¹⁾
董君夫人
大業11
同前卷九
圖版

衛氏墓誌
五〇四

鄉 安 川 里	太 微 城 北 靈 淵	里	里 靈 淵 鄉 安 川	東 都 北 一 十 餘	里	里 零 淵 鄉 零 淵	東 都 城 北 廿 餘	靈 淵 鄉 翟 村	河 南 郡 河 南 縣
誌	唐 世 榮 墓			張 濬 墓 誌			楊 厲 墓 誌		唐 直 墓 誌
	大 業 12			大 業 12			大 業 12		大 業 12
五 一 八 之 二	同 前 卷 九 圖 版		五 一 三 之 二	同 前 卷 九 圖 版	芒 洛 續 補	五 一 〇	同 前 卷 九 圖 版	五 一 七 芒 洛 三 編	同 前 卷 九 圖 版

①⑥

河南縣靈泉

蕭濱墓誌

大業 11

同前卷九

圖版

鄉(153)

龍淵里

①⑦

河南縣老子

宮人魏氏

大業 7

同前卷一〇

圖

鄉

墓誌

版五四一

河南縣老子鄉

宮人元氏

大業 10

同前卷一〇

圖

陳氏墓誌

版五四九、五五二

東都城北老子

澈墓誌

大業 12

芒洛續編卷上

之鄉大翟村(154)

①⑧

河南縣弘教

□ 隋士及夫人

大業 8

漢魏南北朝卷九

鄉(155)

趙氏合村墓誌

圖版四五七

東都 城東北 九蘇 威夫人	居鄉	(河南縣) 閑居鄉	閑居鄉 ⁽⁵⁵⁾	②(河南縣)	鄉崇訓里	②(河南縣) 侯林	里	縣崇美鄉嘉善 ⁽⁵⁶⁾	①(河南郡) 河南翟突娑墓
大業 12	氏合村墓誌	劉寶及夫人王仁壽		開皇 20		劉多墓誌			大業 11
同前 卷九	四一三	同卷 卷八		同前	三九八之二	同前 卷八		四八四	同前 卷九
圖 版		圖 版				圖 版			圖 版

里閑居鄉

宇文氏墓誌

五一五

②② 河南縣勸善鄉

趙朗墓誌

仁壽 2

芒洛四編卷一

鄉⁽¹⁵⁸⁾ 燕安里

河南縣勸善鄉

趙朗及夫人孫

大業 9

漢魏南北朝卷九

燕安里

氏合祔墓誌

圖版 四六八之二

②③ 河南縣通德

張儉及夫人胡

仁壽 3

同前卷八 圖版

鄉

氏合祔墓誌

四一一之二

②④ 河南縣殖業

郭王墓誌

大業 4

同前卷八 圖版

鄉⁽¹⁵⁹⁾ 顯義里

四三三

②⑤ 河南縣樂和

君夫人

大業 10

同前卷九 圖版

ok

金谷原	河南之梓澤鄉	村	縣梓澤鄉張封誌	②⑧ 河南府河南張景旦墓	氏合祔墓誌	②⑦ 洛州歸歲鄉	鄉守衆里	②⑥ 河南縣守衆	鄉樂和里
	江瑤墓誌			開元 9		□ 隋及夫趙	誌	白仵貴墓	王光墓誌
	開元 21			開元 9		大業 8		大業 11	
	遠東 二九八			千唐六一五	四五七	同前卷九	四八六之二	同前卷九	四七五
						圖版		圖版	

河南縣梓澤鄉 鄭氏嫡長 元和 11 千唐 一〇〇七

續村 殤墓記

河南縣梓澤鄉 崔廷 墓 長慶 4 同前一〇二四

杜村 誌

河南縣梓澤鄉 裴喧墓誌 大和 3 同前一〇四〇

宣武里

河南縣梓澤鄉 鄭君夫人 大中 4 同前一〇六

續村 盧氏墓誌

河南縣梓澤鄉 鄭君夫人 咸通 2 同前一〇五一

續村 崔氏墓誌

ok

縣安樂鄉北邙誌	③① 河南府河南 王去梯墓 天寶 10 芒洛四編卷五	崇政鄉 <small>(163)</small> 誌	③② 洛州河南縣 齊夫人墓 貞觀 20 芒洛續編卷中	鄉徐尊村 誌	②⑨ 河南縣永樂 李夫人墓 後晉天 芒洛卷下	宣武村 <small>(162)</small>	河南縣梓澤鄉 趙風墓誌 後周顯 千唐一二三四	宣武里 誌	河南縣梓澤鄉 謝彦章墓 後梁貞 芒洛卷下
---------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	--------	------------------------	--------------------------	------------------------	-------	----------------------

山之原

河南縣安樂鄉

王鴻祔墓

天寶 10

千唐八六四

墓誌

③② 河南郡河南

元鍾墓誌

大業 7

芒洛四編補遺

縣思順鄉

③③ 邙山之河陰

司馬寔墓

垂拱 2

芒洛卷上

鄉瀍陽里

誌

洛州合宮縣河

杜舉墓誌

天授 2

千唐三八一

陰鄉北原

河南縣河陰鄉

楊瓊墓誌

開元 11

同前六三一

界邙山伯樂塢

河南縣河陰鄉

界百樂塢

河南河陰鄉百

樂里⁽¹⁶⁵⁾

③④ 河南洛淋鄉

興化里

洛淋鄉邙山之

陽⁽¹⁶⁶⁾

③⑤ 河南縣洛邑

朱守臣夫人

高氏墓誌

敬昭道墓

誌

曹德墓誌

張弘墓誌

楊孝弼墓

開元 11

開元 13

貞觀 23

顯慶 4

先天元

同前六三三

同前六五五

彙編第七冊六七五

千唐一三九

同前五六九

鄉北邙山

誌

洛州河南縣洛

關預仁夫人

顯慶 5

河南圖書館藏石

邑鄉⁽⁶⁸⁷⁾

茹氏墓誌

目

③6 河南縣朱陽

崔實墓誌

乾元 2

千唐九一一

鄉之朱陽村⁽⁶⁸⁸⁾

淳于知道

年月不

藝風堂金石文字目卷三

③7 河南縣靈寶

淳于知道

年月不

藝風堂金石文字目卷三

鄉

造像銘

詳

龍門造像之一

③8 河南縣平洛

王敬仲墓寶曆

2

千唐一〇二九

鄉杜澤村

誌

洛水之北

平

韓通墓誌

後晉期

芒洛卷下

洛鄉杜澤村

河南縣平洛鄉

楊敬千墓

後漢乾

千唐一
二二七

杜澤村

誌

祐元

千唐一
二二七

徽安門外十里

(669)

毛璋墓誌

後唐天

芒洛四編卷六

之原杜澤村

成4

河南縣平洛鄉

劉考融墓

後周顯

千唐一
二三一

杜澤村

誌

德元

河南縣平洛鄉

孫備墓誌

會昌元

同前一
〇七七

杜翟村

河南縣平洛鄉

樊駟襄誌

咸通12

同前一
一八四

杜翬村

河南縣平洛鄉

梁瓌墓誌

後晉天

同前一二三

杜翬村

河南縣平洛鄉

李珪墓誌

大中

同前一一二二

朱陽里

洛陽縣平洛鄉

張諒墓誌

咸通

同前一六三

朱陽里

河南縣平洛鄉

張昱墓誌

大中

同前一四一四五

杜郭村

河南縣平洛鄉

張君夫人

咸通

同前一五二四

④①	鄉宣武管宋村	④④	鄉宣武管宋村	③⑨	鄉宣武	張陽村	河南縣平洛鄉	杜郭村	河南縣平洛鄉	杜郭村
河南府河南	村	河南縣柴宅	村	河南縣宣武	村	村	鄉	村	鄉	村
王曙神道	誌	王守恩墓	誌	袁考進墓	墓誌	夫人王氏	夫人王氏		劉琪墓誌	鞏氏墓誌
宋景祐	元	宋建隆	德子	後周顯		大中5	順元		後周廣	
河南先生文集卷		同前一二三八		同前一二三六		同前一六一六			同前一二三〇	

No.

三家店	洛陽縣平陰鄉	平陰鄉北邨山	三家店北一里	①城東北十里	洛陽縣所管	司徒里	河南縣洛苑鄉	縣洛苑鄉
	李崗墓誌		誌	李文疑墓	(174)	道碑	王世隆神	碑
	元和 12			天授 3		5	宋慶曆	元
	芒洛三編			千唐三九六			同前卷一六	一二

六

洛城東北六里	平陰鄉却山之誌	陽	洛陽縣北平陰	鄉安善里	洛陽縣平陰鄉	樂村	河南存洛陽縣	平陰鄉河陰里	呂村
李強友墓	誌		劉穆墓誌		源君夫人	崔氏墓誌	李懷讓墓	誌	
開元 9			先天 2		開元 5		開元 12		
千唐六〇〇			芒洛續編卷下		千唐五九一		同前六四一		

六

洛陽縣呂村

賈崇璋夫人

天寶 11

同前 八六九

河南府洛陽縣

韋麟墓誌

開元 18

同前 六九九

平陰鄉張相村

邙山北張相村

古大量墓誌

龍朔 3

曲石精廬 一〇

洛陽縣平陰鄉

閻士能墓誌

貞元 6

千唐九五四

呂樂里都城之

誌

隅

洛陽縣平陰鄉

崔程墓誌

貞元 14

旬齋卷 二八

陰村

芒洛卷 中

陶村	洛陽縣(縣)平陰鄉	陶村	洛陽縣平陰鄉	陶村	洛陽縣平陰鄉	鳳凰里北陶村	洛陽縣平陰鄉	陶村	洛陽縣平陰鄉
盧氏墓誌	崔君夫人盧	氏墓誌	崔君夫人盧	誌	盧踐言墓	誌	唐張五墓		崔樅墓誌
	咸通 3		大中 7		大中 元		會昌 4		大和 2
	同前 一一五七		同前 一一二三		同前 一〇九八		同前 一〇八七		千唐 一〇三六

洛陽縣平陰鄉

苗景符墓

咸通

12

同前

一

一

八

七

北陶村

中哀詞

洛陽縣平陰鄉

夫人李氏

乾符

4

同前

一

一

九

九

北陶村

墓誌

洛陽縣平陰鄉

盧陟室女

乾符

5

同前

一

二

〇

一

北陶村

樂娘墓誌

河南縣北邙山

王君夫人

大足

元

芒洛

三

編

南陶村

橋氏墓誌

邙山陶村之原

孫嘉之墓

開元

27

文苑

英華

卷

九

五

誌

成村	洛陽縣平陰鄉	邙山王趙村	北五里王趙村	(雒陽縣)東	陽	王趙村邙山之	洛陽縣平陰鄉		洛陽北陶村
高氏墓誌	衛義夫人	宋季墓誌	誌	郭世昌墓			高岑墓誌	墓誌	孫廿九女長慶
	開成子	咸亨子		大業5			貞元14		3
	同前一〇六七	千唐二七九	圖版四三四	漢魏南北朝卷八			同前卷六		芒洛四編卷六

ok

洛陽縣平陰鄉	成村	洛陽縣平陰鄉	成村	洛陽縣平陰鄉	成村	洛陽縣平陰鄉	十里	鄉成村	洛陽城東平陰
鄭保墓誌		盧就墓誌		張汶墓誌		劉宣墓誌	誌	去城閭丘氏墓	陳君夫人
大中14		大中6		大中4		大中4			會昌6
遠東三六三		同前一八一		同前一〇九		同前一〇七			同前一〇九五

洛陽縣平陰鄉		平陰鄉積澗村	積澗村	洛陽縣平陰鄉	積澗村	洛陽縣平陰鄉	成村	洛陽縣平陰鄉	成村
李翼墓誌	齊氏墓誌	韋君夫人	誌	魏仲連墓	薄氏墓誌	王君夫人	墓誌	夫人盧氏	
大和 9		大中 14		大中 3		元和 6		咸通 3	
同前一〇五九		同前一一四八		千唐一一〇四		遠東三四三		千唐一一五六	

衙村

洛陽縣平陰鄉

李潘墓誌

開成 5

同前一〇七四

從心里

河南縣平陰鄉

崔茂藻墓

乾符 2

同前一一九四

張陽村(177)

誌

洛陽縣平陰鄉

劉君夫人

乾符 5

芒洛四編卷六

鳳臺里(178)

王氏墓誌

② 雒陽縣東北

段濟墓誌

大業 12

芒洛續編卷上

馬安山西鳳臺

漢魏南北朝卷九

鄉

圖版五〇六之二

陽 清風鄉	洛陽北邙山之 雀志墓誌 貞觀元 芒洛四編卷二	鄉 ⁽¹⁸⁰⁾	北河南縣清風	③洛陽城之西 高虬墓誌 仁壽元 同前卷一一 圖		穀陽里 ⁽¹⁷⁹⁾ 誌 明 ⁽²⁾ 鄧武 五二六之二	洛陽縣鳳臺鄉 韋匡伯墓 王世充開 同前卷九 圖版	鄉安山里 鄧氏墓誌	雒陽縣北鳳臺 李元及夫人 大業12 同前卷九 圖版
----------	---------------------------------	--------------------	--------	-------------------------------------	--	---	--------------------------------------	--------------	---------------------------------------

雒陽縣清風鄉

段君夫人

貞觀 2

同前卷二

張方里芒山之

張氏墓誌

陽

洛陽邙山張方

韓行夫人

顯慶 5

曲石精廬六

里

洛州洛陽縣清

孫運墓誌

上元 3

彙編第九冊八二九

風鄉張方里

清風鄉千金里

李繼叔墓

貞觀 8

千唐一七

誌

洛邑東北郊洛

洛陽縣清風鄉	崇德里	洛陽縣清風鄉	崇德里	洛陽縣清風鄉	風鄉崇德里	洛州洛陽縣清	清風鄉裴方里	原故倉東王村	陽縣界清風之
孟普墓誌		宋遙墓誌		吳君墓誌	君墓誌	清淇公某貞	李君墓誌	劉氏墓誌	徐君夫人
顯慶 5		天寶 7		顯慶 2		貞觀 8	永徽 5		貞觀 21
同前一四六		同前八三七		千唐一二五		曲石精廬一	同前九六		同前四一

風	河南	平樂	洛陽	里	故都	洛陽		清風	月城
郡	洛陽		縣		城北	縣		鄉	里
平樂	之		清風		一	清風		善里	
里	清		鄉		十	鄉		蕭	
之	陸	朱	崔		誌	紀	誌	令	
元	翰	氏	君			戎		臣	
氏	夫	墓	夫			重		墓	
墓	人	誌	人			墓			
誌									
	貞		開			開		開	
	元		元			元		元	
	25		28			12		8	
	元	遠	芒			遠	芒	甸	
	氏	東	洛			東	洛	齋	
	長	三	四			二	卷	卷	
	慶	一	編			八	中	二	
	集	四	卷			三		三	
	卷		五						
	五								
	八								

洛陽縣清風鄉	諸葛村	洛陽縣清風鄉		洛陽縣諸葛村	諸葛村	洛陽縣清風鄉	清風鄉諸葛村	河南府洛陽縣	北邙原 ⁽⁸⁾
李鼎墓誌	劉氏墓誌	崔君夫人	誌	康武通墓	誌	李府君墓		劉皓墓誌	
寶曆2		大中元		咸亨3		長慶2		長慶元	
芒洛卷中		同前一		同前二		同前二		曲石精廬	
		一一〇一		二七三		一〇二〇		八一	

郭村

邙阜之陽清風

王翺墓誌

大中元

千唐一〇九六

鄉郭村

東都城北清風

吳孝恭墓

大中五

同前一一二

鄉郭村

誌

洛陽縣清風鄉

李氏一娘

咸通三

同前一一六〇

郭村

子墓誌

洛陽縣清風鄉

謝觀墓誌

咸通八

同前一一七〇

郭村

洛陽縣清風鄉

崔植墓誌

乾符五

同前一二〇〇

洛陽縣清風鄉	高村里	洛陽縣清風鄉	大陽村	洛陽縣清風鄉	高村	洛陽縣清風鄉	店里	洛陽清風鄉	郭村
趙思忠墓	墓誌	夫人姜氏	張氏墓誌	華公夫人		王頊墓誌	誌	明希晉墓	
開元		咸通		大中		會昌		至德	
12		7		7		2		2	
同前		同前		同前		同前		同前	
六四六		一一六八		一一二四		一〇八四		九〇八	

呂樂村

洛陽縣清封鄉

積潤村

④洛陽縣縣都

會鄉

神都洛陽縣都

會鄉

河南縣都會鄉

王趙村

⑤洛陽縣上東

誌

羅周敬墓

誌

司馬道墓

誌

崔貴仁墓

誌

蕭貞亮墓

誌

梁有意墓

後晉天

福

儀鳳

3

2

垂拱

延和元

2

永徽

3

金石萃編卷二〇

芒洛四編卷三

芒洛四編卷二

遠東一九〇

芒洛續編卷中

同前卷下

芒洛四編卷二

芒洛四編卷二

芒洛四編卷二

芒洛四編卷二

⑥ 洛陽北部鄉		上東鄉 ⁽⁸⁴⁾		邙山上東里	東鄉嘉善里	洛州洛陽縣上	東鄉歸仁里	洛州洛陽縣上	鄉
郭思訓墓景雲2	墓誌	夫人鄭氏天寶12	誌	劉庭訓墓開元16	誌蓋	王仁表墓麟德2	解氏墓誌	韓行夫人永徽6	誌
金石萃編卷六九		千唐八八一		芒洛三編		遠東一二七		彙編第五冊四一三	

之原

(685)

洛陽縣北部鄉

鄭元璣墓誌

開元 14

千唐六五二

之原

誌

洛陽縣北部鄉

沈君夫人

元和 7

同前一〇〇一

北袁村

楊氏墓誌

洛陽縣北部鄉

韋行素墓

大和元

同前一〇三一

北原村

誌

邙山之陽洛陽

孫恪夫人

開成元

同前一〇六五

縣北部鄉

程氏墓誌

洛陽縣常平

任軌及夫人

大業 4

漢魏南北朝卷八

(116)

鄉遊仙里

薛氏合村墓誌

圖版四九之二

雒陽縣常平鄉

劉剛及夫人高

大業7

同前卷八

圖版

仙遊里

氏合村墓誌

四四六之二

雒陽縣常平鄉

田光山夫人

大業8

同前卷九

圖版

張村

李氏墓誌

四五三之二

⑧ 洛陽縣

楊德墓誌

大業4

同前卷八

圖版

通閏鄉

四三一

河南郡通閏鄉

田光夫人李

大業8

同前卷九

圖版

嘉慶里

氏墓誌

四五三之二

東都洛陽縣通

張達墓誌

大業10

同前卷九

圖版

閏鄉

⑨ 河南郡雒陽

郭世昌墓

大業 5

同前卷八 圖版

縣景福鄉景義

誌

三三四

里

⑩ (雒陽縣)

張玄相夫人潘

大業 11

同前卷九 圖版

感德鄉從善里

善利墓誌

四九六之二

⑪ 雒陽縣溥化

范高墓誌

仁壽 4

芒洛四編卷一

鄉

雒陽縣溥化鄉

范高及夫人蘇

大業 6

漢魏南北朝卷八

氏合祔墓誌

圖版四三七之二

有餘金墉鄉	⑭ 去州城七里	北邙之原	洛陽縣淳俗鄉	鄉	⑬ 洛陽縣淳俗		⑫ 首陽鄉 <small>(89)</small>	薄化鄉恭安里	河南府洛陽縣
	單信墓誌		徐綜墓誌	墓誌	夫人姬氏	碑	郭揆神道		盧邁行狀
	永徽 2		龍朔元		永徽 6		天寶 8		貞元 14
	同前六五		同前一七四		千唐九八		顏魯公文集卷五		權載之文集卷二〇

洛陽城東北金陳秀墓誌
開元12
同前六四二

墉鄉

洛陽城東之金崔光嗣墓
開元20
同前七二一

墉鄉
誌

河南府洛陽縣張滂墓誌
貞元17
同前九七四

金墉鄉邱山

(15) 洛州洛陽縣鄭君夫人
顯慶3
彙編第四冊三六一

洛川鄉明陽里張氏墓誌

洛州洛陽縣洛張君夫人
顯慶4
同前第四冊三七七

川鄉⁽⁹⁴⁾
楊氏墓誌

縣平陸鄉積閏	①⑨ 當 (洛陽)		洛陽縣南陶里	鄉南陶里	①⑧ 洛陽縣玄象	惟新鄉旗亭里	①⑦ 洛州洛陽縣	餘慶鄉通遠里	①⑥ 洛州洛陽縣
誌	誌	誌	楊仲雅墓	誌	劉光贊墓	誌	姬恭仁墓	誌	趙令則墓
	邊夫人墓			德元	後周顯		儀鳳		顯慶
	元和 7		元和 13				4		2
	千唐 一		曲石精廬 七		千唐 一		同前 第九册		同前 第四册
	〇〇〇		八		二 三 三		六 七		三 四 一

ok

洛陽縣賢相鄉	相鄉靖問里	河南洛陽縣賢相鄉	陶村	洛陽縣賢相鄉	鄉陶村	②① 洛陽縣賢相	②① 穀水鄉	村 (193) (補注)
劉永墓誌	誌	衛景山墓	誌	苻昭原墓	誌	孫漢均墓	張夫人墓	
慶曆 8		康定 2				開寶 8	永徽 4	
千唐 一 二 六 七	一 三	河南先生文集卷		芒洛三編		同前 一 二 四 七	同前 九 一	

上店里

洛陽北原賢相

劉氏墓誌慶曆8

同前一二六八

鄉杜澤里

洛陽賢相鄉積

段擇墓誌紹聖5

同前一三〇五

潤里

洛陽縣賢相鄉

成延羊墓崇寧元

同前一三〇七

積潤里

誌

河南府洛陽縣

族姬趙氏政和6

芒洛四編卷六

賢相鄉旌德里

墓誌

洛陽縣賢相鄉

游安民墓宣和元

同前卷六

杜澤村(198)

誌

C 所管郷未詳の里・村

洛陽縣北芒山

劉政墓誌

貞觀16

芒洛四編卷二

王羽村

河南縣界大王

王師感墓誌

顯慶元

曲石精廬四

村

誌

(洛陽縣)伊

王留墓誌

咸亨5

芒洛補遺

楊村・劉村

北芒清善里

扶餘隆墓

永淳元

芒洛四編卷三

誌

夕陽村	洛陽縣樂城里	十五里菜村	洛陽城北去城		洛城北十善里	村	邙山之足王寇		河南縣王寇村
智元墓誌	李瑱墓誌	誌	孫阿師墓	竹氏墓誌	孫何貴夫人	誌	杜夫人墓	記	賈玄贊殯
開元 17	開元 10		景雲 3		大足元		貞元 5		垂拱元
古誌石華卷一	文物五七六一七		同前五六六		千唐四八五		芒洛卷中		同前卷三
〇									

河南縣尹村		洛京建春里 ⁽¹⁹⁹⁾		洛陽縣伯樂里 ⁽¹⁹⁸⁾		河南縣侯村		河南縣河內村		河內村		河南縣北邙原
楊皓墓誌	墓誌	李氏室女	道碑	傅良弼神	盧寂墓誌	樊氏墓誌	王君夫人	誌	王元琰墓			王元琰墓
咸通 2		大中 9		大和 2	貞元 9		開元 29		開元 27			開元 27
同前 一一五五		千唐 一一二九		李文公集卷一三	芒洛四編卷六		同前七八七		千唐七七四			千唐七七四

<p>の前後に記載したと</p>	<p>點を示すと思われ、必ずしも年次</p>	<p>たが、同一郷内の同里、同村ないし同じ地</p>	<p>以上の配列は原則として年次の順に従う</p>	<p>瓜巖村 張繼詩 唐詩紀事卷二五</p>	<p>杜原村</p>	<p>河南縣北邙山 孫讓墓誌 唐末 芒洛四編卷六</p>	<p>河南縣西尹村 楊思立墓誌 乾符 同前一一九八</p>	<p>墓誌</p>	<p>洛陽城北尹村 夫人盧氏 乾符 同前一一九七</p>
------------------	------------------------	----------------------------	---------------------------	--------------------------------	------------	--	---	-----------	--

ころがある。

第三節 郷里制と自然村の關係

唐代における西京長安の萬年・長安兩縣管

下郷は、萬年縣についで、曰長安志曰、曰

太平寰宇記曰に四十五郷、近出の「地志殘卷(20)

に六十二郷と記す。武伯侖氏は四十郷を舉

げ、曰に三十三郷を擧げることが出来た

。長安縣についで、曰長安志曰、曰太平寰

宇記に五十九郷、一地志殘卷に七十九郷

と記す。武伯綸氏は三十郷を擧げ、ここには

三十五郷を擧げ得た。東京洛陽の河南、洛陽

兩縣管下郷は、太平寰宇記に河南縣四十

郷、洛陽縣三十郷と記す。ここには河南縣四

十一郷（うち二郷は宋郷）、洛陽縣二十一郷

（うち一郷は宋郷）を擧げることが出来た。

某郷某里某村と葬地を具體的に記す墓誌銘が

どの地點で出土したかは、郷里や村の位置比

定にとつて決定的な手掛りと與へてくれるも

のであリ、長安郊區に關しては、武氏の論考
 とあいまつて、出土地の判明する新出墓誌銘
 を多く利用出來たために、確度の高い比定が
 可能となつた。周知のやうに、長安城内は朱
 雀門街の東半は宣陽坊に治所を置く萬年縣管
 下に屬し、西半は長壽坊に治所を置く長安縣
 管下に屬するが、城外郊區も朱雀門街の延長
 線つまり、南郭正面の明德門から終南山に
 至る南北大道（天街）によつて、その東西郊
 區も萬年縣、長安縣のそれぞれが管轄に屬し

た。この明確な區劃も郷の位置比定に役立つ

た。また、郊區に廣く點在する多くの古蹟に

關する諸文獻の記述、とりわけ宋敏求の「長

安志」をはじめとする地方志類の豊富な言及

が少なからず参考になつた。

一方、洛陽郊區に關しては、檢索寮では河

南縣でほぼ一〇〇パーセント、洛陽縣でも七

〇パーセントと、長安郊區としのぐ高率とな

つた。曰く「千唐誌齋藏誌」(文物出版社、一九

八三)曰く「唐代墓誌銘彙編附考」(中央研究院

歴史語言研究所 一九八四() 北京圖書館

藏中國歷代石刻拓本匯編(中州古籍出版社

一九八九)算のまとまった拓本寫真集が續々

と近年になり出版され、邛山地區からこの

までに出土した膨大な數の唐代墓誌銘の全文

と見ることに可能となつたことに依る所が大

きい。しかしながら、近年出土の二・三の墓

誌銘を除いて、ほとんど全てをこの以ら石刻關

係の編纂文獻に據らざるを得なかつたために

出土地がほとんど不明であり、その位置比

定は、郷の名稱を唯一の手掛りとして各種文
 獻史料に傍證を求めたる方法をとり外なかつた
 文獻と言つても、曰長安志曰に比肩するとい
 とのつた古地志はなく、曰永樂大典曰から拾
 った徐松の輯にかゝる曰元河南志曰も如斯か
 四巻しか、城内に關する記述にほぼ限らぬ
 てゐる。洛陽城内は北城毓德坊に治所を置
 く洛陽縣が洛水以北を南城寬政坊に治所を
 置く河南縣が洛水以南をその以て管轄するが
 禁苑地區である西郊を除き、郊區にあけり

兩縣の管轄區分がはなはだ明確さを缺き、同
 名郷が少なからず兩縣管下として見え、この
 點においても長安郊區に比して位置比定を困
 難なものとしたり。後掲の比定圖を一見して明
 らかなように、洛陽縣管下郷は洛水以北に、
 河南縣管下郷は洛水以南にといふような明確
 な分布になるどころか、全く逆の兩縣管下郷
 が錯綜した分布となつてゐる。このように、
 洛陽郊區における郷の地圖上への比定作業は
 確度の面で長安郊區に比してやや劣ることと

認めざるを得ないことも、いくつかの郷に
ついては全く比定不能であつた。今後の考古
學的發掘、特に邙山地區の組織的發掘調査が
なされるれば、墓誌銘をはじめとした石刻史料
がなおも多數出土することは確實であり、具
體的な出土地點の明らかなる墓誌銘が大いに待
たれる所である。ところで、擧げた里と村の
地圖上への比定の試みは、ごく一部を除いて
事實上放棄された。ベース・マップとした民國
製五萬、十萬分之一地圖や陝西省地圖冊

日 河南省地圖冊^四と對照すること。二、三
 の唐代村名の繼承とおほしきものを認めること
 とは出來たが、里名に至っては、附圖の縮尺
 上の技術的問題はともかくとして、後述する
 ように、抽象的命名がほとんどを占め、かつ
 更名を繰り返しており、比定作業は全く不可
 能であつたからである。

さて、兩京郊區の郷の分布を檢討してみら
 と、唐代郷里制にかかぬいくつかの注目す

べき事柄が明らかになる。それらについて見

てある。

(一)長安郊区では東半の萬年縣管下、洛陽郊区では、
 西半の縣の管下に入るの必要も明
 確ではないが、北部地区に比較的多くの郷の
 檢索と比定が示された。萬年縣管下郷の場合、
 四十五郷中の檢索郷四十三郷で、その檢索率
 は九五・六パーセント（「地志殘卷」六十二
 郷で六九・四パーセント）にも達し、長安縣
 の五十九郷中の三十五郷、五九・三パーセン
 ト（「地志殘卷」七十九郷で四四・三パーセン

ト)とほるかにしのご結果が出た。長安周邊の地形は、等高線が示す如く、東南から西北の渭水河濱へと緩傾斜地形であつて、東郊と東南郊には、銅人原、白鹿原、少陵原、樂游原、鳳栖原、龍首原、沱平原、畢原などの丘陵地が點在し、こゝら丘陵地が土厚水深の死者を葬る好適地とされたことが、墓誌銘を主材料とした郷の検索率の高さに直接反映してゐると言える。また、こゝら墓誌銘は、そのほとんどの官位を有する人物なほ、その夫人

のもので、貴族・官僚層が主として城内左街
 の萬年縣内に多く居住して、いたこととも無
 係ではなからう。洛陽郊區では、北の邙山地
 區が墓葬地として古來最も好んで選ばれてき
 たことは周知の事實であるが、唐代において
 も、そのことは利用し得た墓誌銘から一見し
 て明らかである。具體的な郷里を記さずは、
 葬地としてただ「邙山之陽」とか「邙山之原
 しな」と記す例は、教擧にいとまれがない。

(二) 郷里制が人為的に五百戸、百戸單位に上

ら自然村落を編成したものであるために郷
 里編成上の戸數調整がなされ、一つの自然村
 落を二郷に、あるいは二縣にすら分割して行
 政上の線引きがなされた場合があり得たこと
 が判る。萬年縣崇義郷懷信里の南姓村と同郷
 南姓里、萬年縣姜尹村と長安縣姜允村、河南
 縣平樂郷安善里の杜郭村と同郷善聖里の杜郭
 村及び河南縣平洛郷の杜郭村、平樂、平陰、
 平洛三郷にまたがる張陽村、金谷、平樂二郷
 にまたがる景業村、平洛、平樂二郷にまたがる

る杜澤村、杜翟村、朱陽村、平陰、清風二郷

ニまたがる呂樂村、積潤村、都會、平陰二郷

ニまたがる王趙村など、里の編成單位を上ま

める自然村落の分割例と見なすことが出来よ

う。このような事例は兩京郊區だけの特異な

例外ではなく、恐らくは全國的に特に狭郷

地區では少なからず存在したものと考之らぬ

る。

(三)隋代の郷名が少なからず唐代にもそのま

踏襲され、隋唐政權の郷村統治の連続性をこ

の面から読み取るこゝが出来る。この點も全
 國的に普遍化して認めてもよからう。宋郷も
 唐代郷名を繼承したものがかなり存在するこ
 とは注記した通りであるが、郷域は宋郷では
 著しく擴大されてゐる場合が多い。宋代には
 長安地區は西夏に對する最前線として邊境と
 化し、また洛陽も西京と呼ばはるはかりでか
 つての面貌はない。かくて城内はもとより郊區に
 おいても人口は大きく減少したといふ時代差
 と反映したものであり、また郷村編成理念が

異なる唐郷と宋郷と單純比較するのも無意味であらう。

(四) 郷名、里名、村名の名稱をそのよゝ比較検討してみると、命名基準とでも言うべきものには差違があることに氣附く。郷名は山川など特徴的な自然環境や古蹟に因るものが多く見出し、その意味で地縁性や時代の連續性が強く認められる。そのよゝ對照的に、里名のほとんどは主として儒家的倫理觀をふまへたきよめて抽象的の名稱である。また、孝子節

婦の顯彰や官位榮達者が出たことなどによリ
 里名の改變がレハレハ行なわれたいことは唐
 代では決して珍らしいことではなない。村名は
 大半が中心的な居住姓に基づくもの如くで
 地縁的な村名もかなり存在している。これ
 は自然村落として言われ、當然のことでは、時代
 を超之に連續性が最も強いと云えよう。以上
 のように、郷・村と里の名稱に命名上の差違
 があることすハハ、それは郷里制の實體とも關
 する重要な問題と云ふことになる。唐令にお

ける里正の職掌が具體的かつ詳細に規定されていゝるのに對し、郷の耆老父老郷長のそればかりめて一般的なものに止まり、その存在すら常ならずであることは周知の事實であるが、郷名と里名の命名上の違ひも、このことと密接に關連すると考へらるゝのである。つまり、郷里制とは言うものの、唐朝權力の郷村統治の主眼はもっぱら百戸を單位とする里にあつたと言ふやう。唐代中期以降の中央集權の急速な弛緩により、制度化當初の一郷五里

の體制はもはや維持できなくなり、再編を餘儀なくされるが、一郷の里數を縮小して再編過程で郷名はそれ自體更名されることなく繼承されるのに対し、新たに自然村と一定戸數單位に再編される里には、里名の改稱がなされる。この再編された里は、當然従前の里域より擴大されることが多いであろうが、こもかく里域の變更が必然的に伴うことになる。従つて里名の改稱も自ずと必要とならうが、同時に、唐朝權力の側の、言うなれば期待

と願望を込め、きめて倫理性の濃厚な抽象
 名、すなわち、社會秩序を律すべき名辭が意
 識的に用いられたと考之られるのである。唐
 初、ひいては隋代以來、唐末五代に至るまで
 同一郷の例はいくつも見い出せるのに對し
 同郷内の同一里の例がほぼ同時期の一、二
 の例を除いて皆無に等しいという事實は、上
 記の考之を裏附けるにあらう。このように、
 里がきわめて人爲的なものであるからには、
 當時の人々にとつて里という行政空間は必ず

しも生活感覺になじんだものではなかつた

あろう。地縁性の強い郷名、そして村名がむ

しろ普通の地名表記や呼稱として一般的に用

いられたと思われ。郷名、里名、そして村

名の全てを記す例はむしろ少数にすぎず、某

郷某原、某郷某村といった里名を省略して記

さない例が大半を占めていることが、このこ

とを雄辯に物語っている。

- (五) 萬年縣神禾郷、同樂遊郷、同義豐郷、長安

- 縣義陽郷、河南縣郊廓郷、同王城郷、同金谷

郷、洛陽縣金墉郷、所管縣不明の洛汝郷など、かなりの郷名と折衝府名とが一致する點が注目される。こゝら兩京の折衝府に限って言へば、府は主として城内に置かれてゐるが、兩者の名稱上の一致は何らかの關連を豫想させる。單純に考へて、徵兵對象郷ではなからうか、という想定が生じるが、上府千二百、中府千、下府八百という徵兵定員の規定からして、戸數五百の一郷のみが一府の徵兵對象地區であつたことはまず考へられない。京兆府

内の折衝府数は一三一府で領縣二三であるか
 ら單純平均すると一縣當り五・六九府 河
 南府四七府で領縣二十であるから(203) 一縣當り
 二・三五府となるが、兩京各二縣管下の郊區
 郷域の人口密度は特に高かつたと見なければ
 ならないから、實際の一縣當りの府数はこの
 數字と上まぬはずである。假りに一縣當り
 五・六九府の値及び一地志殘卷に記す最
 盛期の天寶初年における郷數を用いて算出す
 ると、萬年縣は六二郷であるから一府當り一

〇、八郷、長安縣は七九郷であるから一府當
 リ一三、八郷といふことになる。もつとも全
 國平均の一府當りの郷數はこの數値よりかな
 り低くなることは言うまでもない。ともかく
 も、一府の徴兵對象地區が一郷と云うことが
 とうていあり得ないことは、以上から明らか
 である。とすれば、考之得ることは、折衝府
 と同名郷が他郷に比して人口稠密地區、ある
 いは富戸多丁戸が高率な地區であつて、府兵
 徴兵對象となる複數郷のなかで核となるよう

な地區ではなかつたかといふことである。前
 掲の兩京所在折衝府と名稱が一致する郷が
 比定圖を参照すれば明らかなるように、外郭に
 接するか、あるいはそれには比較的近鄰する地
 である事實が一つの傍證となるかも知れない
 かもしれない。このような折衝府と郷との關連
 については、府是制がそれなりに機能した唐
 代前半期の人口動態、あるいは他の州縣にま
 だ視野を廣げての検討が要請されるであらう

第一章註

(1) 曰通典曰卷三食貨三鄉黨條の開元二十五年

令

(2) 中村治兵衛「唐代の郷一元和郡縣圖志より

みたし曰鈴木俊教授還曆記念東洋史論叢

書所收一九六四)

(3) 出土地を明記ししに新出墓誌銘類の総合的編

纂物が大いに待たれるところである曰解

放後出土南北朝隋唐墓誌集曰(假題)が文

物局古文獻研究室と西安・洛陽の關係組織

によつて計畫中との情報を一九八一年一月
 に得たが、今なお出版さしてはいない。

(4) 妹尾達彦「唐代の科擧制度と長安の合格儀

禮」(日律令制)中國朝鮮の法と國家(所收

汲古書院一九八六)「唐代長安の盛り場

(上)(中)「日史流」二七・三〇一九八六、

八九)「唐代後半期の長安と傳記小説」(日

日野開三郎博士頌壽記念論集(所收)中國

書店一九八七)「唐代長安の店舗立地と

街西の致富譚」(日布目潮風博士古稀記念論

集^口所收汲古書院一九九〇[〽]等參照[〽]。

(5) 「唐長安郊區的研究」^口文史^口第三輯一

九六三[〽]、「唐萬年、長安縣鄉里考」^口考古

學報^口一九六三一二[〽]。た^二た^一し後者には

「唐長安郊區萬年、長安縣鄉里位置示意圖

」[〽]と附すが、本文は前者と轉載した^二もの[〽]。

後者末尾に「以上所列墓志碑石、凡是解放

後發見的、原石均存陝西省博物館、因多數

尚未發表、故未別注明出處」[〽]と記す^二以^一、我

々が實見することの出來ない多數の新出墓

誌銘を引用されている。ちなみに武伯綸氏は本論考の執筆當時、陝西省博物館館長であった。武氏は郷の位置比定に直接関連する記事を含むものが数例だけ、墓誌の具體的記事内容に言及されるのみである。本章では、位置比定に手掛りを與えるものは一九六三年以降の考古學關係を中心にした學術雜誌などで知り得た新出墓誌銘類を念のため、検出し得た郷里名を表掲した。

(6) 宋敏求曰長安志曰卷十一萬年縣條「唐四十

五鄉 霸橋東有大陵鄉 元載祖墓在黃臺鄉

、眞光（貞元）中有霸城鄉 餘不傳。

(7) 出土地の郭家灘は、西安東郊の澇水右岸の

丘陵地（唐代の白鹿原）北麓に位置する。

唐長安城東郭から東（約五・四キロ）地點。

西安郊區隋唐墓（中國田野考古學報告

集 考古學專刊丁種第一八號 一九六六

科學出版社）所載「西安郊區隋唐墓地位置

圖」西安解放四十周年紀念 西安市

區地圖冊（西安地圖出版社 一九八九）

參照

(8) 出土地は、西安東郊約九キロの滻水と灞水

にはさまれた、やはり白鹿原北麓で、一發

掘報告」では「發掘的地方、是在西距滻河

約一二〇〇米左右の第二臺地上」とある。

(9) 一九五三年西安東郊高樓村出土。民國製五

萬分之一地圖では、高樓村は後出の韓森寨

北東に隣接する位置にある。次に「西安市

區地圖冊」に參照。

(10) 一九五四年鄠家灘出土。陝西省出土唐俑

選集日 陝西省文物管理委員會編 一九五

八) 參照

(11) 「銘曰 龍渠之右 鳳城之東 云々」

(12) 西安東郊韓森寨出土。韓森寨は唐長安城東

郭の約二、五キロニ位置する。前掲「西安

郊区隋唐墓位置圖」參照。

(13) 韓森寨出土。

(14) 韓森寨出土。武氏云「銘文說……東臨滄浙

西接城隍。是此鄉西界靠近東城垣的明證

L.

(15) 武氏云「鄭村里當即鄭村。是此里似與崇義

里接。

(16) 金石萃編。王昶按語「幢建於萬年縣澆川

鄉鄭村里。長安志。萬年縣不載此鄉名。惟

云澆水在縣東北流四十里入渭。又云

長樂坡在縣東北一十里。即澆水之西岸。

十道志曰。舊名澆坂。此題云澆川鄉。疑即

長樂坡。

(17) 尚傅村。上傳村。上傳村は同一村であらう

尚と上は音通であり、傳は恐らくは武氏

の誤寫と思われる。

(18) 管臺里も觀臺里と同一里であろう。

(19) 陶希聖主編 唐代土地問題 (食貨史學叢

書 中國經濟史料叢編唐代篇 一九三七

一九七四再版) に本牒の拓本寫眞を掲げる。

(20) 産川郷の郷名のみ例として 大曆末年没

の王郊墓誌(句 旬齋臧石記 卷二八) に見之

る。

(21) 武氏云「焦村之名今亦存在。在高望村西南

附近。民國製五萬分之一、十萬分之一地圖

二見之。

(22) 曰長安志曰卷十一萬年縣條「高望堆」長安

圖曰在延興門南八里「武氏云」高望里今

名高望堆在韋曲西北原上……是高平鄉位

置在洪原鄉北而與之接近鄉名高平蓋

在原上。

(23) 曰金石續編曰陸耀遙按語「萬年縣寧安鄉三

趙村即今咸寧縣南十五里三北社趙北

音近而訛。社有鳳樓原。顏魯公撰顏勤禮碑

寧安鄉鳳樓原亦其地也。三北曰陝西

省地圖冊日（西安地圖出版社 一九八八）

西安市（二十萬分之一）二見之る。 寧安鄉

三趙村ハ例ハ、他ニ大和六年没ハ辛幼昌墓

誌日（日甸齋日卷三一、日八瓊室日卷七二）

咸通十二年没ハ楊氏孀女墓銘（日續陝西通志

稿日卷一六五）乾符五年没ハ錢氏女墓誌

（同前卷一五三）二見之る。

(24) 武氏云「此志一九五五年出土於曲江池東南

之三兆鎮附近之繆家村三三可見寧安鄉在唐

代是京城南壁啓夏門外最近之鄉。武氏ハ此

定は 啓夏門外よりやや東の芙蓉園（曲江

池）の南と修正すべしとある。 寧安郷の郷

名のみの例は、他に廣明元年没の張師儒墓

誌（曰）八瓊室（曰）卷七七（）に見之る。

(25) 曰 長安志（曰）卷十一萬年縣條「長樂驛、在縣

東十五里。長樂坡下……長樂坡、在縣東北

一十里。曰 唐兩京城坊攷校補（曰）紀聞（曰）廣

記（曰）卷百所引（）開元二十二年、京城東長

樂村有人家齋僧、一僧云、適到滻水、見老

僧坐水濱洗坐具。按此、長樂坡下有村、近

澆水之證。天寶四載没の蘇思勗墓誌にその

葬地を「萬年縣長樂原」と記し、出土地は

「此墓位在緯十路南側の一箇坡地上、距唐

興慶宮遺址東南約〇・五公里」とある（可考

古_口一九六〇一一「西安東郊唐蘇思勗墓清

理簡報」。

(26) 出土地は「西安市東郊經一東路北端、南距

緯十街延伸段約一・七九米云々」である。

(27) 長樂郷の郷名のみ例は、麟德二年没の趙

宗夫人劉氏墓誌（西安郊區隋唐墓区）、元和

八年没の陳志清墓誌(曰匄齋曰卷三〇)など
に見之る。

(28) 曰長安志曰卷十一萬年縣條「洪固郷」在縣

南一十五里。宋代洪固郷の例は至和二

年没の陳漢卿墓誌に「萬年縣洪固郷神禾原

」(曰歐陽文忠公文集曰卷三〇)と見之る。

(29) 曰匄齋曰端方按語「據太平寰宇記、洪固

一作鴻固、在長安縣、南接咸寧縣界、謹按

大清一統志、韋曲在咸寧縣南、三秦記、在

皇子坡之西、韓鄭莊北、逍遙公讀書臺猶存

縣志、韋曲東西倚龍首、南面神木、瀟水

繞其前、為樊川第一名勝、諸韋世居於此、

(30) 長安志曰、卷十一、萬年縣條、畢沅注、二舉、

らひてゐる。

(31) 同右、宋張禮撰曰、遊城南記曰、一迺登少陵

原、西過司馬村、張注曰、三三今萬年縣有洪

固鄉、司馬村、今在長安城東南、少陵在村

之東北、一とある、一嘉慶咸寧縣志曰、卷二、唐

萬年縣條、一案、一洪固鄉、一迄今不改、司馬

村在大兆社、延信里、一當即其地、一と見之、

同卷十に「大北社、西北至縣治三十里」とある。民國製五萬分之一、十萬分之一地圖及び曰陝西省地圖冊曰長安縣（三十二萬分之一）曰とも、該當地點に司馬村が現存する。

(32) 曰 甸齋 曰 按語「長安志、洪固郷在萬年縣南

一十五里、管邨四十八、畢中丞沅注引路巖

撰渾侃神道碑、有胄貴里、歐陽詹撰左驍衛

將軍馬實墓誌、有延信里司馬村、而不及此

誌之北韋村、可據此以補長安志之古村。

(33) 洪國郷の郷名のみの例は、開元十一年没の

韋鈞神道碑曰文苑英華卷九二二、元和四

年没の論惟賢神道碑(同卷九〇九)、元和九

年没の王紹神道碑(同卷八九七)に見える。

(34) 洞字は、黒板勝美氏藏の唐代寫本に個字に

作る曰大正大藏經枝勘記参照)したか、

て、洪洞(個)郷は洪國郷と同一郷である

と見なし得る。なお、本教牒は池田温曰中

國古代籍帳研究曰一九七九、東京大學東

洋文化研究所録文番號二三五に「唐廣德

二年十月大興善寺請度七僧祠部敕牒
て移録さしてゐる。

(35) 張注曰 今屬鴻固郷 長安志 卷十一

萬年縣條 少陵原 在縣南四十里 南接終

南 北至澆水 西屈曲六十里 入長安縣界

即漢鴻固原也 唐の郷里制崩壞後 宋代

に再編さした鴻固郷は 唐代洪固郷を核に

して 前注(28)に引いた宋郷の例から判る

ように その郷域を西南の神禾郷をも編入

して大きく擴張さしたと考之らる。 谷霽

光口唐折衝府考校補正
京兆府條に神禾府を
擧げるが、神禾郷内に設置さ
れた折衝府であらう。

(36) 池田前掲書同條参照。文圓里の圓字は、園

字と全くの同音で、かつ字形もきわめて類

似する。文圓里、即文園里だとすれば、漢

文帝霸陵を孝文園とも呼稱するから、崇徳

郷文圓里を霸陵の地に比定することが出來

る。史記口卷一一七司馬相如傳「相如拜

為孝文園令。索隱「百官志云、陵園令、六

百石 掌摺行掃除也。 (曰漢書曰卷五七下同

文) 曰漢書曰卷五九張湯傳「會人有盜發孝

文園瘞錢。如淳曰瘞埋也。埋錢於園陵

以送死也。一算の記事を参照。

(37) 貞元二十年没の唐欵墓誌に「萬年縣義善原

と見之る (曰權載之文集曰卷二五 曰文苑

英華曰卷九五六) 郷名のみ例は 開元

十六年没の王同人夫人裴氏墓誌 (曰續陝西通

志稿曰卷一四六) に見之る。

(38) 武氏云「大什村在曲江池西南原上。是此郷

在寧安鄉東南。

(39) 曰漢書曰卷八宣帝紀神爵三年春起樂游

苑。師古注三輔黃圖云在杜陵西北。又

關中記云宣帝立廟於曲江之北號樂游。

案其處則今之所呼樂游廟者是也其餘基尚

可識焉。蓋本為苑。後因立廟乎。曰長安志

曰卷十一萬年縣條「樂游廟在縣南八里」

漢宣帝起樂游廟在曲江北亦曰樂游原。

谷霽光前揭書京兆府條「樂游府」長安志

樂游原居城之最高（今本無）。又杜牧詩樂

遊原上望昭陵。是樂遊在京北府內。張說之
 集、詔寧樂遊園詩、樂遊形勝地、表裏望郊
 宮。

(40) 武氏は崇義郷と「南姚當即南窰、已見寧安

郷内、是郷位置當寧安郷西」と比定するが、

後例に見えるように、本郷と葬地とする墓

誌が郭家灘や韓林寒から出土しているから

には、寧安郷の西に比定する、これは無理で

ある。

(41) 曰長安志曰卷十一萬年縣條の畢沅注に舉べ

らぬている。細柳原は、同卷十二長安縣條

に「細柳原、在縣西南三十三里」とあるが

龜川郷は萬年縣所管郷であり、長安志に

いふ細柳原の位置とは合ぬない。今は武氏

の「此郷位置當在霸河之東、邵平店北一帶、

應為萬年縣最東的郷區」といふ比定に從つ

ておく。

(42) 武氏云「太平寰宇記卷二十五澹水條說、澹水

荆溪、狗枷川二水之下流也。是此郷或由

狗枷川而得名、其位置可能在澹水上游。」

長安志曰卷十一萬年縣條にも十道志を引
 いて滻水と「荆溪・狗枷二水之下流也」と
 する。ただ「水經注」曰卷十九渭水條では、
 滻水と狗枷川を別水としてゐる。民國製地
 圖及び「陝西省地圖冊」曰長安縣・藍田縣で
 は、滻水上流の一水と庫峪河と記す。狗と
 庫は音が近いから、庫峪河と狗枷川の轉訛
 と見なすことが出来よう。曰太平廣記曰卷
 三六二張周封條に「舊莊在城東狗架背西」
 とあり、狗架（枷）の地名が見える。

(43) 本墓誌は一九八四年三月に西安東郊灊橋

區洪慶鄉路家灣で出土した。灊水東側灊

橋鎮南東の地である。

(44) 本墓誌の出土地は「西安城東三十餘里之灊

橋區洪慶村南的地内」で前注(43)とほとんど

同一地である。また本墓誌に關しては、

「唐長安城郊隋唐墓」(中國田野考古報告

集 考古學專刊丁種第二十二號 文物出版

社 一九八〇) 參照

(45) 新唐書 卷三七 地理志 昭應縣 天寶

六

元年 更驪山曰會昌山。三載、以縣去(華

清)宮遠、析新豐、萬年置會昌縣。すなわ

ち、萬年縣の東端地區である。

(46) 武氏云「一九五六年霸橋東南路家灣出土、

…是此鄉與龜川鄉同為萬年縣最東之鄉」。

民國製地圖には曾家灣、口陝西省地圖冊に

西安市には路家灣として見える。

(47) 神龍四年遇害の成王李仁(千里)墓誌に「

京北郡之銅人原」(洪慶村出土)開元十三

年没の成王妃慕容氏墓誌に「京北同人原」

(同所出土)と見之る(とも)に曰西安郊区

隋唐墓曰。

(48) 曰文苑英華曰は「郷曰慶義郷、原曰嵩原」

に作リ、曰八瓊室金石祛偽曰は「里曰慶義

原曰嵩原」に作る。曰嘉慶咸寧縣志曰卷

二唐萬年縣條云はこの墓誌を引き、慶義郷

の位置を「案國東門七里、當在韓森、元

朔、兩社中」と比定する。

(49) 曰舊唐書曰卷三八地理志「萬年(縣)、隋大

朔縣。武德元年、改爲萬年。乾封元年、分

置明堂縣、治永樂坊。長安三年廢。復併萬
 年。天寶七載、改爲咸寧。乾元復舊也。
 (50)比丘尼法樂と法燈は、唐初の南朝系名族蕭
 瑤の所以の長女と五女である。口金石萃
 編口卷五四に收める「濟度寺比丘尼法願法
 師墓誌」はその四女のもので、葬地は「少
 陵原之側」である。三姉妹はともに出家し
 て濟度尼寺にあり、その葬地も當然同一地
 と考之らるから、義川郷は長安南郊少陵
 原上の地に比定出来る。拙稿「隋末唐初に

おける蘭陵蕭氏の佛教受容―蕭瑤を中心に

して―(福永光司編) 中國中世の宗教と

文化と所収 京都大學人文科學研究所 一

九八二) 參照

(51) 口 法苑珠林口 原文は「唐永徽五年、京城外

東南有坡、名獨嘉嘴、有靈泉、鄉里長姓程

名華、秋季輸炭時、程華已一炭丁、錢足、云々

で、傍點部は「有靈泉、鄉里長姓程名華」

と句讀すべき可能性もある。だとすれ、

靈泉郷は存在しなくなる。武氏は「此爲供

應唐長安城內貴族薪炭的鄉。必是萬年縣東

南接近南山的鄉區。と比定する。

(52) 前注(49)參照。

(53) 武氏云「只道亦作軹道。是劉邦受秦王子嬰

降處……此可視為崇道鄉的北邊。」曰元和郡

縣圖志曰卷一關內道京兆府萬年縣條「故軹

道。在縣東北一十六里。」曰長安志曰卷十一

萬年縣條「軹道。在通化門東北十六里。」

(54) 曰長安志曰卷十一萬年縣條「貞元(貞元の

誤リ)中。有霸城鄉。」曰嘉慶咸寧縣志曰卷

二唐萬年縣條「案 霸城鄉 當即霸城故址

。霸城ニ關レ之ハ 曰水經注曰卷十九渭

水篇ニ「自新豐故城西至霸城五十里 霸城

西十里則霸水 西二十里則長安城 應劭曰

霸水上地名 在長安東二十里 即霸城是

也 曰長安志曰卷十一萬年縣條ニ

「霸城故城 在縣東北二十五里霸水之東」

郡國志曰 在通化門東二十里 見之

(55) 武氏云「南窰村名已見前長樂鄉 是此鄉位

置似長樂鄉之北 西接禁苑 東邊可能亦跨

過霸河。しかし、南窓村と長樂郷内のそれ

と同村と見なす必然性はなく、むしろ前注

(54) のように、霸城故址を郷名の由来と見て

位置比定すべきである。

(56) 曰嘉慶咸寧縣志曰卷二唐萬年縣條「案今

霸橋以東銅人原上有大冢三、疑即大陵所由

名也。武氏云「杜曲北原上有漢宣帝許皇

后墳、北距漢宣帝墳杜陵約七八華里、因體

積較杜陵為小、故稱少陵。唐有少陵郷、大

小相對、杜陵當有大陵之稱、而杜陵附近區

劃、當亦稱大陵鄉。如果此說不錯，則大陵

鄉位置在少陵原上，不能列在霸橋以東。

今は武氏説に從う。

(57) 羅振玉曰唐折衝府考補曰京兆府條に義豐府

と擧げたる。

(58) 曰陝西省出土唐備遺集曰正は出土地を西

安路灣とす。

(59) 武氏云「此墓誌一九五八年由西安城內興教

寺北原上龐留村出土。興教寺は長安志に

卷十一萬年縣條「興教寺在縣南五十里」

足立喜六曰長安史蹟の研究(二二六頁)

「西安城外南方四十支那里の少陵原上にある」などの記事によつて正確な位置が判る。

(60) 他にも洪原(源)郷少陵原と記す例が 開

成二年没の岐陽公主墓誌(曰樊川文集(卷八

曰文苑英華(卷九六九)、大中五年没の杜

顓墓誌(同卷九 同卷九五八)に見える。

(61) 民國製地圖及び曰陝西省地圖冊(長安縣に

司馬村は見える。杜曲に至近の地である。

(62) 曰游城南記(張注曰芙蓉園在曲江之西

南、隋離宮也。……園內有池，謂之芙蓉池。

唐之南苑也。……資治通鑑卷一九四貞觀七

年十二月條胡注一景龍文館記芙蓉園在京

師羅城東南隅本隋之離宮也。……太平御覽

卷一九七所引天文要集芙蓉園本隋

氏之離宮居地三十頃周迴十七里……宇

文愷營建京城以羅城東南地高不便故缺

此偶頭一坊餘地穿入芙蓉池以虛之。……唐

兩京城坊攷卷三芙蓉園攷太平寰宇記

曲江與芙蓉園相連。李肇國史補謂……即

今京城東南隅曲江池、是同爲苑地、不容中
 隔、立政、敦化二坊、今移於此。平岡武夫
 編、曰唐代研究のしおりに第七曰長安と洛陽
 地圖篇、(一九五七)七五〜七八頁、陝
 西省文物管理委員會「唐長安城地基初步探
 測」(曰考古學報、一九五八)三、參照。
 (63) 龍首郷は萬年、長安兩縣に見える。史料の
 記載に從つて、是以の縣の管下に區別し
 ておく。檢索した諸例によつて位置比定す
 ると、明らか、に萬年縣龍首郷と長安縣龍首

郷とは郷域を全く異にする別郷であるから
 である。曰長安志曰卷十一萬年縣條「龍首
 郷在縣東一十五里」

(64) 武氏云「神鹿里之名今尚存……位置在韓森

寨東南、郭家灘直南七八華里處」。本墓誌の

出土狀況と墓誌全文は曰唐長安城郊隋唐墓

に見之る。なお、民國製地圖に神鹿里と

して、曰陝西省地圖冊に西安市に神鹿坊と

して見之る。

(65) 本例はます萬年縣龍首郷孟村に墓并ら五

年後に洛陽東郊の偃師縣萬安山邨山麓に遷葬されたものである。

(66) 萬年縣所管の龍首郷の郷名のみの例は大
 中九年没の劉君夫人霍氏墓誌(曰金石萃編
 卷一一四)に見える。また宋治平元年没の
 王紳墓誌(曰丹淵集卷三九)に「萬年縣龍
 首郷鳳栖原」と見え宋代にも龍首郷の郷
 名が繼承されていゝることが知れるが、郷域
 はかなり擴大したものである。

(67) 曰陝西省地圖冊曰西安市に馬騰空村が見え

る。神鹿坊とは瀝水とほさんでほ対岸の
地であり、龍首郷は瀝水の東西兩岸にまた
がる郷域であつたことが判る。

(68) 武氏云「此石於清光緒二年出土長安縣韋曲

西北原上李王村。郷蓋因川得名。是今韋曲

一帶乃唐御宿郷也。元和郡縣圖志曰卷一

「御宿川、在縣南三十七里。長安志曰卷

十一萬年縣條「御宿川、在縣西南四十里」。

たはし 隋墓誌例に御肅郷便子谷とあるよ

うに 隋代の御肅(宿)郷は終南山北麓の

便子谷をも含む。かなり南にまで廣がった
 郷域であつたと推定される。なお、大中四
 年没の裴氏小娘子墓誌(日文物誌一九七九一
 六一)從西安唐墓出土的非洲黑人陶俑談起
 に「長安里御宿川神禾原」と見え、位置比
 定の参考となる。

(69) 日嘉慶咸寧縣志には出土地を示す「今
 石在杜曲」と記すのみである。日隋書地理志卷

二十九地理志京兆郡大興縣條「有後魏杜城縣

、西霸城縣、西魏山北縣、並後周廢」。日

元和郡縣圖志口卷一京兆府萬年縣條一萬年

縣……周明帝二年分長安、霸城、山北等

三縣始於長安城中置萬年縣一口讀史方輿

紀要口卷五三長安縣杜陵城條一山北城在

今（西安）府東南五十里後魏分長安、藍

田二縣地置縣屬京兆郡後周廢一などの

記事口山北郷の位置比定の手掛りとなる。

(70) 口長安志口卷十一萬年縣條一白鹿郷一在縣

南四十五里管邨五十一宋代白鹿郷の例

は天聖十年没の李士衡神道碑（口）范文正公

集 卷十一 に見える。

(71) 武氏云「此碑墓志一九五四年出土於郭家灘

東國綿四廠基建工地 以位置推斷 此鄉似

在白鹿鄉西 或並與之連接」。

(72) 永穆公主は玄宗の女で賢妃韋氏の母である

武氏が「又據(賢妃韋氏)誌知永穆公主

是賢妃之母 畢氏援引顯誤」と指摘するよ

うに 白居易撰の永穆公主墓誌なるものは

諸文献に見えない。

(73) 武氏は「法苑珠林」を引くが(下53. 996a)

口續僧傳口と引くべきは言うまでもない。

三三 一京東渭陰洪陂坊側云々口の記事を渭

陰郷の例とするのはやや疑問の餘地があり

そうである。單に渭水の南という意かも知

れない。

(74) 少陵郷以下の四郷は、口長安志口卷十一萬

年縣條に擧げる宋代七郷中、既述の唐郷と

重複したもの。

(75) 單沅注「沅案、權德輿撰右僕射姚南仲神道

碑(口權載之文集口卷一四)云、與夫人之殯

合祔于少陵原黃渠里。則是鄉里名也。曰

漢書曰卷九七上外戚孝宣許皇后傳曰許后立

三年而崩。諡曰恭哀皇后。葬杜南。是杜陵

南園。師古曰。即今之所謂小陵者。去杜陵

十八里。

(76) 曰漢書曰卷九七上外戚高祖薄姬傳曰太后後

文帝二歲。孝景前二年崩。葬南陵。師古曰

薄太后陵在霸陵之南。故稱南陵。即今所謂

薄陵。

(77) 武氏云。距今邵平店可能不能。邵平曾為秦

東陵侯。史記卷五三蕭相國世家「召平

者。故秦東陵侯。秦破。為布衣。貧。種瓜

於長安城東。瓜美。故世俗謂之東陵瓜。

水經注卷十九渭水篇「漢長安城東」第

三門。本名霸城門。亦曰青門。門外舊出

好瓜。昔廣陵人邵平為秦東陵侯。秦破。為

布衣。種瓜此門。瓜美。故世謂之東陵瓜。

民國製地圖及陝西省地圖冊。西安市に

よ。邵平店は霸橋鎮の東約四キロの西

潼公路沿いに位置する。史記。水經注

曰の記事からすると、漢長安城のすぐ東に
 東陵郷を比定した一所だが、唐代にはこの
 地は禁苑であり、一般庶民居住區たる郷が
 置かれたとは考之らぬ。今は武氏の比
 定に従つておく。

(78) 武氏云「當是因在唐禁苑之東而得名」。

(79) 曰長安志曰卷十二長安縣條「唐五十九郷。

有渭陰郷見于下、餘不傳」曰太平寰宇記

曰卷二五作「五十郷」。

(80) 曰元和郡縣圖志曰卷一關内道一京兆府長安

縣條「龍首山、在縣北一十里、長六十里、

頭入渭水、尾達樊川。秦時有黑龍從南山出

飲水、其行道因成土山、疏山為臺殿、不假

版築、高出長安城、西京賦所云疏龍首以抗

殿也。

(81) 曰長安志曰卷七「(外郭城)西面三門、北

曰開遠門、中曰金光門、西出趣昆明池、南

曰延平門。

(82) 同前卷十二長安縣條「白帝壇、在縣西一十

里開化(遠の誤)門外。

(83) 長安縣管下龍首郷の郷名のみ例は、永淳

二年没の張懿墓誌(曰八瓊室曰卷三九) 聖曆

二年没の袁氏墓誌(曰金石續編曰卷六) 天寶

七載没の潘智昭墓誌(曰金石萃編曰卷八八)

天寶十二載没の張公夫人令狐氏墓誌(曰八瓊

室曰卷五八) などに見える。

(84) 曰長安志曰卷十二長安縣條「高陽原 在縣

西南二十里」 本墓誌の出土地郭杜鎮は、

曰陝西省地圖冊「長安縣に曰長安志曰に言

うまゝにその位置にある。

(85) 曰金石續編陸增祥按語「嘉慶二十五年出

土、爲咸寧帖賞裴修甫所得……唐張翥撰

忠武將軍茹忠義神道碑、葬於長安縣永平鄉

阿房殿之墟、此誌以阿城屬承平鄉、承平

字近、則承平鄉之阿城、即永平鄉之阿房殿

也。今長安縣西二十里王弄殿有村、名東阿

房宮、西阿房宮、蓋即其地。

(86) 現在の西安飛行場は、舊唐長安城西郭金光

門内ニ相當する地にあり、武氏の云う出土

地は、やや不正確と言わねると得ない、なお

承平郷の郷名のみの例は、天寶十三載

の陳忠盛神道碑曰文苑英華卷九三一、天

寶十四載没の張毗羅墓誌曰續陝西通志稿

卷一四七 曰唐文拾遺卷六六、大曆十三

年銘の普覺寺持律比丘心印記曰金石彙目分

編曰卷十二之一に見える。

(87) 曰長安志卷十二長安縣條の畢沅注に舉ぐ

る。なお前注(85)で陸增祥は承平郷と永平

郷と同一郷と見なしているが、永平郷の例

が複數見出しせるからには、別郷と見るの

が其當であらう。

(88) 武氏云「今西安城南杜城西北有村名姜村、

蓋即此郷所在。」杜城は民國製地圖及び陝

西省地圖冊曰西安市に姜村も後看地圖の

しかるべき地に見えてゐる。前例に永壽郷

高陽原とあるように高陽郷に鄰近する位

地に比定出來よう。永壽郷とこのように比

定すれば杜城の位置ともうまく合致する。

(89) 曰長安志曰卷十二長安縣條「義陽郷在縣

西南二里、管布政里。」營經原曰唐折衝府考

曰卷二關内道條「補」左威衛義陽（府）

長安志（卷三）唐京城朱雀街東第四街宣平

坊義陽府（原注貞觀中置）在也宋代

の義陽郷は咸平三年没の宋湜神道碑（楊

億撰曰武夷新集）に「長安縣義陽郷大郭里

と見之るこゝから曰長安志曰の記事と

確認するこゝが出来る。

(90) 一九八二年十月 筆者が西安で李健超氏か

ら得た情報。

(91) 曰長安志曰卷十二長安縣條「昆明池」在縣

西二十里、今為民田。昆明池の具體的推

定地は、中國古代地理名著選讀第一輯

（中國科學院地理研究所編 一九五九 科

學出版社）所載の侯仁之・黃盛璋兩氏によ

る「水經注渭水篇譯注」に附した「水經

注復原之漢長安城附近水道圖」参照。

(92) 民國製地圖では、昆明池比定地の北鄰に白

家庄、白店、また曰陝西省地圖冊に長安縣

にも小白店といふ村落が存在している。

(93) 武氏云「以里程推斷、此鄉當在龍首鄉西。」

(94) 武氏云「龍首原的位置在長安之西偏北。前

已有龍首鄉。此鄉蓋在其西。」

(95) 曰法苑珠林曰「こは」京城西豐谷鄉南福水南

史村ル。曰太平廣記曰卷一〇九こは「出法苑

珠林ルとして「唐郊南福水之陰有史村ル」

是山こは作こは。異同が目につく。曰長安志

曰卷十一萬年縣條「福水。即交水也。水經

注曰。上承樊川。御宿諸水。出縣南山石壁上

谷南三十里。與直谷水合。亦曰子午谷水ル。

同卷十二長安縣條「灃谷水。合豐水。西北

入城 經西市而入苑 沈水自南入焉 有福

堰 下分為二水 流一里 一水合郊水 一

水西北流 又東流為瀆 越沈水上過 名永

安瀆

(96) 曰長安志曰卷十二長安縣條の畢沅注に擧げ

る。

(97) 曰舊唐書曰卷三八地理志長安縣條「長安

隋縣 乾封元年 今為乾封縣 治懷直一貞

の誤り」坊 長安三年廢 復併長安 武氏

云「杜永村名今尚存在 在今西安城南香積

寺西北、是神禾原的這一帶在唐代為萬春鄉地。民國製地圖に杜永村は見えてゐる。

(98) 曰金石萃編曰王昶按語「碑書長安萬春鄉神

和原、長安志作神禾原……想皆通用也。」

(99) 曰長安志曰卷十二長安縣條「豐邑鄉、在縣

西二十里。」西周文王が築いたとさへる、

京に因む郷名であることは、その方位から

して明らかである。

(100) 張家坡は、唐長安城西郭から約十六キロの

豊河西岸の地。前掲「西安郊區隋唐墓地位

置圖ル参照。まさしく豊京推定地に合致す

る地である。

(101) 武氏云「此墓誌出土時地不詳。阿城原當即

阿房宮城遺址所在之原。此郷位置當在承平

郷西ル

(102) 口漢書口本文「文王作艷ルに對する顔師古

注である。武氏は口天下郡國利病書口卷五

五所引の范守己口雍談口に引用さ以仁師古

注を例證とするが、言うまでもなく口漢書

口地理志から引用すべきである。また、靈

臺郷の位置比定について武氏は「這所謂靈

臺既在長安西北、當非周靈臺。郷名蓋因漢

或後周的靈臺而起」とするが、漢の靈臺は

明堂北三百步（曰水經注曰卷一九）に位置す

る。つまり漢長安城正南の地で、豊水から

は大きく東にずい、かつ唐の禁苑内に含ま

れる。曰水經注曰卷十九渭水篇に「豊水……

……又北、交水自東入焉。又北、昆明池水注

之。又北、逕靈臺西。又北、至石墩。注于渭。」

とある周の靈臺址に因む郷名と見なすべし。

である。宋代にも同名郷の存在が知られる。
 (一) 輿地廣記 卷十三。

(103) 武氏云「今西安城西南郭杜公社有大小居安二村、亦即高陽原所在、應即唐居安郷地」。

民國製地圖には居安塚が、
 陝西省地圖冊
 長安縣には大居安村が見える。唐代郷名
 が現在に至るまで村名として繼承されてい
 る。侯で村落名は意外に古い名を保存して
 いる。

(104) 本碑銘の出土地楊村は、
 西安市區地圖

冊
陝西省地圖冊
西安市によると

唐長安城外郭西北角至近相當の地に及び

禮成郷と修仁郷の位置は、武氏の比定より

やや東南に比定すべきである。

(105) 前注(95)で引用した長安志の豊谷水に關

する一水合郊水の記事が参考になる。

すなわち、豊谷水と郊水の合流點附近に比

定出来る。

(106) 長安志卷十五鄠縣條「雲際山大定寺

在縣東南六十里」云々。(原注) 寺内有李順興

先生古記云、順興初居長安大統鄉昆明池南

居賢邨、為周太祖所重。今以所居邨置寺、

以居賢人、號居賢寺、因名邨為居賢邨。順

興、自魏武之初、隱居此山、念持金剛經、

聚壘瓦塔、以記經數、南北三嶺、時稱為中

境士嶺也。其地舊有寺、周武末、寺廢。云々

文脈から、周太祖は宇文泰、魏武は北魏末

の孝武帝であることは明らかで、大統郷と

いう郷名も西魏初めの年號に因む命名であ

らう。従つて唐郷に數之るは、はや問題が

あろう。武氏は「李順興古記」を「嘉慶長

安志」から引くが、宋敏求曰「長安志」を引

用すべきことは言うまでもない。

(107) 曰「游城南記」嘗讀唐人詩集……蕭氏有蘭

陵里梁升郷有安定莊、今皆堙没、漫不可尋

ル。

(108) 本文書原文は「唐景雲二年道士王景仙從雍

州長安縣懷陰郷東明觀三洞法師中岳先生張

泰受十戒十四持身品牒」である。東明觀は

曰「太平廣記」卷二八五に東明觀道士（出

曰開天傳信記曰として、曰雲笈七籤曰卷一一

七に「劉將軍者、隸職右神策軍、居近東明

觀曰佛祖歷代通載曰卷十二(T 49, 581b)麟德

元年條に「東明觀李榮曰などと見之るが、

所在地を示す手掛りはない。

(109) 善政郷以下の四郷は、曰長安志曰卷十二長

安縣條に擧げらる六代六郷中、既述の唐郷と

重複しないもの。

(110) 萬年縣管下郷として擧げた安寧郷と同一地

か。曰とすれば、唐安寧郷と宋同洛郷は重

複する郷域といふことに存る。

(111) 居安郷と同一地であらう。だとすべし。

こにも唐の郷里制崩壊後、宋代の郷再編に

よる郷域擴大の例を認めることが出来る。

(112) 長安志 卷十一 萬年縣條 「光泰門渡 在

縣東二十里。(原注) 入高陵、耀州路。唐

兩京城坊攷 卷一 西京禁苑條 「東面二門

近北者昭遠門、次光泰門。(原注) 門臨漣水

程大昌云、光泰門在通化門北小城之東

門 門東七里有長樂坡。同卷首 「西京三苑

圖、曰 唐代の長安と洛陽、地圖篇曰 圖版二

二参照

(113) 本村も禁苑東牆に鄰接する、米倉村に至近の自然村であらう。曰 唐國史補曰 神鹿倉と、いう地名が見える。

(114) 原文は「葬于樊村北渠、村三藏裝師塋隴也」である。玄奘の葬地は曰 大慈恩寺三藏法

師傳曰 卷十 (T 50. 278b) に「至總章二年四月八

日、有敕、從葬法師於樊川北原」とある。

著名な興教寺唐三藏塔である。從つてこの

樊村は淇源郷内の自然村と見なすことが出

来よう。前注(59)参照。次掲の下杜の樊郷も

同一地であらう。

(115) 永壽郷内の自然村であらう。同名村は現在

も存在する。前注(88)参照。

(116) 庫谷は曰長安志曰卷十一萬年縣條に「庫谷

澗水、北流二十五里、合採谷水、下流入荆

谷水、號澆水、下流二十五里、合霸水、號

霸水、北流二里、入渭とあるように、澆

水の上流である。前注(42)参照。長安城東南

の終南山中の地に比定出來よう。

(117) 二例ともに新昌坊内にあり、たとおほしき質屋の質札に記され、借手の住所として見ゆる。東郭延興門外至近の自然村と推定さる。

(118) 賈耽曰郡國縣道記曰漢唐地理書鈔曰所收一の原文は「長安縣故城、今謂之苑城、漢京兆府在故城南尚冠里、其縣理、今失其所在長安一である。

(119) 義陽郷内の自然村か。

前注(89)参照、武氏が

孝悌郷の例として引用する大中元年没の「

内侍省令堵穎墓誌」(續陝西通志稿)卷一

五二「權殯於長安縣龍首郷□巖村買地

一段、地主王公政。其小巖村即開遠門外臨

泉驛西南孝弟」とあり。武氏の言うように

孝悌郷ではない。明らかに龍首郷内に自然

村としても小巖村が存在する。

(120) 前注(81)参照。長安城西郭開遠門の次南が金

光門にあり、この小巖村は前注(119)に言

及した龍首郷内の之れと同一村である可能

性心大きい。

(124) 曰遊城南記曰 杜甫何將軍山林詩有不識南

塘路 今知第五橋……今第五橋在韋曲之西

與沈家橋相近……張注曰 第五橋 亦以

姓名レ 二二に引く杜甫詩とは「陪鄭廣文遊

何將軍山林十首レの一曰合門集註杜工部詩

曰卷十レで、第五橋に對する注に「趙曰、

於志 在萬年縣郊外之西南レとある。 存あ

吉川幸次郎博士曰杜甫詩注曰 第二冊四五四

五六一頁（新編摩書房） 一九七九） 參照 第

ok.

五村は、第五橋と同一地の同姓村であろう

。民國製地圖には、豊水の西、秦渡鎮西方

約六キロに第五橋が、曰陝西省地圖冊に鄂

縣(二五萬分之一)にも同所に韓五橋とい

う地名が見える。

(122) 前掲萬年縣善尹村と同村か。だとすめば、

一村が兩縣にまたがった例とみる。

(123) 萬(万)字。元本及び明本では万字に作る

。 曰大正藏本校記に參照。

(124) 曰太平寰宇記に卷三河南府河南縣條「萬四

十鄉 今四鄉十五坊。

(125)

水經注 卷十五 漣水條 漣水又東南流

注于穀 穀水自千金竭東注 謂之千金渠也

同卷十六 穀水條 穀水又東流 逕乾祭門

北 東至千金竭 河南十二縣簿曰 河南

縣城東十五里有千金竭 洛陽記曰 千金竭

舊堰穀水 魏時更修此堰 謂之千金竭

洛陽伽藍記 卷四 城西長分橋西有千金

堰 計其水利 日益千金 因以為名 昔都

水使看陳勳所造 今備夫一千 歲恆修之

古唐書卷一八七上忠義傳羅士信傳「及

大軍至洛陽士信以兵圍(王)世充千金堡

。

(126) 本墓誌は表記の墓地に續けて「其地南瞻伊

關北帶長河右顧王城左逮平樂」と記

し千金郷と次掲平樂郷との相對的位置關

係を示唆する。却山から南向して「左は平

樂(郷)に逮ぶ」のであるから千金郷の

東鄰が平樂郷といふことになる。

(127) 古唐書凸卷三八地理志河南縣條「垂拱四

年、分河南、洛陽置永昌縣、治於都内之道

德坊。永昌元年、改河南為合宮縣。神龍元

年、復為河南縣、廢永昌縣。三年、復為合

宮縣。景龍元年、復為河南縣。千金鄉の

郷名のみの例は、大業五年没の宮人元氏、

李氏墓誌（曰漢魏南北朝墓誌集釋曰卷十 圖

版五三一、五三二）大業六年没の宮人劉氏

、程氏、馮氏、賈氏、朱氏墓誌（同前卷十

圖版五三三、五三四、五三五、五三六、

五三七）大業七年没の宮人郭氏、陳氏、李

氏墓誌（同前卷十 圖版五三八・五三九・

五四〇）大業七年没の孔神通墓誌（曰芒洛冢

墓遺文四編 卷一、曰漢魏南北朝 卷九 圖

版四五五之二）大業九年没の宮人陳氏、豆

盧氏墓誌（曰漢魏南北朝 卷十 圖版五四七

・五四八）大業十年没の宮人唐氏墓誌（同

前卷十 圖版五五三）大業十二年没の杜君

夫人鄭善妃墓誌（同前卷九 圖版五二二）

武德九年没の關道愛墓誌（曰芒洛 卷上） 貞

觀二年没の郭通墓誌（曰芒洛續補 卷十一）

曰遠東學院藏拓片圖錄曰三龍朔元年没

以竹氏墓誌曰芒洛續編曰卷中二見之。

(128) 曰後漢書曰靈帝紀中平五年十月條一甲子

帝自稱無上將軍懼兵於平樂觀。(注)平樂

觀在洛陽城西。水經注曰卷十六穀水條

穀水又南逕平樂觀東。明帝永平五年

長安迎取飛廉并銅馬置上西門外平樂觀

今于上西門外無他基觀惟西明門外獨有

此臺巍然廣秀疑即平樂觀也。又言皇

女稚孺埋于臺側故復名之曰皇女臺。

曰資治通鑑曰卷一八四隋義寧元年六月條

李密復師衆向東都丙申大戰于平樂園

(胡注)此蓋即漢魏平樂觀之地爲園也然

漢魏平樂觀在洛城西隋即遷營新都

平樂園當在都城東曰讀史方輿紀要曰卷四

八洛陽縣條平樂觀...時(隋末)在東都

之東十五里。存。現在也平樂觀存いし平

樂觀に因存むと思われり平樂村がほ當該

地(白馬寺西北西三キロ)に存在する(曰文

物曰一九七八一七宿白一北魏洛陽城和北邙

陵墓レ所載レ北魏長陵及其附近墓葬分布示
意圖レ及レ北魏洛陽郭城設計復原圖レ參
照

(129) 口水經注口卷十六穀水條レ穀水又東レ枝分

南入華林園レ其水東注天淵池レ池水又

東流レ入洛陽縣之南池レ池即故翟泉也レ南

北百十步レ東西七十步レ口洛陽伽藍記口卷

一城內レ御道北有空地レ擬作東宮レ晉中朝

時太倉處也レ太倉西南有翟泉レ周迴三里レ

この翟泉に因なむと思わゆる翟泉鎮といふ

水

集落が現存する(考古學報一九五五一九)

閻文儒「洛陽漢魏隋唐城址勘査記」所載「

漢魏洛陽城實測圖」(參照)。たゞ現在の翟泉

鎮は漢魏洛陽城西北隅の金墉城に西接する

地にあり、前記ニ文獻に言う位置とは西北

に約ニキロずれる。ともかくも唐代平樂

郷翟村は、翟泉に因なむことは間違ひな

らう。なお、翟村の例は他に古大業十年

没の曹海凝墓誌(白芒洛四編)補遺、龍朔元

年没の王朗及夫人魏氏合祔墓誌(白芒洛續編

凸卷中)に見之る。

(130) 張陽(楊)村(里)は平洛郷と洛陽縣の平

陰郷にも見之る。ここに河南縣界張陽村

とあることから本村が複數郷の境界に

あつて相いまたがつてゐることが知られる

とともに不明確な河南、洛陽兩縣の縣境

を知る上でも参考になる。

(131) 景業村は後掲の金谷郷にも見之る。平樂郷

と金谷郷とが郷域を接してゐることを示す

とともに、兩郷にまたがる自然村の例でも

ある。

(132) 雀村は既出の翬村の誤記である可能性が五

る。 平樂郷の郷名のみの例は、仁壽四年没

の劉寶及夫人王氏合村墓誌(曰漢魏南北朝

卷八 圖版四一三) 貞觀二十一年没の萬德墓

誌(曰遠東四二八) 貞觀二十二年没の張育墓誌

(同前三) 永徽四年没の張洛墓誌(同前

四) 永徽五年没の趙君夫人郭氏墓誌(同

前四六) 總章元年没の王贊墓誌(曰芒洛四卷

上) 咸亨元年没の樂達墓誌(同前卷上) 垂拱

二年没の王行淹墓誌（曰八瓊室曰卷三九） 聖

曆元年没の楊令一碑（曰文苑英華曰卷九一〇）

景龍元年没の王素臣墓誌（曰芒洛三編曰） 天

寶元年没の萬年縣君杜氏墓誌（曰集千家註杜

工部文集曰卷二） 天寶七載没の梁令珣墓誌

（曰芒洛曰卷中） 貞元五年没の桑寧墓誌（同

前卷中曰八瓊室曰卷六六） 元和十二年没の

盧君夫人崔氏墓誌（曰芒洛曰卷中） に見之る

宋大中祥符三年没の石保吉神道碑

河南府洛陽縣平樂鄉宣武原、その弟で

咸平五年没の石保興神道碑に「河南洛陽縣

平樂鄉宣武村梓澤原」(とも)曰金石萃編

曰卷一九元豐二年没の張□之墓誌に「

河南府河南縣宣武村」と見之る。宣武村は

北魏宣武帝景陵に因む村名であることは確

實で、景陵は隋唐洛陽城北郭から北へ約六

キロに位置する(曰文物)一九七八一七黃明

蘭「洛陽北魏景陵位置的確定和靜陵位置的

推測)つまり、唐鄉里制崩壞後に再編さ

した宋代平樂郷域が西へ大きく擴張された

ことと示す具體的事例と言ふ。

(133) 曰 舊唐書 卷一七。裴度傳「又於午橋創別

墅 花木萬株 中起涼臺暑館 名曰綠野堂

曰 唐兩京城坊效 卷五 通津渠條「通津渠

隋大業元年 關於午橋莊 (原注) 在長夏

門南五里 西南二十里 分雒堰引雒水 又于

正南十八里 龍門堰引伊水 (原注) 伊水在河

南縣東南十八里 一前揭閻氏論文所載の「隋

唐東都城址實測圖」に 南郭外約一キ口に

東・中・西午橋の比定を示す 民國製地

圖では、中干橋比定地に現在も干橋といふ

村落が存在してゐる。龍門郷は、洛陽城南

郊の龍門伊闕に因む郷名であることは言う

までも存かろう。郷名のみの例は、開元六

年没の燕紹墓誌曰芒洛續補曰遠東曰二七

〇に見える。また、宋開寶八年没の苻彦

琳墓誌に「河南縣龍門郷王村」曰午唐曰一

二四八、雍熙元年没の宋公墓誌に「河南縣

龍門郷宮南里」曰小畜集曰卷二八、康定二

年没の李渚墓誌に「河南縣龍門郷」曰河南

先生文集四卷十五と見え、宋代にも龍門

郷が存在していたことが知られる。

(134) 伊洛郷は伊水と洛水にはさまれた地区

すなわち、洛陽城東なにし東南の地に比定

できよう。

(135) 伊洛の原義は、曰汲冢周書曰卷五度邑解第

四十四に「自洛泝延於伊洛居陽、無固其有

夏之居」とあるように、伊水と洛水の合流

点の謂であるが、東へ偃師縣内の地である

。従って、河南縣伊洛郷は、龍門天關之

南とあることから、前記龍門郷の南の河

南縣南端の地に比定せぬべからぬ。宋天

聖七年没の劉煒墓誌に「河南縣伊納郷尹樊

里レ（曰河南先生文集四卷十三）と見之、汝

と納とは字義、字形とも相近いから、轉訛

存ハし誤記と考之らぬ。宋代にも同名郷が

存在していたことが知らぬ。

(36) 曰漢書四卷二八上地理志八上河南郡條「河

南（縣）故邲鄆地。周武王遷九鼎、周公

致太平、營以為都、是為王城、至平王居之

一。水經注曰卷十五洛水篇（洛水）枝瀆東

北。歷制鄉。逕河南縣王城西。歷邾鄆陌。

杜預釋地曰。縣西有邾鄆陌。謂之也。枝瀆

又北。入穀。曰新唐書曰卷三八地理志三河

南府條。折衝府名三十九。元學。其一。

邾鄆府。見之。邾鄆府。洛陽城內。洛陽

縣。進德坊。置。以。元河南志曰卷一。

唐兩京城坊攷曰卷五。谷氏前揭書邾鄆府條。

一。括地志。故王城。一名河南城。本邾鄆。

周公所築。在洛州河南縣北。邾。山名。鄆。

地名。太平寰宇記、河南縣西南地、謂之
 邠。唐洛陽城の西郊、すなわち、周の洛
 邑の地は禁苑にあり、邠郷郷はその北に比
 定すべきであろう。本造像銘の出土地は、
 洛陽郊區邠山郷徐村の北約二〇〇米地點で
 、『河南省地圖冊』(福建省地圖出版社
 一九八七)洛陽市(五〇萬分之一)には、
 唐洛陽城西北隅からやや西北に邠山郷が見
 えている。

(137)

前注

(136)

參照

曰

水經注

曰

の記事

より

王

城

郷は邾鄆郷の南西に鄰接する地に比定出來

よう。谷氏前掲書河南府條に王城府を擧ぐ

るが、王城郷の位置比定の参考となるべき

指摘はない。

(98) 曰え河南志曰卷二後漢城闕宮殿古蹟條に

長樂觀疑在北門外とあり、同書卷首に

附す、後漢東都城圖には穀門外に長樂觀

を配している。長樂郷という郷名が長樂末觀

に因なむものとするは、本郷は漢魏洛陽城

の北に比定出來る。但し、後漢書曰傳卷七

○下文苑傳内高彪傳に見之る長樂觀につい

て、集解本では「惠棟曰……又長樂、當作

平樂」とするが、無視できよう。

(139) 瀍水と澗水の二水に近鄰する邙山南麓の地

に比定出來よう。

(140) 洛陽城内河南縣下に永泰坊あり。

(141) 曰三國志曰卷三魏明帝紀景初元年冬十月條

「乙卯、營洛陽南季粟山爲園丘。」曰水經注

曰卷十五伊水篇「伊水又東北、至洛陽縣南

、逕園丘東、大魏郊天之所、隼漢故事建之

。曰資治通鑑。卷七三。同前條。胡注。魏氏春

秋曰。洛陽有委粟山。在陰鄉。魏時營為園

丘。孔穎達曰。委粟山在洛陽南二十里。前

揭宿白論文所載。北魏洛陽郭城設計復原圖

參照

(142) 曰水經注。卷十六。穀水條。穀水又東。左會

金谷水。水出太白原。東南流。歷金谷。謂

之金谷水。東南流。逕晉衛尉卿石崇之故居

。金谷水又東南流。入于穀。新志曰。河

南縣條。金谷府已舉。元河南志。卷一

・曰唐兩京城坊攷卷五に城内洛陽縣顯蘇云
坊に置かんとある。

(143) 前注 (131) 參照

(144) 出土地は「邙山麓南約兩千米の平原地區」
である。

(145) 雒穀村・焦谷村は焦古村と同一村であろう

金谷郷焦古里(村)の例は、大中七年没

の李公度墓誌(曰千唐口一一二〇) 大中八年

没の夫人鄭氏墓誌(曰遠東口三五九) 大中十

一年没の李沈墓誌(曰千唐口一一三九) 二、

金谷郷尹村は 大中十一年没の劉君夫人張

氏墓誌（同前一四〇）後周廣順元年没の

王進墓誌（同前一二二九）に 金谷郷泉源

里は 咸通四年没の張觀墓誌（同前一一六

一）に見之る。なお 宋元豐六年没の富弼

神道碑に「河南府河南縣金谷郷南張里」

蘇東坡集「卷三七」慶曆八年銘の張昭範

尊勝經序に「河南洛陽縣金谷郷朱陽里」

八瓊室「卷八二」と見之 金明昌二年紀年

の趙通買地券に「河南府洛陽縣金谷郷上清

宮 (一) 池田温曰 中國歷代墓券略考 四七

夏) と見之、宋金代にも同名郷の存在が知

らぬが、郷域は同じではなからう。

(146) 前注 (127) 参照。伊水に因なむ郷名であること

は明白であるが、やや漠然として嚴密な比

定は困難である。一應、洛陽城の南郊、な

いし東南郊の伊水沿いの地に比定しておく

(147) 穀水の北、すなわち、洛陽城北郊の邙山地

區に比定出来よう。曰、河南志曰、卷二、晉城

闕宮殿古蹟條に「晉宮閣名曰、洛陽城中諸

里……穀陽里レとありて、
晉代洛陽城内に

同名里（坊）が存在して、
いふことが知らぬ

るが、穀水はかなり頻繁に
河道を變之てあり

り、直接むすびつけるとは
危険と思われぬ

(148) 陸機曰洛陽記曰（文選）
卷十六潘岳（閑居

賦（李善注所引）「靈臺、
在洛陽南去城三

里（同前）曰玉海曰卷一六
一所引（平昌門

南直大道東是明堂、
大道西是靈臺也。（水

經注曰卷十六穀水條、
穀水又逕靈臺北、
望

雲物也。漢光武所築、
高六丈、方二十步、

洛陽伽藍記 卷三城南大統寺條「寺東有

靈臺一所 基址雖類 猶高五丈餘、 卽是漢

光武帝所立者、 前掲閻氏論文、 およ

び中國社會科學院考古研究所洛陽工作隊「

漢魏洛陽城南郊的靈臺遺址」 考古 一九

七八一 參照

(149) 後に注記したものを合めて、 靈淵郷の存在

を示す諸例は全て隋代のもので、 唐代の同

名郷は檢索出來なかつた。 淵字は言うまで

もなく唐高祖の諱であつて、 唐代では避諱

さして本郷名は改稱さしたはすである。 學

ホた諸例中に見之る。 東都西北十里、 東

都城北廿餘里、 東都北十餘里、 などの本

郷に關する位置方位、 本郷内の守川里や翟

村の存在からすいば、 唐代千金郷や平樂郷

に未だがる隋代だけの郷名とも考之られる。

(150) 前述のようには、 千金郷に守川里が存在する。

(151) 前述のようには、 平樂郷に翟村が存在する。

前注 (129) 参照。

(152) 曰 元河南志 卷四 「皇城、 隋曰太微城、 亦

號南城。一曰唐兩京城坊攷。卷五東都皇城條

一皇城傳宮城南。因隋名曰太微城。亦曰南

城。又曰寶城。靈淵郷の郷名のみの例は

大業六年没の羊瑋墓誌。曰漢魏南北朝。卷八

圖版四三九。大業七年没の高緊墓誌。同

前卷九。圖版四五二。大業八年没の張伏敬

墓誌。同前卷九。圖版四五四。大業九年没

の皇甫深墓誌。同前卷九。圖版四六一之二

一。大業十一年没の荀君夫人宋玉艷墓誌。同

前卷九。圖版四八九之二。などに見之るが

、
全て隋郷である。

(153)

前述のように、淵と泉は字義が相通するか

ら、
靈泉郷は靈淵郷と同一郷であろう。

(154)

邨山の玄元皇帝廟（老子廟）に因なむ郷で

あることは間違ひなからう。杜南の「冬日

洛城北謁玄元皇帝廟」詩（可）今門集註杜工部

詩（可）卷六）唐末の人柳璨の「移置玄元觀奏

」（可）全唐文（可）卷八三〇）に「玄元觀又在北山

、若車馬出城、禮非便隱、今欲只留北邨山

老君廟一所、其玄元觀請坼入都城、云々、可

劇談録に「北邙山有玄元觀、觀南老君廟

、廟有吳道子畫、唐末杜光庭の「神仙感

遇傳」卷四「廬道流條に「自玄元觀欲入、洛

陽」城路經穀水」などと見えるが、正確な

所在地は「けりし」ない。比定の手掛りは

、平樂郷の老君廟西北の老神里、同じく平

樂郷の翟村と本郷の大翟村との關係で、老

子郷と平樂郷とが鄰接してゐたことと未

する。

(155) 洛陽城内河南縣に弘教坊あり。神龍初めに

宣教坊と改稱。

(156)

向達曰唐代長安與西域文明口（一九五七年

初版 七九年再版 三聯書店）九〇頁にこ

の翟突娑墓誌を祇教徒の例として引用し

「河南郡雒陽縣崇業鄉嘉善里」とするが

河南縣の誤りである。

(157)

西晉の潘岳が官界で志を得ず洛陽郊外で

自適の生活を送った晩年の作「閑居賦」に

因なむ郷名か。彼の居處は「閑居賦」口文

選口卷十六口晉書口卷五五本傳口に「於是

退而閑居于洛之浹。身齊逸民。名綴下士。

陪（本傳作背）京沂伊。面郊後市……其西

則有元戎禁營。玄幙（本傳作幕）綠徽……

其東則有明堂辟雍。清穆敞閑。と見え。西

晉洛陽城の直南。明堂、辟雍の西と推定出

來る。レカレ。閑居郷の位置は「（隋）東

都城東北九里レであるから。南北方向にや

やぶらせた地に比定せぬはなるまい。

(158) 洛陽城内河南縣に勸善坊あり。

(159) 洛陽城内洛陽縣に殖業坊あり。

(160) 洛陽城内河南縣に樂和坊あり。

(161) 洛陽城内河南縣に安衆坊あり。曰え河南志

曰卷二に引く華延雋曰洛陽記に晉洛陽城

の城門都亭を擧ぐ。その一に安衆亭の名が

見える。

(162) 曰水經注曰卷十五灋水條一灋水出河南穀城

縣北山。縣北有替亭。灋水出其北梓澤中

梓澤、地名也。其水歷澤東南流。水西有

一原。其上平敞。古替亭之處也。即潘安仁

西征賦所謂越街郵者也。宋劉勰之曰永初山

川記曰（漢唐地理書鈔曰所收）梓澤地

名。去王城二十四里。（括地志曰）史記曰

周本紀（秦莊襄王滅東周）正義所引（故

穀城在洛州河南縣西北十八里苑中。以上の

記事と本郷内の宣武里（村）の存在から

梓澤郷は灑水中上流の北魏宣武帝景陵に比

較的近鄰の地に比定出來よう。梓澤郷の郷

名のみの例は、聖曆三年没の王建墓誌（曰）

唐曰四七三、長安三年没の張仁楚墓誌（同

前五〇五）景雲元年没の李智墓誌（同前五

五九) 景雲二年没の劉權墓誌 (同前五六五)

開元三年没の路存君并夫人陳氏墓誌 (同前

五七四) 開元五年没の張方墓誌 (同前五八

七) 天寶十二載没の鄭宇墓誌 (同前八八一

會昌元年没の鄭紀墓誌 (同前一〇八三) 大

中十四年没の鄭紀夫人盧氏墓誌 (同前一

五二) 等ニ見之る。

(163) 洛陽城内河南縣ニ崇政坊あり。曰元河南志

曰卷二晉城關宮殿古蹟條「崇政殿 晉太子

宮有崇政殿」。

(164) 洛陽城内河南縣に思順坊あり。

(165) 曰隋書卷三十地理志河南郡洛陽縣條一又

東魏置洛陽郡・河陰縣……大業初河陰・

伊川二縣併入焉。曰資治通鑑卷一八〇隋

仁壽四年條胡注一河陰縣東魏置屬洛陽

郡北對河陽岸。河陰郷のあよその位置は

灑水上源の北側、黃河南岸に近しい山北

麓の地つまり河南縣の最北部に比定出來

よう。河陰郷の郷名のみの例は萬歲通天

二年没の王君夫人薛氏墓誌(曰千唐四三五)

開元三年没の封無遺墓誌（同前五七五）開
 元五年没の温君夫人李氏墓誌（同前五八八
 ）に見える。

(166) 洛汭の原義は洛水と黄河との合流点とい
 うことであるが（曰書經曰禹貢篇等）字義通リ
 に解釋すれば河南、洛陽兩縣域外とな
 ってしまう。一應は河南縣の最東端に比定し
 ておく。但し、偃師縣乃至鞏縣管下の郷で
 ある可能性も否定し切れない。

(167) 周公旦が造營しんとされる洛邑に因む郷

名であることは明らかで、澗水の東、澗水の西の地（書經曰洛詩篇等）に比定出來よう。

(168) 平樂郷に朱陽村、原が存在しているから、

朱陽郷は平樂郷近郊の地に比定出來よう。

(169) 曰唐兩京城坊攷曰卷五東都外郭城北面二

門、東曰安喜門、西曰徽安門。（原注）蓋此

門外即邱山。

(170) 平洛郷内の杜澤村、杜翬村、朱陽村（里）

杜郭村、張陽村はすべて既述の平樂郷内に

も見之る。また宋皇祐元年没の楊次公墓誌

(歐陽文忠公文集四卷二九)に「洛陽縣宣

武管平洛郷」と見え、梓澤郷の宣武里、宣

武村との近鄰關係を示唆する。管は宋代に

郷制を改編して作られたものであるが、宣

武村という自然集落がかなり大きなもので

あつたことをうかがわせる。以上のことから

ら平洛郷は平樂郷、梓澤郷と近鄰の位置

にあつたことを見なすことが出来る。平樂郷

内の村落との重複度、及び洛と樂とは音が

きめのて近ここから同一郷の可能也
ある。平洛郷の郷名のみ例は天寶三年

没の陸鬼本夫人元氏墓誌(曰牛唐四八一四)

元和四年没の袁秀巖墓誌(曰芒洛三編)と見

之る。また五代後梁の乾化三年没の韓君夫

人王氏墓誌(曰牛唐四一一六)には一河南

縣平洛村と村名で見之。さらに宋淳化二

年没の張郁墓誌(曰芒洛四編)卷六)に「洛

陽縣平洛郷杜澤村と元祐二年没の楊景芬

墓誌(曰雞肋集)卷六四)に「河南府洛陽縣

平洛郷張封村^レなどに見え 宋代にも同名

郷の存在が知られる。

(171) やはり北魏宣武帝景陵に因む郷名である

う。既述のようは、梓澤郷に宣武里、宣武

村があったから、梓澤郷に近鄰する、^レか

も景陵至近の地に比定出来る。

(172) 宣武管とあるから、梓澤郷、宣武郷に近隣

する地に比定出来るよう。梓澤^ニ、^ニ、^ニと柴宅

Chai-Zhai は比較的音が近く、轉訛の可能性

も考えられる。宋代には後周世宗柴榮の子

孫が宋朝から手厚い保護を加えられ安堵さ
 れたことはあまりにも有名であり、宋代の
 最初期に西京洛陽北郊へのこの地に柴氏の邸
 宅があつて、梓澤から柴宅と呼ばれ變えられ
 たということも考へられる。だとすれば、
 唐・五代期には存在するはずのない郷名で
 、宋代独自の郷名と言うことになる。

(173) 洛苑郷二例は、ともに宋代の郷名である。

その位置は、唐洛陽城西郊の舊禁苑内の地
 であらう。曰舊唐書四卷三八地理志一東都

條一禁苑、在都城之西……苑城東面十七里

南面三十九里、西面五十里、北面二十里

L。

(174) 曰太平寰宇記曰卷三河南府洛陽縣條一舊三

十鄉、今三鄉四十三坊L。

(173) 曰水經注曰卷十六穀水條一穀水又東逕廣

莫門北、漢之穀門也。北對芒阜、連嶺脩巨

苞、總衆山。始自洛口、西踰平陰、豸芒壠

也。L。曰通典曰卷一七七州縣七河南府洛陽

縣條一漢平陰縣城、在縣北五十里L。

(176) この陶村は河南縣管下とあるから同名異

村か。あるいは一村が二縣にまたがる係

かも知れない。

(177) 既述の河南縣平樂郷に張陽村が存在し、そ

の一例に「河南縣界張陽村」とあった。こ

こに「河南縣平陰郷張陽村」と見ざる。こ

から張陽村は平樂、平陰兩郷にまたがる

村落である。こゝとして平樂郷と平陰郷が

河南縣と洛陽縣との境界に位置していた。こ

とが知られる。

(178) 次掲の鳳臺郷と同一地であらう。だがすべ

ば、隋代鳳臺郷あるいはその一部地區は、

唐代平陰郷の鳳臺里に改編されたことにな

る。なお、平陰郷の郷名のみの例は、永昌

元年没の鄭瞻墓誌(曰芒洛(卷上)、聖曆元年

没の秦朗墓誌(曰芒洛四編(卷四)、開元十二

年没の鄭戎墓誌(曰芒洛續編(卷下)、開元十

五年没の鄭仁穎墓誌(曰千唐(六七四)、開元

二十二年没の鄭誥墓誌(曰芒洛四編(卷五)

開元二十三年没の鄭訢墓誌(曰千唐(七五七)

開元二十九年没の范玄亮墓誌(曰芒洛四卷中)

元和八年没の李君夫人王氏墓誌(同前卷中)

元和十二年葬の崔君及夫人鄭氏合祔墓誌(

同前卷中) 大和六年没の馬傲墓誌(曰芒洛四

編四卷六) 咸通十年没の劉思友墓誌(同前

卷六) 等に見之る。

(179) 本郷も前掲河南縣穀陽郷と重複する地であ

る可能性がある。だとすれば、平陰、鳳臺

穀陽の三郷は相互に隣接する地区と見な

すことが出来る。しか、一方で河南、洛

陽兩縣の境界がさらに錯綜したものに存ら

ざるを得ない。

(180) 以下の清風郷の諸例は、隋代のもものが河南

縣管下とするのに対し、唐代のもものは全て

洛陽縣管下としてゐる。縣域の変更を示す

ものと考えらる。

(181) 清風郷内に平樂、平樂里が存在することは

既述の河南縣平樂郷と鄰近の可能性を示

唆する。

(182) 清風郷内に呂樂村、積潤村が存在するに

は 同名村（里）が平陰郷にも存在してい

るから、清風郷と平陰郷とは隣接してい

ること示すと考えてよからう。なお、清風

郷の郷名のみの例は、貞觀元年没の劉繁墓

誌（曰芒洛三編四）貞觀十四年没の孟保同墓

誌（曰遠東四一四）貞觀二十二年没の丘蘊墓

誌（同前三一）永徽元年没の魏德墓誌（同

前三九）顯慶四年没の翟惠隱墓誌（同前七

七）龍朔元年没の郭壽墓誌（曰芒洛四編四卷

三）乾封元年没の田博夫人桑氏墓誌（曰芒洛

□卷上、景龍三年没の王行果神道碑（□文苑

英華□卷九二三、開元二年没の戴令言墓誌

（□芒洛四編□補遺）などと見え、また貞元

十六年没の呂府君夫人柳氏墓誌に「洛陽却

山清風原」□呂衡州文集□卷七」と見える

。一九四三年冬に理孟津縣朝陽公社小梁村

で盗掘され、その後放置されたままであつ

た。咸亨二年没の孫處約墓誌が、一九六四年

になつて再発見され、葬地として「洛州洛

陽縣清風郷却山」と見える（□考古與文物□

一九八三一一黃明蘭「唐故司成孫處約墓誌

銘淺釋」具體的出土地が明らかなる本墓

誌によつて清風郷の位置はほぼ確定する

ことが可能となつた。

(183) 都會郷も河南、洛陽兩縣名を冠してあらぬ

以る。その郷域が兩縣にまたがる可能推定

ある。また王趙村は既述の洛陽縣平陰郷

にも見えていた。同一村だとすべし。都會

郷は平陰郷に鄰接する地に地定出来る。

(184) 曰唐兩京城坊攷曰卷五東都外郭城條「東面

三門 北曰上東門。 (原注) 西對東城之宣仁

門 隋曰上春 唐初改。 上東

郷は洛陽城東郭に接する地に比定出來そう

である。 水經注曰卷十六穀水條に

穀水又東屈、南逕建春門石橋下、即上東門

也。 水經注曰卷二一乾元二

年九月條胡注に曰水經注曰前掲部分を引用

し、後に續けて「此言漢晉洛陽城諸門、非

隋唐所徙洛城也。 上東門之地、唐為鎮。」と

言う。 つまひ、漢晉洛陽城の上東門に因な

本郷名だとすいば、その比定位置は東へ十
五キロ前後移動させぬべからない。

(185) 郭思訓の弟で、開元九年没の郭思謨墓誌(曰

金石萃編四卷七三第)にその葬地を「洛陽

東門平川」と記す。兄弟であるから、その

葬地は同一地の可能性が大きい。だとすい

ば、北部郷は洛陽城東郭に近い地に比定出

来よう。

(186) 北部郷の郷名のみの例は、開元二年没の孟

貞墓誌(曰「午唐日五七一」)開元二十五年没の

程又之第墓誌（同前七六一）に見之る。

(187) 曰晉書曰卷三武帝紀咸寧二年九月丁未條一

起太倉於城東。常平倉於東西市。（同卷二六

食貨志では。常平倉設置と泰始四年とする

）曰晉陽秋曰太平御覽曰卷一九〇倉部所

引）「泰始四年七月立常平倉。豐則糴儉

則糴、以利民也。曰洛陽記曰太平御覽卷

一九一市部所引）「三市。大市名。金市在大

城西。南市在大城南。馬市在大城東。本

郷が晉の常平倉に因なむものとして、東

西市のいすめに置かぬに常平倉に因なむも

のか、また晉洛陽城内のどのあたりにあつ

たものか不明であり、正確な比定は困難で

ある。晉洛陽城内なにしその周邊に一應は

比定しておく。常平郷の郷名のみは例は

大業三年没の孟孝敏夫人劉氏墓誌(曰漢魏南

北朝)卷九 圖版四四九)に見える。

(188) 曰元河南志(卷二)晉城關宮殿古蹟條「景福

殿……已上見晉宮闕名及洛陽宮殿簿」

(189) 曰元和郡縣圖志(卷五)河南府偃師縣條「首

陽山 在縣西北二十五里。偃師縣と河南府

との距離は、同前同條に「偃師縣 西南至

府七十里」であるから、首陽山は洛陽城東

北約三十キロ前後の黃河に近い邙山の一部

であり、この山に因なむと考へらる首陽

郷の位置も自ずと比定出来る。ただ、首陽

郷は偃師縣管下の郷である可能性もなくは

ないが、本墓誌の銘文部分に「天向京北

墳歸洛陽」と見之るので、洛陽に屬する

もへに數ておく。河南縣、洛陽縣のいず

以の縣の管下であるか不明。

(190) 水經注 卷十六 穀水條 穀水又東 逕金

墉城北 魏明帝于洛陽城西北角築之 謂之

金墉城 洛陽伽藍記 卷一 城內 瑤光寺

條 瑤光寺北有承明門 有金墉城 即魏氏

所築 中國社會科學院考古研究所洛陽隊

漢魏洛陽城初步勘查 考古 一九七三一

四 所載 漢魏洛陽城平面實測圖 參照

金墉城牆のかたりの部分は地表に残存して

おり 金墉郷の位置比定は容易である。

(191) 洛川郷は洛水に因む郷名であることは疑

いなきが、莫然として位置を特定するにこ

は不可能である。

(192) 洛陽城の北城東北隅に通遠塚がある。餘慶

郷通遠里と關連ありと見るにこが出来るな

らば、餘慶郷は洛陽城東北至近の位置に比

定出来よう。

(193) 既述の平陰郷と清風郷に積閭(潤)村が見え

てゐるにこから平陸郷はこから二郷と鄰

接する地に比定出来よう。積潤村は三郷に

またがる大型の集落ということになる。陸
 字の音は樂や洛にきわめて近いから。平陸
 郷は平樂郷をいし平洛郷と同一郷である可
 能性もある。

(194) 穀水郷は穀水に因む郷名であることは疑
 いなく、穀水は現在では消滅して故河道
 も判然としなないため、本郷の位置比定は事
 實上不可能である。

(195) 賢相郷九例は全て宋郷であるが、唐郷との
 郷域と比較するためには挙げた。すなわち

宋代賢相郷下の陶村は唐代平陰郷に、杜澤

里（村）は平洛郷に、積潤里（村）は平陰

、清風、平陸郷に見えている。各村を同一

村と見なし得るなら、宋代賢相郷は唐代

四郷の地にまたがる郷域の擴大が認められ

ることになる。

(196) 黃明蘭「洛陽北魏景陵位置的確定和靜陵位

置的推測」。

(197) 日 洛陽伽藍記 日 卷四城西法雲寺條「征西

將軍崔延伯出師於洛陽城西張方橋即漢

之夕陽亭也。曰元河南志四卷二後漢城關宮

殿古蹟條一夕陽亭城西。又接西晉賈充出

鎮長定百寮餞送於此。自旦及暮故曰夕

陽亭。疑因其舊名也。

(198) 河南縣平樂郷に伯樂里(村)が存在した。

同一村か同名里村か不明。

(199) 洛陽南城の東門に建春門がある。建春里は

この門名に因なむものであらう。従って

その位置は建春門外至近の所に比定出来る

が所屬郷は不詳である。

(200) 張繼「清明日自西午橋至瓜巖村有懷」詩。

既述のようにな河南縣龍門郷に午橋村が存

在してゐるから瓜巖村も城南の村落であ

らう。

(201) 郭煌出土の本「地志殘卷」について、次

章であらためて具體的に言及する。たゞ洛

陽部分は缺落してあり、河南、洛陽兩縣管

下の郷數はぬからない。

(202) 最近の中文論考にまた引用される郭玉堂撰

曰洛陽出土石刻時記曰「洛陽大華書報供應

社 一九四一」という書のあることが知ら

れる。洛陽周邊とくに邙山地区から出土

した墓誌銘など石刻史料の出土時期と出土

地点が記されたものも推定され、本章の洛

陽に關する郷名檢索や地圖上への比定には

きめめて有効な材料と與えてくれるものと

思われるが、殘念ながら未見である。

(203) 谷霽光 曰 府兵制度考釋 曰 參照。

比定圖作成には、民國製五萬および十萬分

之一地圖をベラス、マツアとし、その他

以下の諸圖を適宜参考とした。

〔長安郊區〕

清畢沅撰 關中勝蹟圖志 卷首 西安府疆

域圖

嘉慶長安縣志 唐疆域圖

嘉慶咸寧縣志 同右

足立喜六 長安史蹟の研究 卷末附圖 西

安附近古蹟圖 西安近郊地形圖

平岡武夫編 唐代研究のそとあり 長安と

洛陽 地圖篇

俞偉超 一 西安白鹿原墓葬發掘報告 一 圖一

西安城東地形圖 一 (日) 考古學報 一 一九五六 一

三)

侯仁之、黃盛璋 一 水經注渭水篇選釋 一 圖三

一 根據水經注復原之漢長安附近水道圖 一 (日)

中國古代地理名著選讀 一 第一輯 一 一九五九

武伯綸 一 唐萬年、長安縣鄉里考 一 附 一 唐長

安郊區萬年、長安縣鄉里位置示意圖 一 (日) 考

古學報 一 一九六三 一 二

西安郊區隋唐墓圖一 西安郊區隋唐墓

地理位置圖 (一九六六)

宿白 隋唐長安和洛陽城圖三 隋大興

唐長安城布局的復原 考古 一九七八

六

唐長安城郊隋唐墓圖一 墓葬分布位置

圖 (一九八〇)

陝西省地圖冊 (一九八八)

西安市解放四十周年紀念西安市區地圖冊

(一九八九)

〔洛陽郊區〕

楊守敬 曰 水經注圖 卷末 〔洛陽城圖〕 穀水

篇

閻文儒 〔洛陽漢魏隋唐城址勘查記〕 插圖三

〔漢魏洛陽城實測圖〕 同四 〔隋唐東都城址

實測圖〕 〔考古學報〕 一九五五 〔一九

范祥雍 曰 洛陽伽藍記校注 卷末 〔洛陽伽藍

記圖〕 〔一九五八初版〕 七八再版

中國社會科學院考古研究所洛陽工作隊 〔隋

唐東都城址的勘查和發掘續記〕 圖八 〔唐洛

陽城實測圖 (考古 一九七八一六)

宿白前揭論文圖六 隋唐洛陽城的復原

宿白 北魏洛陽城和北邙陵墓 圖版四 北

魏洛陽郭城設計復原圖 圖一 北魏長陵

及其附近墓葬分布示意圖 圖二 洛陽北

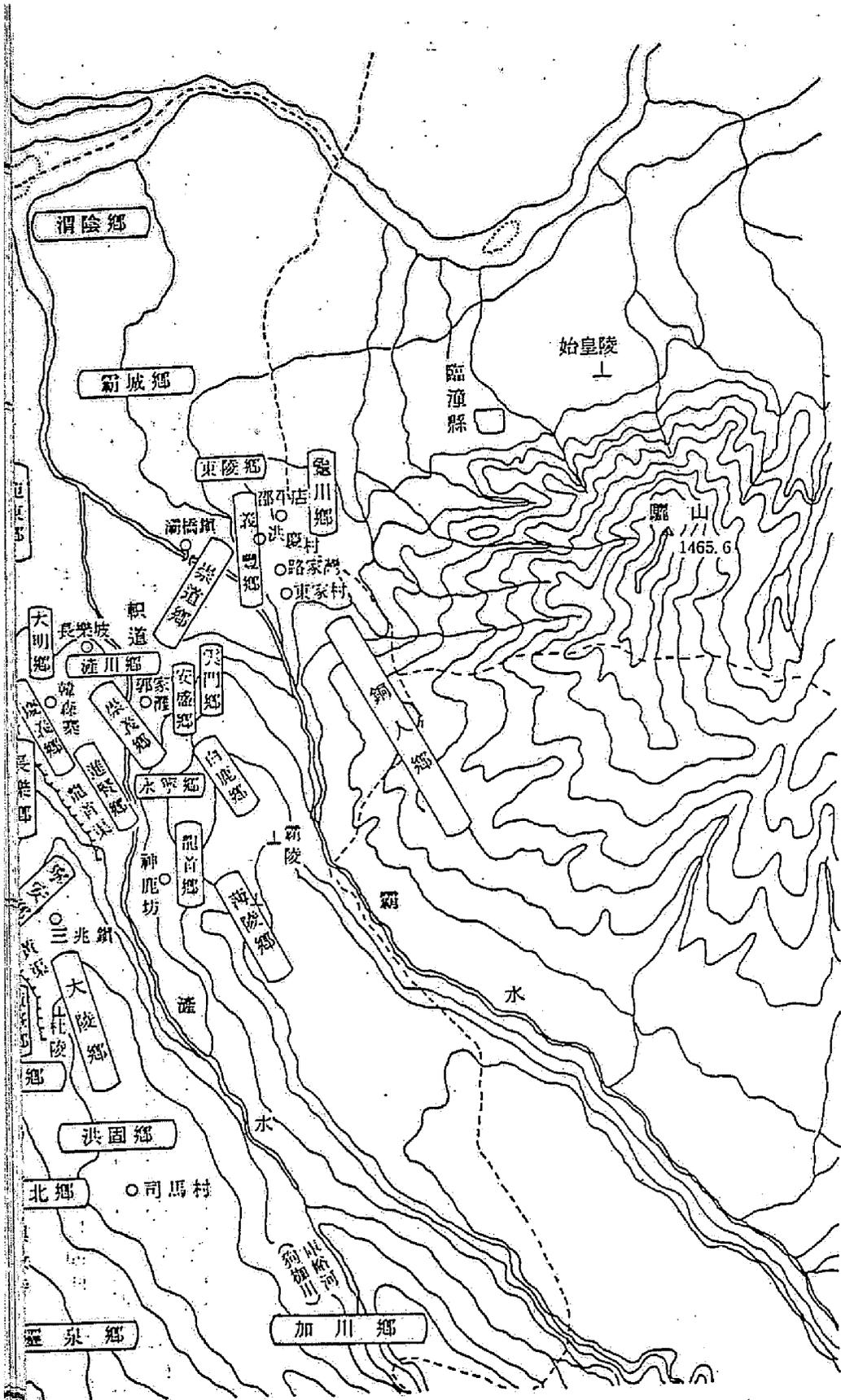
郊北魏皇室墓地布局示意圖 (文物 一九

七八一七)

河南省地圖冊 (一九八七)

(補注) 洛陽城東門外三十里積澗驛

る。洛陽から東の汴州方面、東北の河陽、浮
 梁を経て河北に至る主要街道の第一驛であ
 る。積潤驛という驛名は、平陰・清風・平
 陸郷の積潤村に因なむとみえあろう。こゝ
 によつて、上記三郷の位置比定をかなり絞
 り込むことが出来る。嚴耕望曰唐代交通圖
 考曰（一九八四）中央研究院歴史語言研究
 所（第一卷）「京都關内區」篇壹「兩京館驛
 一條參照」



渭陰鄉

霸城鄉

始皇陵

臨潼縣

東陵鄉

靈川鄉

河橋鎮

洪慶村

路家村

東家村

靈山

1465.6

積道

大明鄉

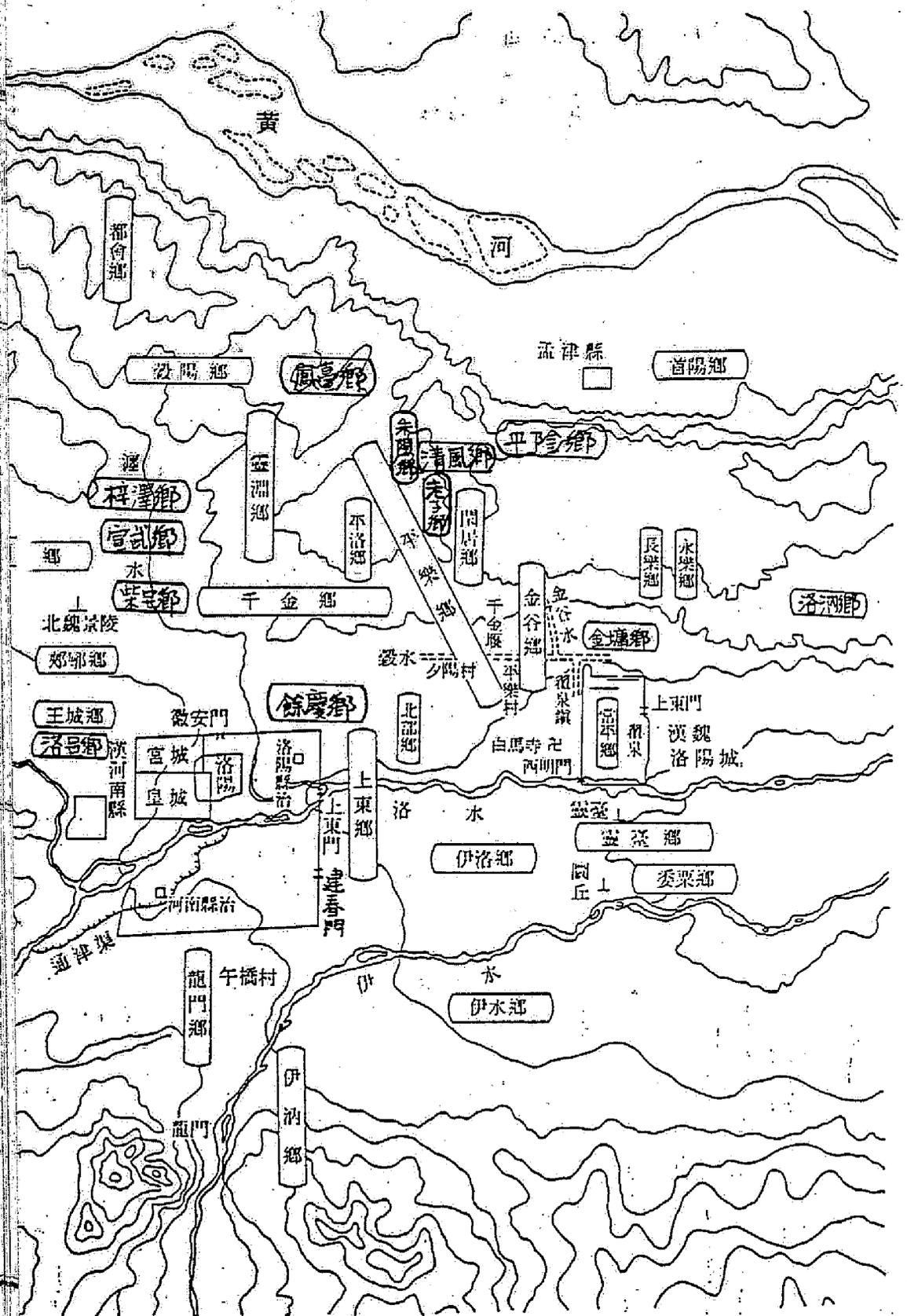
長樂坡

澧川鄉

安盛鄉

郭家莊

神鹿坊



黃

河

都會鄉

汲陽鄉

鳳臺鄉

孟津縣

首陽鄉

漕

程澤鄉

官武鄉

水

菜宅鄉

金淵鄉

平洛鄉

朱陽鄉

清風鄉

朱子鄉

閭居鄉

平陰鄉

長樂鄉

水樂鄉

洛陽郡

北魏景陵

郊郭鄉

千金鄉

浚水

陽村

金谷鄉

平樂村

金塘鄉

積泉

積泉

積泉

積泉

積泉

王城鄉

洛邑鄉

徽安門

宮城

皇城

餘慶鄉

洛陽縣治

北郭鄉

上東鄉

上東門

建春門

白馬寺

西明門

積泉

積泉

積泉

積泉

積泉

積泉

積泉

河南南縣

宮城

皇城

洛陽縣治

通津渠

龍門鄉

午橋村

伊

水

伊洛鄉

靈臺鄉

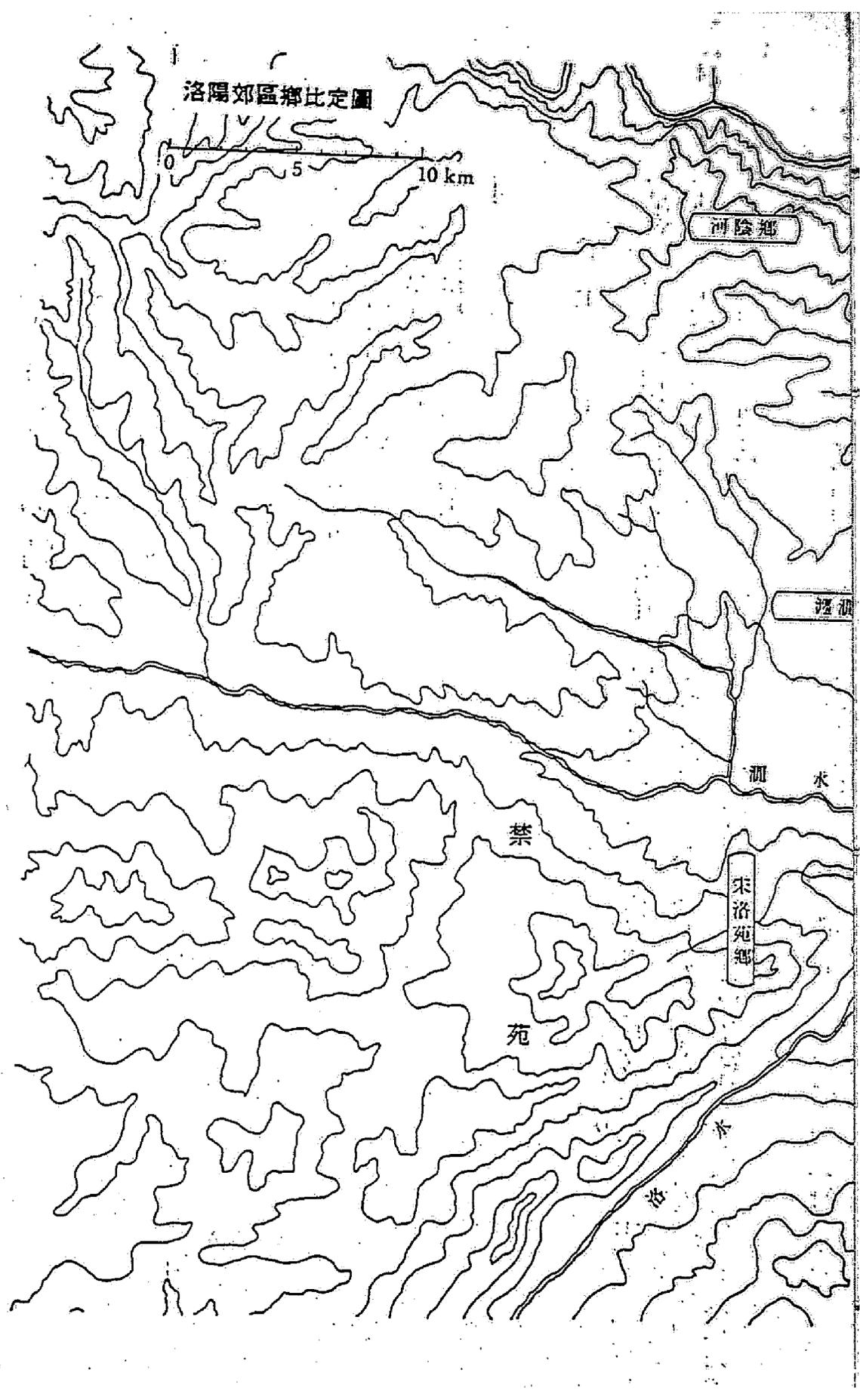
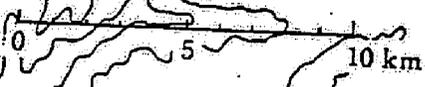
委粟鄉

伊水鄉

龍門

伊瀨鄉

洛陽郊區鄉比定圖



第二章 唐代京兆府の戸口推移

第一節 京北府の戸口動態

唐代の郷村社會を檢討するに際し、百戸と
 一里とし、五里五百戸を一郷とする。郷里制
 し、という制度面と、現實の生活空間である自
 然村との兩面から見て、いかにぬはならないこ
 は自明である。自然村を最小單位とする地域
 社會の時間的な動態は、當該郷村社會の變質
 を示す重要な指標となる。様々な變質と比
 較的忠實に反映してゐるはずであるからであ

る。また、それら社會變質は、當該政治權力

の側からの制度改變などの對應策を通して、

變化の様相とある程度解明することも可能で

ある。唐代後半期、九世紀における「郷里制

」の戸數を縮小しての再編成という制度上の

手直しは、その具體例の顯著なものである。

前章では兩京管下の郷里・村のあり様につ

いて、主として歴史地理的な空間に再現する

という、「郷里制」の靜的な姿を檢討した。

本章では、やや視野を廣げて唐代の西京長安

五中心とした行政區である京兆府、つまり唐
 代の首都圈について、主としてこの地域の戸
 口動態を手掛りとして、唐代鄉村社會の動的
 側面からの變化を考へてみる。言うまでも
 なく、京兆府のもつ政治的・特殊性、さらに
 は地理的立地など、少なからぬ特殊個別的側
 面が存するが故に、京兆府地區の情勢をもつ
 て唐代社會全般に容易に普遍化することは嚴
 に慎しまねばならない。しかしながら、一方
 で唐代社會全般に認められる鄉村變化の共通

の傾向をも読み取るこゝが可能であると思はれる。以上のよ様な視点から、唐代京兆府に關して檢討を加へることとする。

京兆府(1)の立地を簡潔に記したもゝとして、柳宗元「館驛使壁記」の次の一節を擧げるとが出来る。

萬年(縣)より渭南(縣)に至る、其の驛六、其の蔽を華州と曰い、其の關を潼關と曰う。華より北して櫟陽(縣)に界す、其の驛六、其の蔽を同州と曰い、其の關を蒲

津と曰う。⁽²⁾ 灞(水)より南して藍田(縣)
 に至る、其の驛六、其の蔽を商州と曰い、
 其の關を武關と曰う。長安(縣)より整屋
 (縣)に至る、其の驛十有一、其の蔽を洋
 州と曰い、其の關を華陽と曰う。武功(縣)
)より西して好畤(縣)に至る、其の驛三
 、其の蔽を鳳翔府(岐州)と曰い、其の關
 を隴關と曰う。渭(水)より北して華原(縣)
)に至る、其の驛九、其の蔽を坊州と曰
 う。咸陽(縣)より西して奉天(縣)に至

る、其の驛六、其の敵を邠州と曰う。⁽³⁾

長安に集中する主要ルートが關津で防禦さ
た、所謂關中の地の呼稱にふさわしい、京北
府の地理的立地がここでは強調されてい
る。

こゝは唐代の京畿本位の一般的認識であ
るとともに、館驛使という使職の職掌と念頭にあ
いてのことである。ともかくも、こゝにより

京北府ととりまぐ鄰接府州との相對的な位置
關係が明瞭に了解さるよう。本壁記にす

十一縣名が見えてゐるが、京北府管下の縣數

についで、まゝ見ておくことにしたい。唐代
 を通じて府州縣の改置が、ほしほさひるに
 めに、諸文獻の記す所に異同が存する。口通
 典口卷一七三州郡三古雍州上。口元和郡縣圖
 志口卷一、二京兆府條。口舊唐書口卷三八地
 理志一。口長安志口卷一唐代管縣條はとも
 二十三縣とする。口新唐書口卷三七地理志一
 は二十縣とするが、こひは後述するよう
 三縣が鄰接州に改屬さへ、唐末以降の管下縣
 數である。口太平寰宇記口卷二七・二八雍州

各は「元領縣二十四」とするが、こゝには「

短期間、京北府に屬した安業縣（乾元縣、乾

祐縣）を令めた縣數である。⁽⁴⁾

ところで、近年になってその具體的な内容

全體が紹介された敦煌縣出土の「敦博第五八

號卷子地志殘卷」（馬世良氏論文）な一「

郡縣公廨本錢簿」（吳震氏論文）等と假稱さ

る文書を見ると、京北府管下縣を二十三縣

とし、あり、⁽⁵⁾その縣名改變を存らして、⁽⁴⁾通

典、⁽⁴⁾元和志、⁽⁴⁾舊志、⁽⁴⁾長安志、⁽⁴⁾所載の縣

數と一致する。大曆五年（七七〇）から元和
 六年（八一）頃の間は二十四縣であつた可
 能性はあるが、⁽⁶⁾本章では「敦博地志殘卷」以
 下の諸書が記す開元末から唐末に至る間の京
 兆府管下縣數を二十三縣として行論すること
 にする。
 さへ京兆府全體の戶口推移を示したのが表
 Iである。前掲「館驛使壁記」に云う鄰接七
 府州のそれをも表IIとして示し、比較對照の
 參考とした。

表 I

時期	縣數	戶數	口數	每戶平均口數	出典
貞觀十三年 (六三九)	一八	二〇七、六五〇	九三三、三二〇	四・四五	舊志
開元期 (七三三、四)	二三	三六二、九〇九			元和志、寰宇記
天寶元年 (七四二)	二〇 ⁽⁷⁾	三六三、九二一	一九六〇、一八八	五・四〇	新志
元和期 (八〇六、七)	二三	二四二、二〇二			元和志

表 II

州	時期	縣數	鄉數	戶數	口數	每戶平均口數	出典
華州	開元期 開元末・天寶初 天寶元年 元和期	(三) 三 四 三	七〇 七六 七二	三〇、七八九 (三八、〇〇〇) 三三、一八一 一、四三七	(一九〇、〇〇〇) 二二三、六一三	六・七四	元和志 敦博地志殘卷 新志 元和志
	開元期	(七)	二二	五六、五〇九			元和志

洋州	商州	坊州	邠州	鳳翔府	同州
元和期 天宝元年 開元末・天宝初	元和期 天宝元年 開元末・天宝初	元和期 天宝元年 開元末・天宝初	元和期 天宝元年 開元末・天宝初	元和期 天宝元年 開元末・天宝初	元和期 天宝元年 開元末・天宝初
五 四 (五)	六	四 五 三 (四)	四 四 四 (四)	九 九 九 (九)	七 八 (六)
五二 四八		一二 四八 四四	四九 四九 四九	八九 一一五 九二	一四〇 一〇三
二三、八四九 二、八九六	八、九二六	一五、七一五 (二四、〇〇〇) 二三、四八八 一、八四二	一九、四六一 (二四、五〇〇) 二二、九七七 二、六七〇	五八、四八五 七、五八〇 (五七、五〇〇) 四四、五三三	六〇、九二八 四、八六一 (五七、五〇〇)
八八、三三七	五三、〇八〇	(一一〇、〇〇〇) 一五三、七一四	(一二二、五〇〇) 一二五、二五〇	(二八七、五〇〇) 三八〇、四六五	(二八七、五〇〇) 四〇八、七〇五
三・七〇	五・九四	六・五四	五・四五	六・五一	六・七一
元和志 新志 敦博地志殘卷(欠)	元和志(欠) 新志 敦博地志殘卷(欠)	元和志 新志 敦博地志殘卷	元和志 新志 敦博地志殘卷	元和志 新志 敦博地志殘卷	元和志 新志 敦博地志殘卷

これらの表にあらわした統計上の戸口數、
 換言すれば、唐朝權力が把握し得た戸口數は
 天寶期をピークにして、それ以後には減少
 傾向をたどることは、淮南の揚州や江南の蘇
 州などごく一部の地域が例外的に増加するの
 を除いて、唐代における全國一般に共通する
 動態であることは周知のところである。京兆
 府及びその鄰接府州の場合でも、まさしくそ
 の通りの傾向を示していることがこれらの表
 から明らかとなろう。

京兆府は元來、地狭く人口の多し狭郷である。七世紀後半の末の推定される敦煌出土の判に「雍州の申に稱すらく、地は狭なり。地少なき者は三萬三千戸、全く地無き者は五千五百人。毎に申請を經るも、地の給す可き無し。即ち寬郷に遷就せしめんと欲するも、百姓の情又仁願せず。云々」と見え、その狭郷情況の一端が知られる。もちろん判であるから、三萬三千戸、五千五百人という戸口數は實數ではなからうが、三萬三千戸と言ふは

開え期の京兆府戸數三十六萬二千九百九戸

の九パーセントにも相當する高率となる。

京兆府管下の渭南縣に關しては、有名な李

勣の上疏がある。元和十四年（八一九）八月

に、なさいましたこの上疏には、臣、出使經行し

利病を歴求するに、竊かに知れり、渭南縣

長源郷は本と四百戸有るも、今は纔かに一百

餘戸たり。（隴州）閿郷縣は本と三千戸有るも

今は纔かに一千戸たり。其の他の州縣も大

約相似たり。積弊を訪尋するに、始めは逃戸

に均攤するよりす。云々⁽¹²⁾と云い、渭南縣長源
 郷の戸數が四分の一に激減してゐることを傳
 えてゐる。その原因として李渤が指摘するの
 は、逃亡戸が増加しても殘留土戸に攤配する
 結果として、さらに逃亡戸を生み出すという
 悪循環である。渭南縣の郷數は、後述の如く
 二十六郷から十九郷に減少してゐるが、二
 百戸前後の郷として縮小再編を経た後である
 にもかゝらぬ、依然として多數の逃亡戸が
 不斷に再生産さへてゐる情況を示してゐる。

さて、京兆府の戸口推移が全国的傾向と合致することは既述したが、京兆府管下の二十三縣そのほかについてはどうか。各縣別の戸口數を直接示す史料は無いが、各縣管下の郷數が判明すれば、そのによつて一定の推定戸口數を求めるとは可能である。元和志曰は殘念ながら京兆府各縣の郷數を缺いてゐるが、太平寰宇記曰く長安志曰くは唐代の各縣郷數が記されてゐる。但し、後述するようには、こゝら郷數は九世紀以降のもの

のと考えられ、開元・天寶期の戸口統計上の
 ピーク時のものをばない。このピーク時の缺
 落部分を埋めるものとして、「敦博地志残巻」
 がある。本文書は、開元二十三年（七三五）
 から同二十五年の間に編せられた底本を、天
 寶元年（七四二）⁽¹³⁾から同二年の間に書寫した
 ものと推定され、京兆府に關しては二十三縣
 全ての管下郷數が記されている。表Ⅲは上記
 三書に記された郷數と郷數に基づいて算出し
 た推定戸口數である。「敦博地志残巻」に記載

の郷數には、戸令本來の規定に基づき一郷五
 百戸の數値を用い、口太平寰宇記口記載の郷
 數は、口元和志口が編纂された元和八年（八
 一三）以降、宋の太平興國八年（九八三）以
 前の間のものとして考之られることから、郷里制
 の縮小再編後の大約一郷二百戸(4)という數値を
 用いた。口長安志口の場合も、口太平寰宇記
口と同様である。また口數は、一律に一戸五
 口口の數値を用いた。

表Ⅲ

(県名及び順序は「敦博地志残卷」に従う)

典名

安年

田 湯 泉 原 湯 湯 凌 先 天 平 時 成 (15) 原 湯 功 屋 (16) 原 南 官 農 (17)

出 県	長 安 志			太 平 寰 宇 記			敦 博 地 志 残 卷		
	推定口数	推定戸数	郷数	推定口数	推定戸数	郷数	推定口数	推定戸数	郷数
長	59,000	11,800	59	59,000	11,800	59	197,500	39,500	79
万	45,000	9,000	45	45,000	9,000	45	155,000	31,000	62
鄂	24,000	4,800	24	24,000	4,800	24	85,000	17,000	34
藍	22,000	4,400	22	22,000	4,400	22	70,000	14,000	28
咸	20,000	4,000	20	20,000	4,000	20	50,000	10,000	20 ⁽¹⁸⁾
醜	16,000	3,200	16	16,000	3,200	16	57,500	11,500	23
三	20,000	4,000	20	24,000	4,800	24	60,000	12,000	24
涇	18,000	3,600	18	18,000	3,600	18	60,000	12,000	24
櫟	25,000	5,000	25	25,000	5,000	25	70,000	14,000	28
高	7,000	1,400	7	7,000	1,400	7	65,000	13,000	26
奉	22,000	4,400	22	22,000	4,400	22	50,000	10,000	20
奉	19,000	3,800	19	19,000	3,800	19	57,500	11,500	23
富	44,000	8,800	44	40,000	8,000	40	72,500	14,500	29
好	30,000	6,000	30 ^(?)	7,000	1,400	7	25,000	5,000	10
金	20,000	4,000	20	20,000	4,000	20	60,000	12,000	24
華	40,000	8,000	40 ^(?)			(19)	35,000	7,000	14
雲	20,000	4,000	20	11,000	2,200	11	60,000	12,000	24
武	14,000	2,800	14	14,000	2,800	14	50,000	10,000	20
蓋	17,000	3,400	17	17,000	3,400	17	42,500	8,500	17
美	12,000	2,400	12	10,000	2,000	10	37,500	7,500	15
渭	19,000	3,800	19	19,000	3,800	19	65,000	13,000	26
同	6,000	1,200	6	6,000	1,200	6	27,500	5,500	11
新	18,000	3,600	18	18,000	3,600	18	27,500	5,500	11
計	537,000	107,400	537	466,000	92,600	463	1,480,000	296,000	592

敦博地志残卷
 記す郷数は
 既述
 のよ

うに 開元末・天寶初めのものであり、唐代
 における戸口統計上のピーク時の郷數と見な
 すことが出来る。□ 寰宇記 □ 長安志 □ のそ
 れは、二、三の異同はあるものの、ほぼ同數
 の郷を記すから、九世紀以降のほぼ同時期の
 ものと見てよい。表Ⅲで明らかかなように、京
 兆府二十三縣の郷數もごく少數の例外を除い
 て、八世紀をピークとして、以後は明確な減
 少を示している。一郷五百戸という戸令規定
 が有名無實化し、一郷當り二百戸前後の郷と

して縮小再編されたにもかかわらず、舊郷數にも達しないという事實は、逃亡戸等の激増による戸口數の減少、つまり唐朝の首都圏においてさへ唐朝權力の戸口把握能力が大幅に後退していることを物語っている。

さて、表Ⅲを示した郷數に基づく推定戸口數に關して少し説明を加えておこなう。表Ⅰに示したように、天寶元年時の京兆府全體の戸口數は、三六萬二九二戸、一
九六萬一八八戸（新志）であり、ほぼ同時期

のものである。「敦博地志残卷」所載の郷數に
 基づいて推定算出した二九萬六千戸、一四八
 萬口とははなはだ大きな差違が認められる。
 これ以後者の戸口數と城郭外郊區の郷數のみ
 によつて算出したための必然的差違である。
 つまり、後者には城郭内の坊戸及びその口數
 は含まれていないのである。

それにしても戸數で七萬戸、口數で四八萬
 口強の差違は、二、三〇萬戸、百万口以上と
 推定される長安城内の戸口數(20)にも満たないも

のであり、萬年、長安兩縣以外の他の二十一
 縣の縣城内坊戶數を加之ると、さらにその差
 は擴大するはずである。たとすれば、先の推
 定戶口數はあまり有効性をもたぬことに存
 之しまう。しかしながら、城内戶口の中には
 坊戶として把握される一般庶民の外、多數
 の戶籍外の居住者が存在することを忘れては
 ならない。とりわけ、首都長安城内の場合に
 は、官人や妃嬪、女官等、寺觀の僧尼、道士、
 冠、雜戶、官私奴婢、そして無籍の客戶等が

多敷住しているのである。⁽²¹⁾ 長安城内に限って

みると、開元二十五年（七三七）の職員令が

ら杜祐が算出したと思われ、官人數のうち

内官 すなわち長安の中央官衙所屬の官人數

が二六二〇人（内職掌數は三萬五一七七人⁽²²⁾）

彼等の家族を含めると、最底限で二の五倍以上

の城内人口數を想定せぬばならない。また

毎年、貢舉禮部試受験者は五千人から七千人

、従う僮僕を合して一萬數千人にのぼったと

いう。⁽²³⁾ 僧尼、道士については、
日 兩京新記 四

に、長安城内の寺觀數を天寶以後の増加分を
 含まぬものとして、僧寺六十四、尼寺二十七
 、道士觀十、女冠觀六、波斯寺二、胡祿祠二
 を擧げらる。こゝら寺觀に隸屬する奴婢や寄寓
 算の人數を合めて一寺觀當り四百人として、
 五萬人以上の人口が數之られる。⁽²⁴⁾長安城以外
 の京兆府管下二十一縣の縣城内の人口構成は
 後述する新豐縣城が行在的性格をもつて長
 安城とやや似た構成であつたことが想定出來
 る他はほとんど不明であり、また城内人口數

を推定する手掛りも無いが、やはり戸籍外人
 口がかなり存在してゐたであらうと思われ、
 以上のように、戸數で七萬戸、口數で四八
 萬口強の差違は、城内坊戸數及び戸籍外の戸
 口數を考慮することによつてある程度は解消
 する。したがつて、敦博地志殘卷に所載の
 郷數から推定算出した開元末・天寶初年の京
 兆府各縣の戸口數は、一定の誤差は前提とし
 なければならぬものの、有効な數値と見なす
 ことが許されよう。

第二節 戸口増減の顯著な縣

天寶期をピークとする唐代戸口統計が以後に減少傾向を示すことは全國的な趨勢であり、京兆府各縣についてもほぼ同様であることが明らかとなった。

次に京兆府諸縣の中で特異な動態が認められる縣、すなわち、減少傾向が顯著ななかにはあつて例外的に増加が認められる縣と、他縣に比して減少率が異常に高い縣について考之。

てみたい。郷數の増加している縣は、表Ⅲに
 示したように、奉先縣、富平縣、華原縣、新
 豐縣の四縣である。奉先縣が二十郷から二十
 二郷へと十パーセント増、富平縣が二十九郷
 から四十郷なにし、四十郷へと三十八パーセ
 ントなにし、五十パーセント増、新豐縣が十
 一郷から十八郷へと六十四パーセント増とな
 っている。華原縣に關しては、四寰宇記四に唐
 代郷數と缺き、四長安志四に四十郷と記す。し
 たが、四十四郷から四十郷へと二、九倍とい

う異常な増加と言うことになるが、華原縣の
 立地等から考へてこのような郷數の増加を生
 むべき諸因は全く見當らない。「敦博地志殘卷
 一」に記す十四郷の十と四が顛倒誤寫さへたも
 の、つまり郷數に變化なしと見なすべきであ
 るから検討對象からは除外することにする。
 一六、郷數減少率が異常に高いのは高陵縣で
 二十六郷から七郷へと他縣の平均的減少率
 をはるかに上まわっている。以下に奉先、富
 平、新豊、高陵四縣について戸口の増減の指

景をそのいざい検討することにした。

(2) 新豊縣

新豊縣内の南にある驪山の北麓は著名な温泉湧出の地である。早くは貞觀十八年(六

四四)に離宮が造營され、咸亨二年(六七

一)に温泉宮と命名される。この地がとりわけ

重要性を帯びるのは玄宗期である。玄宗は例

年十月にこの地に幸してその年一杯滞在する

ことを常とした。⁽²⁵⁾温泉宮からその東北の新豊

縣城まではやや距離があり、玄宗の頻繁な行

幸に應接するゝに不便といふこと、天寶
 三載（七四四）に、新豐縣域及び西鄰萬年縣
 域の一部地區を析いて會昌縣が新設さる。
 同六載、溫泉宮は華清宮と改稱さるととも
 に大擴張がなされ、玄元皇帝（老子）が降つ
 たとさめる集靈臺、齋殿である長生殿といつ
 た玄宗の道教信仰に基づく諸殿宇をはじめと
 して、おびただしい宮殿樓閣が驪山南麓一帯
 に新建さめて壯麗な規模のものとなつた。⁽²⁶⁾同
 時に馮翊郡（同州）と華陰郡（華州）から多

數の丁夫が徴發され、華清宮西北の鄰接する
 地に會昌縣の羅城を築き、京師に準じて百司
 官衙と百司邸第を置いた。また長安城東北隅
 のそめと同じく、玄宗の兄弟諸王のため、十
 王宅（十六王宅）も新建さへてゐる。長安城
 と會昌縣城及び華清宮と直結する行幸專甲路
 である複道がつくられたのもこの頃のことだ
 ある。ついで七載、會昌縣は昭應縣と改稱さ
 れ、東北の新豐縣を廢して本縣に合併し、唐
 末に至ることになる。このように、本縣は玄

宗期に都城長安に至近の行在所として、長安
 の政治的諸機能と一通り備之に都市として一
 大整備がなされる。こゝより先、天寶四載に
 は、地方行政上の等級においても西京京北府
 萬年、長安縣、東京河南府河南、洛陽縣、北
 京太原府太原、晉陽縣と同等の赤縣（京縣）
 に昇格され、縣令以下諸縣官の官品、俸祿も
 それに見合つて格上げされてゐる。天寶四載
 紀年のある喬潭の「會昌主簿廳壁記」（文苑
 英華四卷八〇五）には、會昌縣新置前後の事

情を次のように簡潔に叙述してゐる。

會昌は行在なり。新邑作らる。(中略) 初め

蒙泉秘かに山下に湧き陰火潜かに地中に

燃ゆ。是に湯池を開き以て御宿せらぬ。靈

符を獲るの三載、詔有りて之に留る。新豊

渭南に冠たりて畿縣とす。明年を以て復

た詔して之を廣む。萬年・長安に齒して京

邑と爲す。(中略) 邑は其の名を改め、官は

其の秩を遷す。宜なり。北陸は寒苦にして

東郊は豫遊たり。萬葉は鄴に入り、百司

は字に在リ。温泉の宮は下に齊しく、集靈
の臺は上に禱らる。云々。

單なる行在的な政治都市として、整備發展
に止まらず、長安と洛陽を結ぶ幹線路沿ひに
位置するといふ立地とも相まって、商賈算が
雲集して経済的にも活況を呈するようになる
のは當然であつた。天寶九載十月の詔に、
南北衛百官等、闡く如くんば、昭應縣の兩市
及び近場の處、廣く店舗を造り出賃して人に
與う。利を商賈に干すこと、此より甚しきは

莫し。自今已後、其の價せる所の店舗は、毎
 間の月估は五百文を過ぐるを得ず。其以清賈
 官の法に準じて置く可からざる者は、其の出
 賣を容す。もし違犯有らば、名を具して録奏
 せよ。一冊府元龜四卷一五九帝王部革弊門
 と見え、本縣に兩市が存在すること。また兩
 市及びその周邊に百官が私設した賃貸用店舗
 が多數存したことが知られる。こゝら賃貸店
 舗は一ヶ月の賃貸料が間口一間當り五百錢以
 上といふ法外なものであつたにもかかわらず

大きな需要があつたところをうかがはせらる。
 従つて、こゝら高級官僚や中貴人達が經營す
 るもの以外にも、恐らくはその以上の一般
 商賈の店舗類が立ち並んでゐたと考へてよか
 ろう。本縣羅城が新建された天寶七載のゆゑ
 か二年後の情況を示すのが右の詔であり、本
 縣城郭内のいはば最盛期における經濟的繁榮
 を物語るものと言へる。安史の亂後には、皇
 帝の華清宮行幸もかなり少なくなつた。玄宗の
 天寶期ほどの繁榮ぶりは見られなくなつた。

穆宗や懿宗などはしばしば華清宮に行幸して
 いることが知られる。例之は穆宗の場合、元
 和十五年（八一〇）に千餘人を引き連れて複
 道により當地に行幸してあり、懿宗に至って
 は十餘萬人と稱せられる扈從を伴つてしば
 しば當地に行幸している。もつとも、扈從十
 餘萬人というものは實數とは思はず、頻繁な行
 幸の度毎の扈從者數を總計した概數かと思わ
 れる。

天寶四載に本縣が赤縣に昇格されたことは

先に言及したが大暦十二年（七七七）に京
 兆府諸縣の縣官月俸が増額された。この
 措置で萬年・長安兩縣の縣令が最高の月俸額
 五十貫文となり、次いで奉先・昭應・醴泉三
 縣の縣令が四十五貫とされ、他の畿縣令の四
 十貫文の上位にランク付けされている。⁽²⁾ 奉先
 ・醴泉兩縣に對する厚遇は、後述するよう
 に二縣收に置かれた帝陵と關係したものであ
 る。そして本縣も中に萬年・長安縣という京
 兆府郡下の兩縣に次ぐ特別な扱いと制度上で

も受けてゐるところが、安史の亂後においても

確認できるのがある。以上のようにな縣は

天寶初期に羅城が新建され、ついで舊來の新

豐縣を廢してその縣域を合併して唐末に至る

のであり、縣域内の繁榮ぶりは周邊郷域にま

で様々な波及効果を及ぼしたと考へられる。

従つて、近郊郷村での戸口數の實質的減少率

は他縣に比してかなり低かつたものと想定さ

れるのである。また京縣に昇格した行在とし

ての特別な縣といふことからは、郷里制再編時

にある種の政治的配慮がなされ、郷數の増加
につながつた仁というこども考えられよう。

(b) 奉先、富平縣

この二縣における郷數増加の因として、ま
ず第一に帝陵の存在と擧げることが出来る。

唐の所謂關中十八陵は、⁽²⁹⁾京兆府域のほぼ北縁
部に扇狀に造營されており、その分布を西か
ら示すと次の通りである。

奉天縣に高宗乾陵、僖宗靖陵が、醴泉縣に

太宗昭陵・肅宗建陵が、雲陽縣に德宗崇陵、

宣宗貞陵が、三原縣に高祖獻陵、敬宗莊陵、

武宗端陵が、富平縣に中宗定陵、代宗元陵、

順宗豐陵・文宗章陵・懿宗簡陵が、奉先縣に

睿宗橋陵・玄宗泰陵・憲宗景陵・穆宗光陵が

置かれています。⁽³⁰⁾ 言うまでもなく、これら帝陵

は唐一代のそれらの皇帝崩御の直後に順次

造営されたもので、唐初からこれにけの帝陵

が存在したに譯ではなすが、奉先縣に四陵、富

平縣に五陵とこの二縣での密度が最も高い。

開元十七年（七二九）十一月、玄宗は父帝睿宗の橋陵をはじめとして、先帝五陵を十數日かけて西より順次謁した。『唐會要』卷二〇親謁陵條にその際、の詔が見えており、次の如くである。

開元十七年十一月十日、上、橋陵に朝す。

（原注）陵は奉先縣に在り。〔中略〕詔を下

して曰く、黃（帝）は軒臺に長じ、漢は陵邑を尊ぶ。名教の地、心に因りて則と爲す。宜しく奉先縣の職望班員を進め、一に赤

縣と同じくし、管する所の萬三百戸は、以

て陵寢に供すること、即ち永例と爲すべし

。十二日、定陵に朝す。橋陵の禮の如くす

。 (原注) 陵は富平縣に在り。 (中略) 十三日

、獻陵に朝す。十六日、昭陵に朝す。 (原注)

陵は醴泉縣に在り。 (中略) 十九日、乾陵に

朝す。 (原注) 陵は奉天縣に在り。 諸陵は各

その側近六郷の百姓を取り、以て寢陵の役

を供養せしむ。 卯

この開元十七年の詔に見之る帝陵に奉仕すべ

其の周邊農民の數は「永例と爲すべし」とある
 ように、制度化されたものと考えられる。す
 なわち、曰大唐六典曰卷三戸部郎中員外郎條
 に次のような同内容の規定が見出すことが
 出来るからである。

凡そ京畿の奉陵に充てられし縣及び諸も
 のの陵墓及び廟邑戸、各おの差降有リ。橋
 陵は盡く奉先を以てす。獻陵は三原を以て
 昭陵は醴泉を以て、乾陵は奉天を以て、
 定陵は富平を以て、各おの三千戸たり。獻

祖、懿祖の二陵は各おの灑掃三十人ヲ置く。
 興寧、永康二陵は各おの一百人ヲ置く。
 恭陵も亦仁之の如し。隱太子及び章懷、懿
 德、節愍、惠莊、惠文、惠宣等の七陵は、
 各おの三十人ヲ置く。諸親王墓は、各おの
 十人ヲ置く。諸公主墓は、各おの五人ヲ置
 く。周の文帝、隋の文帝陵は、各おの二十
 人ヲ置く。周隋の諸帝陵は、各おの十人ヲ
 置く。比目な創近の下戸を取りて充つ。仍リ
 て分ちて四番と作して上下せしむ。

開元十七年に玄宗が父帝睿宗の橋陵に親謁し
 たの王機に右のような奉陵縣に關する具體
 的な規定が定められたのである。高祖李淵の
 四代祖で獻祖宣皇帝と追贈された李熙の建初
 陵（在趙州昭慶縣）曾祖である懿祖光皇帝
 李天賜の啓運陵（在趙州昭慶縣）祖である太
 祖景皇帝李虎の永康陵（在三原縣）父である
 世（代）祖元皇帝李昞の興寧陵（在咸陽縣）
 高祖第五子で孝敬皇帝と追贈された李弘の恭
 陵（在河南府緱氏縣）高祖長子の息隱太子李

建成陵（在長安縣）高宗第六子の章懷太子李

賢陵（在奉天縣）乾陵陪葬）中宗長子の懿德

太子李重潤陵（同前）⁽³⁵⁾中宗第三子の節愍太子

李重俊陵（在富平縣）定陵陪葬）睿宗第二子

の惠莊太子李撫陵（在奉先縣）橋陵陪葬）睿

宗第四子の惠文太子李範陵（同前）睿宗第五

子の惠宣太子李業陵（同前）⁽³⁶⁾その他諸親王

や諸公主墓。北周文帝の成陵（在富平縣）隋

文帝の泰陵（在武功縣）及び周隋二代の諸帝

陵には清掃等を行なう百人から五人に至る

陵戸・墓戸が置かれる。⁽³⁷⁾ 其れに對して、
 以下の帝陵には三百人乃至四百人の陵戸が置
 かれるだけ(38)でなく、さらに周邊の一般編戸が
 奉陵のために輪番制によつて當てられるので
 ある。獻陵はその所在の三原縣より、昭陵は
 醴泉縣より、乾陵は奉天縣より、定陵は富平
 縣より、其れを以て近鄰する六郷の編戸三
 千戸が奉陵のために當てられる。奉陵の具體
 的内容は、これら六郷三千戸の課役が帝陵で
 の祭祠や管理維持の爲めの諸雜事に充當され

たものと考之らぬ。⁽³⁹⁾ 橋陵だけは郷數を限定

せず、奉先縣の全編戸一萬三百戸を當てると

いう特別措置は、玄宗にとつて、父皇睿宗の陵

だからである。ところで、敦博地志殘卷し

に奉先縣の郷數を二十郷と記し、一郷五百戸

として開元末、天寶初年の奉先縣戸數を一萬

戸と推定算出した。ここに見える開元二十年

前後の同縣一萬三百戸という戸數とほぼ完全

に一致するところが明らかとなつた。すなわち

先に算出した京兆府各縣の推定戸數も全體

として高い確度をもつことが傍證されたこと
になる。

以上は玄宗期における帝陵に關する規定で
あるが、これ以後も各帝の崩御に伴う新陵へ
の葬禮が一段落する毎に、開元二十五年令ど
おりに周邊六郷三千戸が奉陵のため、當てら
れて来たことがほぼ跡附けられる。元和元年
（八〇六）正月に順宗（正式には太上皇）が
崩御し、同年七月に富平縣の豐陵に葬られた
際、西鄰する奉先縣の神泉郷、南鄰する櫟陽

縣の大澤郷 北鄰する美原縣の義林郷の三郷

が富平縣に移管さひて豐陵への奉陵に當てら

ひて(40)いる。元和十五年(八二〇)正月に憲宗

が崩御し、同年五月に奉先縣の景陵に葬らひ

に際、西鄰する美原縣の龍原郷 西南鄰する

櫟陽縣の萬年郷の二郷が奉先縣に移管さひて

景陵への奉陵に當てらひて(41)いる。長慶四年(

八二四)正月に穆宗が崩御し、同年十一月に

奉先縣の光陵に葬らひに際、西鄰する富平縣

の豐水郷 南鄰する華州下邽縣の翟公郷 東

鄰する同州澄城縣の撫道郷、北鄰する同州白

水縣の會賓郷の四郷が奉先縣に移管さひて光

陵への奉陵に當てらひている。(42) 敬宗莊陵の場

合は、崩御後五年經過レテ大和五年へ八三一

五月に至つて、東鄰する高陵縣の萬福郷

北鄰する富平縣の從化郷、西鄰する雲陽縣の

善化郷、南鄰する涇陽縣の嘗樂郷の四郷が

やはり莊陵所在の三原縣に移管さひて奉陵に

當てらひている。(43) これら新陵の奉陵のため

新に移管さひた郷は、ともにそのおのの縣

境に所在する郷であり、
 鄰接縣への移管後に

飛地とならぬよう新縣境の線引きがなされて

いることは、注引し大和元年の京兆府の奏

請に「其の界竝びに隔越せず」とあること

から判明する。このように、順宗豊陵から敬

宗莊陵までの九世紀前半期の四代の帝陵につ

いては、新たに造営さへしてその地の帝陵の

ために、所在縣の側近郷だけを六郷に達し

たいために近鄰州縣から數郷が移管されて奉

陵に當てられていたことを確認できる。唐末

の混亂期を除いて、他の諸帝陵の場合におい
 ても同様な措置がとられたであらうことはま
 ず間違いないものと思われる。つまり近郊六
 郷を奉陵のため、に當てるといふ規定はほぼ完
 全に實施さへ續けていたと考之られるのであ
 る。もちろん、元和以後の郷の縮小再編によ
 って、現實には六郷とは云つても實戸數は三
 千戸をかなり下回つていたものと思われる。
 さらに奉先縣の穆宗光陵の例に見られるよう
 に、京兆府管下の諸縣からだけでなく、
 近接

するとば云之、同州や華州という他州管下縣
 の郷まひも編入移管してゐる事實は、洮七戸
 等の増加による土戸の絶對數の慢性的減少に
 よつて、もはや京兆府管内だけでは奉陵の戸
 數を充足し得ない情勢をも示唆してゐると云
 へる。この長慶四年（八二四）における同州
 澄城縣管下郷からの移管は、あつうどこの時
 期に同縣がおかめていた嚴しい情況と合せ考
 へると、⁽⁴⁴⁾ 唐朝の京兆府第一主義があつたか
 かに浮び上つてくる。

以上から明らかになつたように、奉先、富平兩縣の場合には、帝陵が他縣に比して密度高く置かれてゐたことが、後半期における郷數減少という一般的趨勢にもかかわらず、逆に郷數増加を示すこととなる一因となつたのである。

さらに富平縣に關しては、曰長安志曰卷一
九同縣條によると、他の京兆府管下縣に比して著しく渠水の存在が多いことに氣附く。北
白渠をはじめとして、民田八里を溉す堰武渠

民田十五里を溉す白馬渠、民田十五里を溉

す長澤渠、民田三里を溉す高望渠、民田十五

里を溉す文昌渠、民田十里を溉す石水渠、民

田十二里を溉す永濟渠、民田十五里を溉す陽

渠、民田二十里を溉す直城渠の計十渠が列擧

されてゐる。これらはおもに宋代の渠水であ

るが、唐代清白渠と同じく漆沮水（清水）か

ら水を引くものであるから、唐代にも同數の

るいはそれ以上の渠水が存在し、農業水利に

供せられていたものと考之られる。レかも富

平縣の場合には、縣收の各渠水が漆沮水から
 の取水口にとともに近く、次に述べる諸渠水下
 流に位置する高陵縣などは對稱的に水利
 上できめめて有利な立地にあつた。このよう
 な農業水利の面での好立地もまた、郷數に
 ついては戸口數の減少をくい止める要因として
 作用したはあである。

(c) 高陵縣

唐代後半期における土戸の減少に對處する

ために、元和期に戸數を縮小して郷制が再編
 されるが、それにもかかわらず開元、天寶期
 より數において大幅に減じた郷を再編出來た
 に止まつた。京兆府でも奉先縣、富平縣、新
 豐（昭應）縣などを除き、同様の傾向が顯著
 に認められることは既述の通りである。その
 なかでも、高陵縣の場合、「敦博地志殘卷」
 が盛時の郷數を二十六郷としてゐるのに對し
 、『口襄宇記』、『口長安志』ではわずか七郷と
 なつてゐる。この四分の一近い激減ぶりは

他縣の減少率に比してきつたものと言ふ。この大幅な郷數減は、そのまゝ高陵縣における土戸の他縣以上の減少を示すものと解される。その原因としてまず考へらるゝのが、奉陵のため高陵縣管下郷が鄰接縣に編入移管されたことである。大和元年に管下の萬福郷が敬宗莊陵の奉陵に當てるために三原縣へ、⁽⁴⁵⁾會昌元年にも管下の清平郷が莊陵奉陵のため同じく三原縣へ移管⁽⁴⁶⁾されるといふ。少なくとも二例が確認出来る。しかし、より

重要な原因として、農業水利面における自然
 的、人爲的兩面からの阻害による耕作可能な
 農田の著しい縮少という點を擧げるべきであ
 る。

永徽六年、雍州長史長孫祥奏言すらく、往
 日、鄭白渠の田を溉するや四萬餘頃たり。

今、富商大賈の競いて碾磴を造り、堰もて過
 して水を賈やすがため、渠流は梗澁し、た
 だ一萬許頃を溉するのみ。請うらくは、此
 の渠を修營し、以て百姓に便たらしめ、
 賦

鹵に至りては、亦た水田と爲すに堪之。(
 中略) 太尉(長孫)無忌對之て曰く、白渠
 水は泥淤を滞して田を溉し、其の肥美を益
 す。又た渠水の發源は本と高く下に向い、
 枝分極めて衆し。若し流以てして同州に至
 らしむれば、則ち水饒足す。比ほ礮磴を
 爲り、水を申いて渠を洩し、水は隨いて滑
 に入る。加うるに壅遏して耗竭す。利を得
 ること遂に少なき所なりと。是に於て祥筭
 を遣りて渠上の礮磴を檢し、皆な之を毀つ

。大曆中に至りて、水田纔かに六千二百餘頃を得。(曰通典四卷二食貨・水利田條)

ここに云う鄭白渠とは、戦國末秦の鄭國渠と漢武帝期の白渠の二渠を総稱したもので、もに涇水から水を引いて渭北一帯を廣域に肥沃な可耕地とした史上有名な農業用水路のこ

とで、規模は次第に小さくはなるが、唐代を合めて、度重なる改浚を經つつ後代に至るまで利用されるものである。長孫祥の奏言に「往

日、鄭白渠の田を溉するや四萬餘頃たりし

と言ふのは、正確には戦國末に鄭白渠が開鑿
 された當初の溉田面積である。⁽⁴⁷⁾ 唐代には鄭國
 渠の東半は埋没して利用不能の状態でもっ
 ぱら漢代以來の白渠故道が利用されたから、
 長孫祥が言う如く同等に溉田面積を比較する
 のは問題であるが、ともかく永徽六年（六五
 五）時點で四分の一の約一萬頃に減じ、さら
 に安史の亂直後の大暦年間（七六六―七九一）
 には約六千二百頃とさらに大きく減少して一
 万⁽⁴⁸⁾ 唐代の白渠は、すびにツレ言及したよう

二、漢代の白渠故道を利用したものと考之ら
 れ、隋代に茂農渠と呼ばれていた渠水と同一
 のものであろう。⁽⁴⁹⁾ 亦、雲陽縣で涇水に堰して
 取水し、東南流して涇陽縣の三限口で東北向
 と東向する二渠に分流する。東北流して富平
 縣内を経て清水（漆沮水）に入るものを太白
 渠と言う。一方、東流する分派渠を中白渠と
 言い、中白渠はやや下流でさらに東南流する
 支渠を分派する。これと南白渠と言う。太白
 ・中白・南白三渠を三白渠と総稱し、中白・

南白二渠が主として高陵縣内を溉田すること
 になる⁽⁵⁰⁾。このように、高陵縣内には中白・南
 白二渠、さらにはその支渠である偶南渠⁽⁵¹⁾の流
 域となつてゐるのであるから、農業水利面
 においては比較的恵まれた立地と言へるのであ
 る。しかしながら、高陵縣内に多敷設置さ
 れた碾磴によつて、こゝら渠水の水流の過半が不
 法に奪われ、本來の農田灌漑用としてはき
 めめて不十分にしてしか利用出來ないといふ情
 況が唐一代を通じてほぼ恒常的に續くのであ

前掲長孫祥の奏言にすでに指摘されている
 ように、富商大賈等が製粉というもっぱら商
 業的利潤追求のために鄭白渠（既述の如く、
 唐代では正確には三白渠と稱すべきであるが
 雅名として一般には鄭白渠とも呼ばれたの
 であらう）に沿つて多数の碾磑を設け、渠中
 に堰堤を築いて自己の碾磑に取水し、その水
 流を動力源として碾磑の滑、つまり水車を回
 轉させるのである。農田水利用の渠水を利用
 する碾磑は、灌漑に用いることの少ない八月

三十日以後の年内一杯の期間であらばその取
 水は許さぬてあり、必ずしも全面的にその設
 置が禁止されたものではない。しかしながら
 この取水制限は全く無視されて年中稼働し
 ているのが實態であつた。さしおこせ、碾磴
 撤去命令が繰り返されぬばならなかつた
 のである。廣徳二年（七六四）に撤去令の出
 た白渠上流沿いに設けられた碾磴は七十乃至
 百餘所にも及んでゐる。そのうちのほとんど全
 てが王公・寺觀・豪家・貴戚らの所有するも

ので、白渠用水の六、七割をも不法に取水し
 ていた。⁽⁵³⁾ このような事態の背景として、安史
 の亂による長安失陥により、京兆府下の水利
 管理機能が大幅に後退したことが一因として
 考之られるが、この頃から涇水から水を引く
 白渠及びその支渠の管理を再強化するため
 使職等が設けられ、涇陽縣、高陵縣等の白渠
 流域における水利管理が再編さされていくこと
 になる。本来、開元二十五年（七三七）の水
 部式では、白渠本流である太白渠の管理は京

北少尹が當ることになつていたのであるが⁽⁵⁴⁾

亂後の大曆四年(七六九)には、涇水からの

白渠取水口を管理する涇堰監が百数十年ぶり

に復活される⁽⁵⁵⁾。貞元四年(七八八)には、太

白、中白、南白、三渠の分水點である三限口に

も監が設置され、三白渠の水利に依存する雲

陽、涇陽、三原、高陵、櫟陽、富平六縣の農

田水利を調整し、⁽⁵⁶⁾また京兆少尹を渠堰使に充

て、涇陽縣の衆善寺に使院が置かれた⁽⁵⁷⁾。次々

で貞元十六年(八〇〇)に、白渠、漕渠、昇

原・城固等渠堰使が設けられて、白渠等の京

兆府下の主要渠水と統轄することになった。⁽⁵⁸⁾

渭北黄土地帯を流れる水系は例外なく大量の

泥土を溶かしつつ流下する。後述するようにな

、涇水はその最たるものである。涇水に堰堤

を設けて渠への取水口とすれば、流速が遅滞

する取水口附近に膨大な泥土の堆積を生ずる

ことは自明である。従つて堰堤の設けられに

取水口での浚泄は不断に行なわなければならない。渠

への水の流入は漸時減少せざるを得ない。渠末

堰使という使職の新設は、その使職名が示す
 ように、まずは渠水確保のための取水口堰堤
 附近の浚泄を主とした管理維持が中心的な職
 掌であったはずである。それとともに渠水全
 體の管理維持、すなわち農田への渠水利用
 の調整や不法取水への取り締りなども担当し
 たものと考えられる。このように使職新設に
 よる水利管理の再編強化策にもかかわらぬ、
 豪家貴戚等による白渠からの不法取水による
 碾磴經營は依然として廣範に存在し、農田水

利に及ぼす悪影響は著しいものがあつた。大
 曆十二年（七七七）の白渠支渠の擴充と秦漢
 故道の再利用計畫は、⁽⁵⁹⁾私設碾磑のためにも
 はや舊來の白渠が溉田用としてほとんど用を
 なさなくなつたためのもゝと考之られる。こ
 の時、同時に私設碾磑の撤去令が出されてい
 るが、ほとんど實効はなかつた。というのも
 代宗第四女昇平公主、郭子儀ら貴戚・勳家
 の所有する碾磑に對してはその存續が黙認さ
 れたからである。翌十三年に再び白渠支渠に

設けられた前記昇平公主らの所有を合む八十
 餘所の碾磴撤去令が發せられて⁽⁶⁰⁾いる。前掲の
 通典の等に言う「至大曆中、水田纔得六千二
 百餘頃」とは、まさにはこの時期の白渠及びそ
 の支渠の灌漑面積を指すものにほかならない
 以上のように撤去令が頻發されるのは、一
 時的な糊塗策に過ぎないことを示している。
 白渠及びその支渠沿いに設けられた多數の碾
 磴による不法取水は、流域農田に多大の損失
 を與へたことは明らかである。既に見たよ

うに、礮磴は水量の豊富な出来るだけ渠水上流に設けられるのが一般的であった。従って下流ほど水不足の被害は大きく、三白渠下流に位置する高陵縣は最大の被害を受けるところになつたのである。

さらに高陵縣が農田水利面で被る不利益は礮磴による奪水被害のみにとどまらなかつた。

「諸て水を以て田を溉するに皆奪下より始む⁽⁶¹⁾」という水利規定を無視して、白渠上流に位置を占める涇陽縣や三原縣等の農田が

水

不法に先に取水し、下流の高陵縣に流下する
 頃にはほとんど利用出来ない程の少な水
 量でしかないような情況が、特に後半期にな
 ると慢性化してくるのである。高陵縣のこの
 ような情況を具體的に示すものとして、劉禹
 錫の撰にかかると「高陵縣劉君遺愛碑」がある
 。こゝに記された高陵縣の置かれてきた嚴し
 い情勢を以下に見ておこう。

涇水東行して白渠に注ぎ、
 灑めれて三と爲り
 以て關中を沃す。故に秦人常に善歳を得

ok.

たリ。水部式を按ずるに、「決洩時有り、

畎澮度有り。上游に居す者、泉を擁して其

の腴をモホ顛らにするを得ず。毎歳少尹一人行

きて之を視し、以て不式を誅す(63)と。兵興

已還、寢やく根本を失う。涇陽の人、果し

て擁して之を顛らにし、公に全流を取り、

原を浸して畦を爲り、私に四寶を開き、澤

は下に及ばず、涇田獨り肥之、他邑は枯と

爲る。地力は既に移るも、地征は初めの如

し。人或いは赴訴し、泣きて尹馬を迎う。

而るに涇の腹を占むるは皆な權倖の家にして、榮勢は以て理を破るに足り、訴うる者は覆つて罪を得。云々。

ここに言うのは八世紀前半期のみり様である。涇陽縣の農田は、白渠上流の立地をよいこととに渠水と公私にわたつて不法に獨占し、下流の高陵縣では直接的にその被害を受けている様子^が如實に示さ^はて^いる。『占涇之腹』皆權倖家とあるように、白渠上流の取水口に立地する涇陽縣内の農田は、その水利面に

おける有利な環境によって肥沃な上田が廣が
 リ、權倖への賜田や豪強等の大土地所有が多
 く存在していた。徳宗期、幽州での朱滔の叛
 亂に際し、その兄朱泚への慰撫策として、涇
 水上、睨田の賜田⁽⁶⁴⁾、次いでその朱泚も叛し、鎮
 壓後に徳宗が蒙塵先の興元府より還京し、二時⁽⁶⁵⁾
 に鎮、最大の功將李晟への涇陽上田の賜田
 、五代の例ではあるが、後唐、後晉、後漢、
 後周の四代にわたる有力藩帥安審琦の四十頃
 にも及ぶ涇陽縣内の涇水沿いの臨涇社と呼ば

むる大所有地(66)をばその具體例である。この
 ような上流涇陽縣側の不法取水に對して最
 下流に立地するがために最大の被害を受け
 ることに存る高陵縣側の對策が本碑によつて明
 らかとなる。高陵縣令劉仁師は涇陽縣の不法
 取水を上司である京兆府に訴之るとともに、
 白渠に新たに支渠をつくる許可を得て、寶曆
 元年（八二五）に縣民を動員してその工事に
 着手する。支渠造成工事中、「白渠の下
 高祖の故墅在り(67)。子孫まさに恭敬すべく、

宜しく畚鍤を以て阡陌に近づくべからずと
 いう涇陽縣側の妨害工作のため一時中断と餘
 儀なくさぬがらも同年仲冬十一月にま
 渠道が、次いで季冬十二月には堰も完成する
 。高陵縣民の歡喜のさまを本碑は次のように
 記す。

咸な曰く、恨を吞むこと六十年にして、明
 府に以て雪ぐ。女を擯し、豪を犯し、卒に就
 きて此を爲せり。嗚呼、功を成すの難きこと
 是の如し。渠に名づけて劉公と曰い、而し

て堰に名づけて彭城と曰わんことを請う。
 股引を築いて東すること千七百歩（二六五
 〇米）、其の廣さ四尋（九、六米）にして深
 さは之に半ばす。兩涯に杞柳萬本を夾植し
 下根を垂めて以て固を作し、上材を
 生じて以て用に備う。仍歳旱沴なるも、而
 るに渠下の田は獨り秋有リ。
 「春恨六十年」とあはば、永泰元年（七六五
 ）前後以來、つまり安史の亂直後以來のこの
 地の水利管理の低下、上流涇陽縣のこのよ

うな不法を放任して来たのである。京北府管
 下にあつてすらこのよ様な情況であれば、他
 の州縣の場合にはより嚴しい情況が預想され
 るであらう。

劉公渠と呼ばれる新支渠が完成した翌寶曆
 二年に、早くも白渠上流の涇陽・三原縣によ
 る不法取水が生じている。本碑に次のように
 言う。

渠成るの明年、涇陽・三原の二邑中、又た
 其の衝を擁ぎて七堰を爲り、以て水勢を折

し、下流を以て厚からがらしむ。君、京北
 に詣りて之を索言す。府、從事蘇特に命じ
 水濱に至り、盡く當に擁すべからざる者を
 撤せしむ。是れにより邑人は其の長利を享
 け、子を生まば劉を以て之に名づく。
 大和元年（八二七）六月に京兆府は高陵縣界
 の白渠斗門の修築を行ない、⁽⁶⁹⁾同年十一月には
 貞元初めに設けられてその後廢さへいた渠
 堰使が復活さへした。⁽⁶⁹⁾このことから明らかな
 ように、高陵縣令劉仁師による白渠の新支渠

開鑿は、この時期における京兆府下全域にわたる水利管理の再強化策の一環として實現したものと考之られる。

京兆府下の渭北における最も重要な農田灌漑用渠水である三白渠は、不斷の浚渫や堰・斗門の修理といった一定の水流を保持するに、めの技術的な管理維持策だけではなく、私設碾磑の不法な大量取水を抑止し、上流地区での農田への先取りを規制するといった人為的な水量不足の因を除去する対策も必要であつた。

した。不法な取水によつて生じる下流域での著
 しい流水量の減少は、とりもなおさず渠道河
 床への泥土堆積を進行させ、渠水その自體の
 淤塞の原因となつた。⁽²⁾「涇水一石、其泥數斗
 」と言ぬ程の大量の泥土を含む涇水の水
 を利用する三白渠の場合、他の渠水に比して
 はるかに淤塞の危険は大であつた。渠水とし
 るべき管理機構の能力が後退すれば、自ら
 渠水の本來的な機能は低下し、時には全く利
 用不能な状態に陥ることになる。唐末五代に

は一時的な白渠の改浚等がなされてはいるが
 その農田水利機能は著しく低下していたと
 考えられる。そしてその被害をうけるのは下
 流域ほど大であり、高陵縣はその最大の被害
 地区であったのである。高陵縣の後半期にお
 ける異常な節數の減少、換言すれば戸數の激
 減の最も大きな因は、右に見たような農田水
 利の面における不利益であつたと言へるであ
 る。

結
語

「敦博地志殘卷」に記された郷數に基づいて、唐代盛時の京兆府下各縣の戶口數を推定算出し、元和期前後以降のそれと比較する。これによつて當地での人口動態の時代的推移を檢討してきた。明らかに増加の認められる新豐（昭應）縣、奉先縣、富平縣のうち、奉先、富平兩縣の場合、その増加の主要因は、帝陵が縣内に集中して造營され、それら帝陵

の奉陵のため、周邊六郷の編戸が當てられた
 という特殊事情によるものである。ここが明らか
 かつなつた。奉陵という唐朝のすゑ、政治
 的意圖のため、鄰接する他縣や他府州から
 郷が編入移管された結果の増加であり、その
 意味では他地域と戸口數増減に關しては同列
 に論ずることほ出來ない。首都圏である京兆
 府の、しかも奉陵縣であるからには、社會的
 實勢とはやや異なり、あくまでも政治的配慮
 が優先されたに、例外地區の部類に入れるべきも

のである。同じく増加が認められた新豊(昭
 應)縣の場合は、華清宮という京師至近の行
 在所の存在が本縣城の都市としての繁榮を生
 み出した。従つて、一面ではやはり京兆府管
 下縣のなかでも特別な政治的立地に依る所が
 大である。しかしながら、州縣城が政治的、
 經濟的な諸因によつて都市として繁榮した場
 合、周邊鄉村域にも戸口増えうなばす波及効
 果が生ずる可能性を考慮に入れると、必ずし
 も京兆府管下縣のみの特殊例と見なすことは

出來ない。本縣の郷數増加の背景として、縣
 城の繁榮が必ずや關係してゐるものと考へら
 れるのである。この點で參考になるのが淮南
 の揚州である。唐代戶口統計が天寶期をヒ
 クとして、以後減少の一途をたどる唐代の全
 般的傾向に反して、揚州では天寶期の戶數七
 七一〇五から、元和期の戶數八七六四七と増
 加傾向が顯著に認められる。揚州管下縣であ
 る江陽縣の郷數が戶口増加に比例して十七郷
 から二十五郷へ、同じく管下縣である揚子縣

の郷數も十郷から十六郷へと大幅な増加を示
 している。これは後半期になって運河交通の
 要衝として揚州が都市として大きく發展し、
 その波及効果が周邊鄉村區にまで及んだ結果
 である。⁽⁴⁾ 新豊（昭應）縣と揚州とはその背景
 は必ずしも同じではないが、都市としての繁
 榮が鄉村域での戸口増えうながすという點で
 は共通していると言え、他にも局地的に検討
 すれば同様の事例は見い出せるはずである。
 一方、郷數の異常な減少が認められる高陵

縣の場合には、王公貴戚等の碾磴が農田水利
 と阻害するといふ京兆府管下での特殊な背景
 が存在するとは言え、全國的にも共通した情
 況と見なし得るものである。人為的灌漑諸施
 設への依存度がとりわけ高い華北地方にあつ
 ては、水部式の規定に見られるように、農田
 水利のしかるべき管理維持がなされなければ
 自立小農の農業經營はきつめて困難であつ
 た。それにもかかわらず、渠水上流域の農田
 が不法に水を先取りし下流域の農田に被害を

興之るといふ事態は、高陵縣に限らぬこと
 とではなく、他でも同様なことには少なからず
 あつたはずである。後節で具體に検討する五
 代期の藩帥安審琦の臨涇莊の例に見られるよ
 うに、細分化された地段の集積からなる大土
 地所有形態、しかも各地段が渠水からの取水
 口である斗門を占有することによつて自己所
 有地の水利を獨占的に確保するが如きあり様
 は、渠水下流域の自立小農の農田に多大の不
 利益を興之たことは想像に難くない。高陽縣

の場合、このような農田水利上の不利益を被
 った一つの具體例ではあつても、決して特殊
 例ではないはずである。以上、京北府下のい
 くつかの縣の郷數増減に基づいて、戸口數の増
 減を檢討し、唐代後半期における鄉村社會の
 人口動態について、京北府下畿縣という特殊個
 別的な側面と、唐代社會全般に普遍化し得る
 側面との兩面から考察を加えた。

第二章註

(1) 京兆府の呼稱は開元元年（七一三）以後のものゝ、それ以前の正式名稱は雍州である。

(2) この條の華州から北行して櫟陽縣に至り、

同州を經て蒲津關へといふ道程は、きぬめ

て不自然である。櫟陽縣は華州の西にあり

逆行することになるからである。長安から

同州 蒲津關を經て河東方面に至る主要ル

ートは、東渭橋を北渡し、高陵縣 櫟陽縣

を經て東行するものである。別道として、

華州の西華陰縣で北行して興德津で渡渭し

同州に至るルートがある。「自華而北界于

櫟陽」は誤字を令む可能性が大きい。嚴耕

望口唐代交通圖考口第一卷京都關内區「參

照口中央研究院歷史語言研究所一九八四

(3) 口註釋音辯唐柳先生集口卷二六「館驛使壁

記口大唐六典口卷六刑部・司門曹條「凡

關有二十有六、而為上中下之差。京城四面

關有驛道者為上關。上關六、京兆府藍田

關 華州潼關 同州蒲津關 岐州散關 隴

州大震關、原州隴山關。

(4) 曰太平寰宇記曰卷二七關西道三雍州三、乾

祐縣、西南三百五十里、舊三鄉、今四鄉。

本漢洵陽縣地。唐通天元年(六九六)分豐

陽縣及招諭左綿筭谷洩戶、以置安業縣。景

龍三年(七〇九)改屬雍州。景雲元年(七

一〇)復隸商州。乾元三年(七六〇)改爲

乾元縣、仍屬京兆府。尋又歸商州。漢乾祐

二年(九四九)又屬京兆、便以年號名縣。

曰新唐書曰卷三七地理志一商州條、乾元(

縣) 中下。本安業。萬歲通天元年。析豐陽

置。景龍三年。隸雍州。景雲元年。來屬。

乾元元年。更名。隸京兆。尋復還屬。

(5) 布目潮風。大野仁「唐開元末府州縣圖作成

の試み」敦煌所出天寶初年書寫地志殘卷を

中心に「布目潮風編」唐宋時代の行政

經濟地圖の作成口所收一九八一、吳震「

敦煌石室寫本唐天寶初年「郡縣公廨本錢簿

」校注并跋「文史」一三四一九八

二) 馬世良「敦煌縣博物館藏地志殘卷」敦

博第五八號卷子研究之一（北京大學中

國中古史研究中心編 敦煌吐魯番文獻研究

論集 中華書局 一九八二 本章で

は、以下に「敦博地志殘卷」と略稱する。

(6) 岑仲勉 唐集質疑 (中華書局 一九六二

一) 京兆府二十四縣條参照。

(7) 新志 天寶元年の領戸數と領口數と掲

すに續けて「領縣二十」と記すのは

一見、天寶元年の領縣數と讀み取し易い

が、唐末の領縣數であることを注意を要す

る。すなわち、天祐三年（九〇六）に櫟陽

縣が華州へ、同年に奉先縣が同州へ、天復

元年（九〇一）に整屋縣が岐州鳳翔府へと

改屬された結果として、従前の管下二十三

縣が三縣減って二十縣となったのである。

(8) 天祐三年に櫟陽縣が京兆府より來屬したも

のひ、唐末の華州管下縣數である。

(9) 白水縣が脱漏してゐるので、正しくは七縣

である。

(10) 天祐三年に奉先縣が京兆府より來屬したも

ので、唐末の同州管下縣數である。

(11) Palliot 3813 紙背。池田温 中国古代籍帳
研究 1 (東京大學出版會 一九七九) 三一
八頁上段に録文。

(12) 旧唐書 卷一七一 李渤傳。新唐書 卷
一一八 同傳では彼の實見しに渭南縣長源郷
の戶數を四十戸に作るが、十分の一ではあ
まりにも少なきに過ると思われる。

(13) 前注 (5) 布目。大野論文参照。

(14) 中村治兵衛 「唐代の郷」 元和郡縣圖志より

みたし
（口）鈴木俊教授還曆記念東洋史論叢

口所收一九六四（參照）

(15) 口唐會要口卷七。州縣改置上、關内道口興

平縣、景龍二年（七〇八）二月一日、改始

平縣為金城縣。至德二年（七五七）十月、

改為興平縣。口寰宇記口長安志口は興

平縣と記す。

(16) 口敦博地志殘卷口には「為宜壽」の注記が

ある。口唐會要口同前條口「整屋縣」天寶元

年（七四二）八月二十四日、改為宜壽縣。

至德二年二月十五日、改爲整屋縣。ちよみ

に、この縣名改稱年月が本文書の書寫時期

推定の一つ重要な手掛りとなつてゐる。

(17) 唐會要同前條「昭應縣、垂拱二年(六

八六)二月二日、新豐縣東南三十里有廢山

踴出、二十八日、改新豐爲慶山縣。(中略)

神龍元年(七〇五)二月四日、復爲新豐縣。

天寶三載(七四四)十二月五日、析新豐縣

於會昌山、令置會昌縣。四載十月二十八日

以會昌爲赤縣、以薛融爲縣令。七載十二

月一日、改會昌為昭應縣、仍廢新豐、隸入

昭應、以薛伯連為縣令。曰寰宇記曰長安

志曰では昭應縣と記す。

(18) 原文は「廿」字の下が脱落してあり、實際

は二十郷以上である可能性がある。

(19) 曰寰宇記曰では、宋代の行政區劃に従つて

卷三一耀州に屬せしめ、かつ舊郷數を缺く。

(20) 平岡武夫編 曰長安と洛陽 地圖篇曰(京都

大學人文科學研究所 一九五四)三七三

九頁、日野開三郎曰唐代邸店の研究曰(自

費出版 一九六八—一九五〇頁等參

昭

(2) 長安志 卷一。西市條。長安縣所領四萬

餘戶。比萬年為多。浮寄流寓。不可勝計。

太平廣記 卷三四八牛生條。及至

京。止客戶坊。飢貧甚。絕食。出會昌

解頤錄。同卷三四九段何條。進士段何

賃居客戶里。大和八年夏。出河東記

と見える。ともに時期が後半期に設定さ

れた話であるが。長安城内の客戶集中居住

區の俗稱であるを考之らぬ。城内に多數の
客戸が住してゐたことをうかがはせる。

(22) 曰 通典 卷四。職官ニ大唐官品條。但し

流外の職掌人ニは一般戸籍も含まれると

考之らぬ。

(23) 曰 朱文公校昌黎先生集 卷三七 論今年

貞元十九年 權停舉選狀

(24) 平岡前掲書三八三九頁。

(25) 曰 兩唐書 玄宗紀 長安志 卷一五。

(26) 元季好文撰 長安圖志 卷上 唐驪山宮圖

上・中・下レ参照。近年の發掘調査によ

て、湯池殿基、殿基、石墻、蓮花踏歩等が

確認された。こレにフいては、唐華清宮考古

隊「唐華清宮湯池遺址第一期發掘簡報」（口

文物口一九九〇（一五）参照。

(27) 口 舊唐書口卷一六穆宗紀元和十五年十一月

條「己未、上由複道出城、幸華清宮、左右

中尉擗杖、六軍諸使、諸王、駙馬十餘人從

至晚還宮。同長慶二年十一月條「癸酉

上幸華清宮迎太后、巡狩于驪山下、即日

馳還。文苑英華卷六四二元旗。進馬狀。

同州防禦使供進烏馬一匹八歲堪打球及獵。

資治通鑑卷二五。咸通七年十二月條。

上好音樂宴遊。殿前供奉樂工常近五百人。

每月宴設不減十餘。水陸皆備。聽樂觀優。

不知厭倦。賜與勳及十緡。曲江、昆明、

灊澹、南宮、北苑、昭應、咸陽。所欲遊幸。

即行。不時供置。有司常具音樂、飲食、幄。

帟。諸王立馬以備陪從。每行幸。內外諸司。

扈從者十餘萬人。所費不可勝紀。

(28) 唐會要 卷九一 內外官料錢上 大曆十二

年四月二十八日 度支奏 加給京百司文武

官及京兆府縣官每月料錢等 具件如後 (中

略) 京兆及諸府尹 各八十貫文 少尹 兩

縣令 各五十貫文 奉先 昭應 醴泉等縣

令 司錄 各四十五貫文 畿令 各四十貫

文 判司 兩縣丞 各三十五貫文 兩縣簿

尉 奉先等縣丞 各三十貫文 奉先等主

簿 尉 諸畿令 (丞 誤少 各二十

五貫文 畿簿 尉 各二十貫文 (下略)

(29) 唐代最後の二帝の帝陵は、その政治的末路

との關係でもはや關中にはない。昭宗和陵

は河南府緱氏縣に、哀帝陵は曹州濟陰縣定

陶郷に置かれた(唐會要卷二帝號下)。陵

とは嚴密に言之べし。帝號を追贈された太子

諸王、北周、隋の諸帝陵をも含む。後は一

部について言及するが、いちいちについ

ては省略する。

(30) 唐帝陵の所在は、元和志以下の地志

曰唐會要卷一などに具體的記述がある。

寺仁足立喜六「長安史蹟の研究」(東洋文
 庫 一九三三) 原書房 一九八三復刻) 第
 十二章「唐代の陵墓」に踏査記があり、近
 年の比較的まとまった調査として、陝西省
 文管會「關中唐十八陵調査記」(「文物資料
 叢刊」三 一九八〇) がある。個々の帝陵
 自體の調査には、允時「昭陵」(「文物」一
 九七七・一〇)、楊正興「乾陵勘査情況」(「
 文物」一九五九・一七)、陝西省文管會「唐乾
 陵勘査記」(「文物」一九六〇・一四)、陝西省

文管會「唐橋陵調查簡報」
（日）文物口一九六

六一一、王世和、樓宇棟「唐橋陵勘查記」

（日）考古與文物口一九八〇一四、陝西省文管

會「唐建陵探測工作簡報」
（日）文物口一九六

五一七、張崇德「唐代建陵及其石刻」
（日）考

古與文物口一九八一三、などがあるが

地表調査が主であって、本格的な發掘は未

だなき、いらない。

(31) 日 舊唐書口卷八玄宗紀、同卷二五禮儀志五

二、ほぼ同文が見える。また日 唐大詔令集口

卷七七典禮、陵寢下親謁條に、十一月二十
 二日の京師歸還直後に出され、謁五陵赦
 せしめ、關連箇所として「陵戸並放從良
 終身洒掃陵寢、仍每陵側近、取百姓六鄉
 (字句の顛倒をみる) 以供陵寢、永勿徭
 役」と見之る。なお、この赦文に見之る所

謂陵戸が官賤民から良民とされた重要な改
 革に關しては、濱口重國曰「唐王朝の賤民制
 度」外篇「唐代の陵・墓戸の良賤について

「(東洋史研究會 一九六六) 参照」。

(32) 建初陵・啓運陵の調査に、隆堯縣文物保管

所李蘭珂「隆堯唐隆」《光業寺碑》與李唐

祖籍「日文物四一九八八一四」がある。

(33) 興寧陵の調査に、咸陽市博物館「唐興寧陵

調査記「日文物四一九八五一三」がある。

(34) 恭陵の調査に、若是一唐恭陵調査紀要「日

文物四一九八五一三」、陳長安「唐恭陵及其

石刻「日考古與文物四一九八六一三」、中國

社會科學院考古研究所河南第二工作隊、河

南省偃師縣文管會「唐恭陵實測紀要」日考

古口一九八六一五がある。

(35) 章懷太子墓と懿德太子墓の發掘報告は、陝

西省博物館、乾縣文教局唐墓發掘組「唐章

懷太子墓發掘簡報」(日文物口一九七二一七

一) 同一唐懿德太子墓發掘簡報」(同前)

である。

(36) 追贈の諸太子陵は、元和元年に陵戸を置く

以外の特別措置は廢さる。日唐會要口卷

二一諸陵雜錄條「元和元年十二月、太常奏

、隱太子、章懷、懿德、節閔、惠莊、惠文

、惠宣、靖恭、恭懿、昭靖九(十の誤リカ)

太子陵、世數已遠、官額空存、今請除陵

戶外、並停、從之。

(37) 曰唐會要四卷二四、二王三恪條、大和五年

正月、鄴國公楊元湊奏、臣先祖隋文帝等陵

四所、在鳳翔一所、揚州兩所、京兆府一所

、准去年四月九日敕、二王後介國公先祖陵

、例每陵每月合給看守丁三人、鳳翔府已蒙

給丁訖、其京兆府及揚州未蒙、准敕例給。

敕旨、各令州府、准元敕處分、北周、隋

の諸陵に對しては、九世紀前半のこの時期
 にほかなりル一スになつて必おレも規定通
 リに實施されなかりつつあることがうか
 がえる。ちなみに、楊元湊の鄴國公襲爵は
 この上奏の六年前の寶曆元年のことであ
 る（曰 舊唐書 卷一七上 敬宗紀 寶曆元年八
 月 戊申條）。

(38) 曰 大唐六典 卷一四 太常寺諸陵署條 一 陵戶

乾陵、橋陵、昭陵、各四百人。獻陵、定

陵、恭陵、各三百人。孝敬皇帝恭陵の陵戶

と三百人とするの事 前掲同書卷三戸部郎

中員外郎條に百人と作るのと矛盾する。恭

陵は帝號を追贈さへた人物のものであるか

ら 正規の帝陵と同格の扱いは疑問である

。 恐らくは 恭陵配置の陵戸は百戸が正し

かろう。

(39) 日野開三郎 曰 唐代祖庸調の研究 II 課輸篇上

曰 (自費出版 一九七五) 二四〇、二四二

頁参照。

(40) 曰 冊存 元龜 四卷三〇帝王部奉先三 (元和

元年) 以奉先縣神泉鄉、櫟陽縣大澤鄉、美

原縣義林鄉、竝隸富平縣、以奉豐陵。

(41) 同右 (元和十五年) 以美原縣龍原鄉、櫟

陽縣萬年鄉、竝隸奉先縣、以奉寢陵。

(42) 同右 (長慶四年) 敕富平縣宜割豐水鄉

華州下邽縣割翟公鄉、同州澄城縣割撫道

鄉、白水縣割會賓鄉、以奉陵寢。

(43) 同右 (大和元年五月) 京兆府奏、莊陵准穆

宗陵例、割鄰近縣鄉、奉陵供應、今高陵縣

萬福鄉、富陵 (平) 誤) 縣從化鄉、雲陽

縣善化鄉、涇陽縣嘗樂鄉、其界並不隔越。

伏准穆宗陵例、合割前件四鄉、屬三原縣、

添奉陵寢。從之。

(44) 曰樊川文集卷一。同州澄城縣戶工倉尉

廳壁記參照。本壁記は杜牧二十五歳、大

和元年（八二七）の作である。

(45) 前注(43)參照。

(46) 曰唐會要卷七。州縣改置上、關内道條

三原縣、會昌元年七月、京兆府奏、得三原

縣申、當縣仁化鄉、開成五年六月敕、割送

富平縣、充奉章陵訖。準承前流例、合於陵

近縣界接近、割還當縣。以奉莊陵。今請割高

陵縣清平鄉。從之。

(47) 曰 史記 卷二十九 河渠書 渠就 用注填闕之

水 溉澤鹵之地四萬餘頃 收皆畝一鐘。於

是關中為沃野 無凶年。秦以富彊 卒并諸

侯 因命曰鄭國渠。

(48) 大曆中、の溉田面積は 曰 通典 曰 水田

と作つてあり、陸田算を含まぬ數字と見な

すなら、単純には比較出來ないことにな

る。但し、曰元和志曰卷一雲陽縣條にほほ

同内容の記事を載せ、そのでは「至大曆中

利所及纔六千二百餘頃」と作る。

(49) 曰隋書曰卷二九地理志上京兆郡涇陽縣條

曰長安志曰卷一七涇陽縣條。

(50) 曰元和志曰卷二京兆府涇陽縣條 曰長安志

曰卷一七涇陽縣、高陵縣條、曰長安志圖曰

卷下「涇渠總圖」、曰黃盛璋「關中農田水利

の歴史發展及其成就」曰農業遺産研究集刊

曰一九五八一二、のち同氏「歴史地理論集

□ 所收 人民出版社 一九八二 等參照

また □ 中國水利史稿 □ 上冊 (水利電力出版

社 一九七九) 一三〇頁に 「唐代三白渠經

行示意图」を掲げ、譚其驤主編 □ 中國歴史

地圖集 □ 第五冊 「隋・唐・五代十國時期」

(地圖出版社 一九八二) 四一頁の 「長安

附近」圖 (二百四十五萬分之一) にも三白

渠を示しているが、ともにかなり大まかな

ものである。

(51) 「敦煌發見唐水部式殘卷」に 「涇水南白渠

ok

・中白渠・(偶)南渠 水口初分 欲入中

白渠・偶南渠處、各着斗門。堰南白渠、水

一尺以上二尺以下、入中白渠及偶南渠。云々

と見之る。長安志 卷一七高陵縣條の

耦南渠、東西長四十里」と見之るものと

同一渠であらう。「水部式殘卷」(P. 110)

2507) に言及する論考は少なくないが、

文と録文するものだけ以下に掲げておく

佐藤武敏「敦煌發見唐水部式殘卷譯注」

中國水利史研究 二 一九六七 山本

達郎 · 池田溫 · 岡野誠編 日 Tung-huang and Turfan

Documents concerning Social and Economic History, I

Legal Text A. B. 1 (一九七八一八〇 東洋文

庫) 王永興 一 敦煌寫本唐開元水部式校釋

(北京大學中古史研究中心編 日 敦煌吐魯番

文獻研究論集 日 第三輯 一九八六) 岡野誠

一 敦煌發見唐水部式の書式について 日 東

洋史研究 日 四六一二 一九八七)

(52) 一 水部式殘卷 一 諸漑灌小渠上 先有碾磴

其水以下即弃者 每年八月卅日以後 正

月一日以前聽動用自餘之月仰所管官

司於用磴斗門下著鑲封印仍去却磴石

先盡百姓溉灌若天雨水足不須澆田

任聽動用其傍渠疑有偷水之磴亦准此

斷塞

(5) 元和志曰卷一雲陽縣條一廣德二年臣吉

甫先臣文獻公為工部侍郎復陳其弊代宗

亦命先臣拆去私碾磴七十餘所歲餘先臣

出牧常州私制如初至大曆中利所及纔

六千二百餘頃唐會要曰卷八九碾磴條一

廣德二年三月、戶(工の誤リ)部侍郎李栖

筠、刑部侍郎王翊、充京兆少尹、崔昭奏請、

折京城北白渠上王公寺觀磴碾七十餘所、以

廣水田之利、計歲收粳稻三百萬石、冊府

元龜四卷四九七邦計部河渠三、先是大曆

初(廣德二年の誤リであらう)、李栖筠爲工

部侍郎、時關中沃野千里、舊資鄭白二渠、

爲豪家貴戚壅隔、上流置私碾百餘所、以收

末利、農夫所得、十奪六七、栖筠舉奏其弊

、悉毀拆之、人大賴焉、唐語林四卷一政

事上一廣德二年春三月、敕工部侍郎李栖筠

京兆少尹崔沔拆公主碾磴十所、通白渠支

渠、溉公私田、歲收稻二百萬斛、京城賴之

常年命官、皆不果敢。二人不避強禦、故

用之。

(54) 「水部式殘卷」 「涇渭二水大白渠、每年京

兆少尹一人檢校。其二水口大斗門、至澆田

之時、須有開下。放水多少、委當界縣官

共專當官司相知、量事開閉（閉）。この「

水部式殘卷」が開元二十五年式であること

仁井田陞「敦煌發見水部式の研究」

服部先生古稀祝賀記念論文集四所收 一九

三六のち四中國法制史研究 法と慣習、

法と道徳四所收 東京大學出版會 一九六

四一參照

(55) 四新唐書四卷四八百官志・河渠署令條「興

成、五門、六門、龍首、涇堰、滋隄凡六堰

皆有丞一人 從九品下 府一人 史二人

典事一人 掌固二人 貞觀六年皆廢」

四唐會要四卷八九疏鑿利人條「大曆四年五

月十五日敕。涇堰監先廢。宜令却置。

(56) 曰唐會要曰同右條。貞元四年六月二十六日

涇陽縣三白渠限口。京兆尹鄭叔則奏。六

縣分水之處。實為要害。請準諸堰例。置監

及丁夫守當。敕旨依。

(57) 曰冊府元龜卷四九七。邦計部河渠二。大和

元年十一月。京兆府奏。准御史中丞溫造等

奏。修醴泉。富平等十縣渠堰斗門等。准貞

元初。以京兆少尹郭隆充渠堰使。於涇陽縣衆

善寺置院。往來勾當。今請差少尹韋文恪充

渠堰使、便令自揀擇清強官三人、專令巡檢

修造。從之。

(58) 曰唐會要曰卷八九疏鑿利人條一貞元十六年

十一月、以東渭橋納給便徐班、兼白渠漕渠

及昇原城固等渠堰使。漕渠は渭南縣に、昇

原渠は興平縣にある渠水。城固渠は武功縣

の成固渠であらう。

(59) 曰冊府元龜曰卷四九七邦計部河渠二一大曆

十二年、京兆尹黎幹奏曰、臣得畿内百姓連

狀陳、涇水為碾磴擁隔、不得溉田。請決開

鄭白支渠。復秦漢水道。以溉陸田。收數倍

之利。乃詔發使簡覆。不許碾磴妨農。

(60) 同右同條。大曆十三年正月。壞京畿白渠磴

八十餘所。以妨奪農業也。一曰。舊唐書卷一

二。郭子儀傳附郭曖傳。大曆十三年。有詔

毀除白渠水支流碾磴。以妨民溉田。昇平

有脂粉磴兩輪。郭子儀私磴兩輪。所司未敢

毀撤。公主見代宗訴之。帝謂公主曰。吾行

此詔。蓋為蒼生。爾豈不識我意耶。可為衆

率先。公主即日命毀。由是勢門碾磴八十餘

所皆毀之。新唐書卷八三諸帝公主傳

內代宗齊國昭懿公主傳一始封升平。下嫁郭

曖。大曆末。襄內民訴涇水為磴壅。不得漑。

田。京兆尹黎幹以請。詔撤去磴以水與民。

時主及曖家皆有磴。丐留。帝曰。吾為蒼生

若可為諸戚唱。即日毀。由是廢者八十所

。

(61) 曰大唐六典卷七水部郎中員外郎條。仁井

田陞曰唐令拾遺曰雜令條八五。夏正は

以開元七年令に比定する。

(62) 曰 劉夢得文集四卷二八。

(63) この部分は唐水部式の逸文として 一と二

注目されてゐるものである。仁井田前掲論

文等参照。なお 一水部式殘卷 二には本逸

文部令は脱落したものと見なす。

(64) 曰 冊府元龜四卷一七六帝王部姑息一 一建

中 一三年四月戊寅 以中書侍郎平章事張鎰

爲鳳翔尹、隴右節度觀察兼支度營田等使、

以待朱泚。初泚弟滔及於幽州。故罷泚兵柄

加泚實封五百戶。一子五品官。又賜寶氏

名園、涇水上腴田、并重錦五綵帛金銀器甚

厚、以安其意、

(65) 同右卷三八五將帥部褒異一一、(興元元年

七月) 德宗至興元、(季) 晟戎服謁見于三

橋。帝駐馬勞之、賜永崇里第及涇陽上田、

延平門之林園、廿樂八人、

(66) 第三章、五代、宋初、に於ける長安とその周

邊、ル 參照、

(67) 曰 元和志、曰 卷二高陵縣條、に 龍耀宮、在 縣

西南十四里、高祖太武皇帝龍潛舊居也、武

德六年置一と見之る也ハ云々

(68) 曰唐會要曰卷八九疏鑿利人條一大和元年六

月 命中使 附京兆府 宜令修高陵界白渠

斗門 任百姓取水溉田一

(69) 前注 (57) 參照

(70) 曰冊府元龜曰卷四九七邦計部河渠二一大和

二年閏三月 京兆府奏 准收出樣造水車訖

時鄭白渠既役 又命江南 徵造水車匠

帝於禁中親指準 乃分賜畿内諸縣 令依樣

製造 以廣溉種一 曰新唐書曰卷八文宗紀一

一 大和二年閏三月、令京兆府造水車、散給
 鄭白渠百姓、以灌水田。ここに水車が白
 渠で利用され始めたのは注目すべきである
 。一 以廣漑種、一 以灌水田とあることか
 ら、揚水用の水車を以ることには確實であら
 う。既述のようには、碾磑による不法取水
 上流縣下での農田への不法な先取り等によ
 って、白渠の水量が下流になるほど減じ
 下流域では農田への取水が著しく困難とな
 りつつあった。このような白渠下流域での

水位低下といふ事實と揚水用水車との時期における導入とは無關係ではなさそうである。

(71) 「水部式殘卷」 「諸水碾磴、若擁水質泥塞渠、不自疎導、致令水溢渠壞、於公私有妨

者、碾磴即令毀破」。

(72) 曰漢書曰卷二十九溝洫志。唐代における涇水

の濁流については、史念海「論涇渭清濁的

變遷」(河山集)第二集 生活・讀書・新

知三聯書店 一九八一 參照。

(73) 曰新唐書曰卷八一睿宗惠宣太子業傳(昭宗

期)曾孫知柔嗣(薛)王再為宗正卿。

久之擢京兆尹始鄭白渠梗塞民不得歲

知柔調三輔治復舊道灌漑如約遂無

旱虞民詣闕請立石紀功知柔固讓得止

一曰冊府元龜曰卷四九七邦計部河渠二一

後周顯五年十二月戊寅以工部郎中何幼

冲為司勳郎中充關西渠堰使仍命於雍耀

之間疏涇水以溉稻田。

(74) 華中篇第二章「唐代の揚州城とその郊區」

